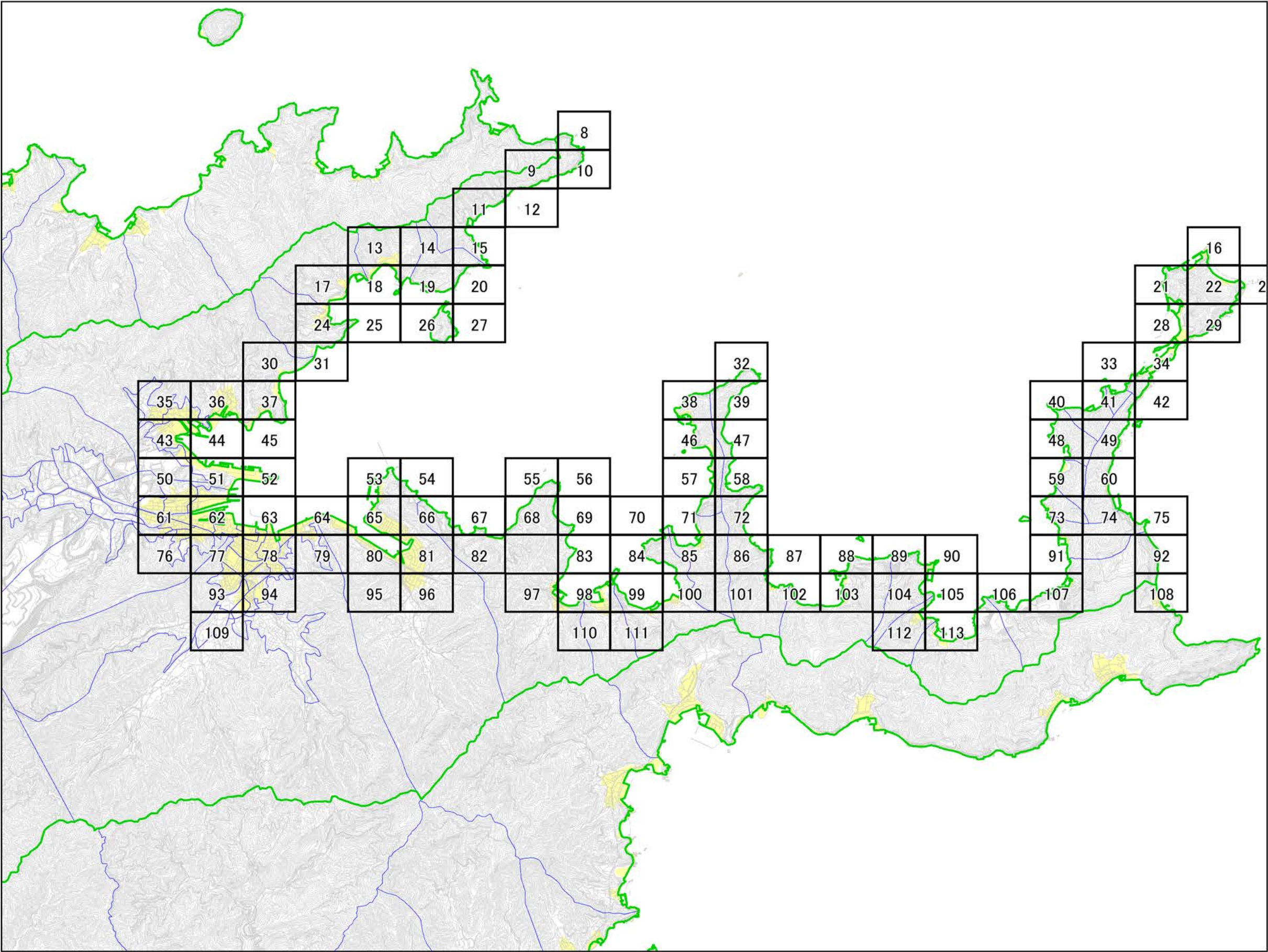




津波災害警戒区域

市町村界

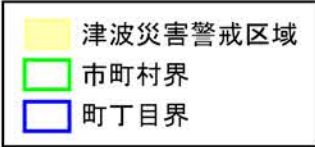
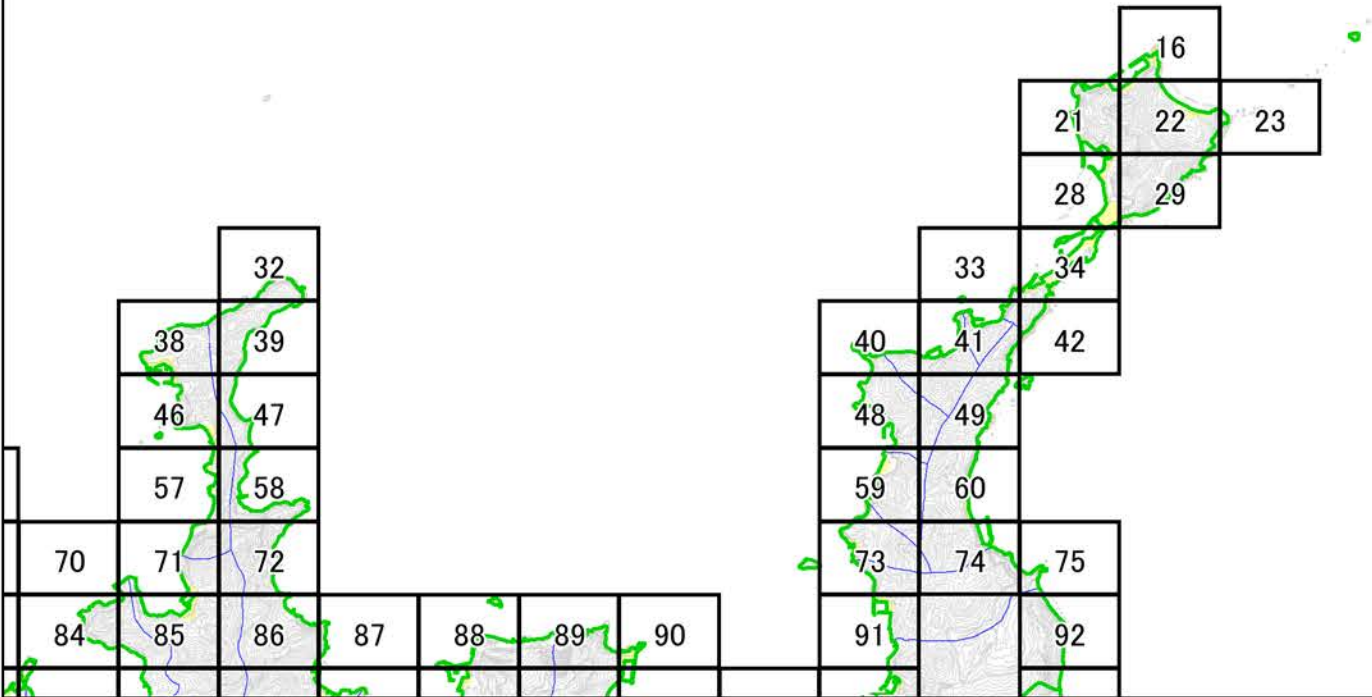
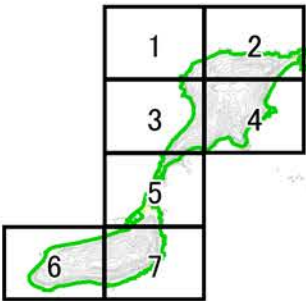
町丁目界



図郭番号	津久見市
図面名(図面番号)	位置図(1/2)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。



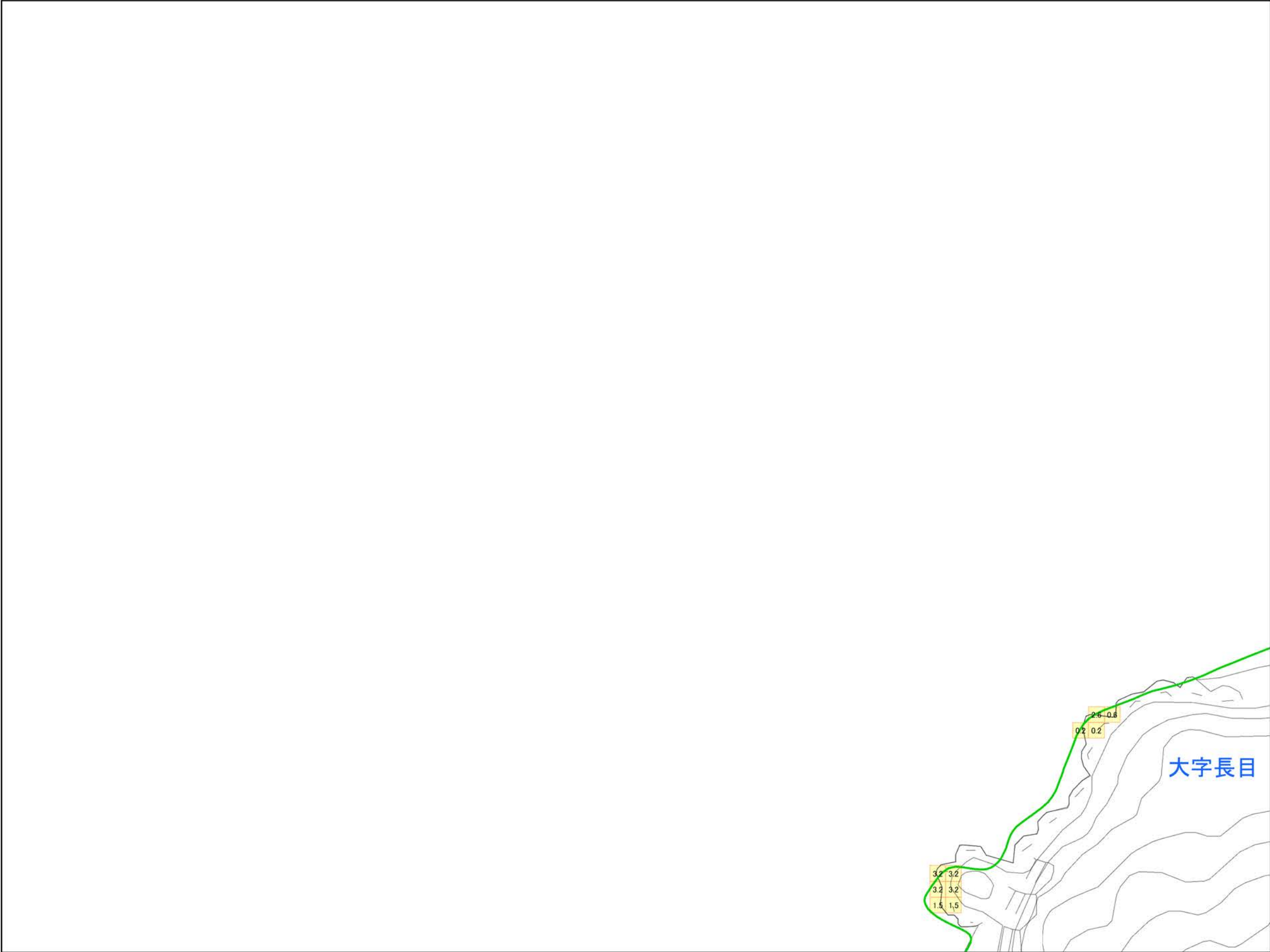
図郭番号	津久見市
図面名(図面番号)	位置図(2/2)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【索引図】





津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

留意事項

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。

○この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。

○この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(1)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

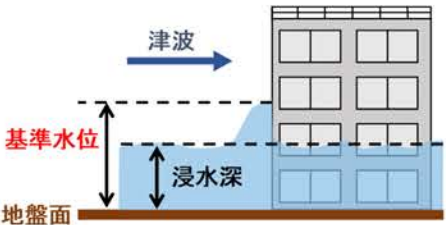
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

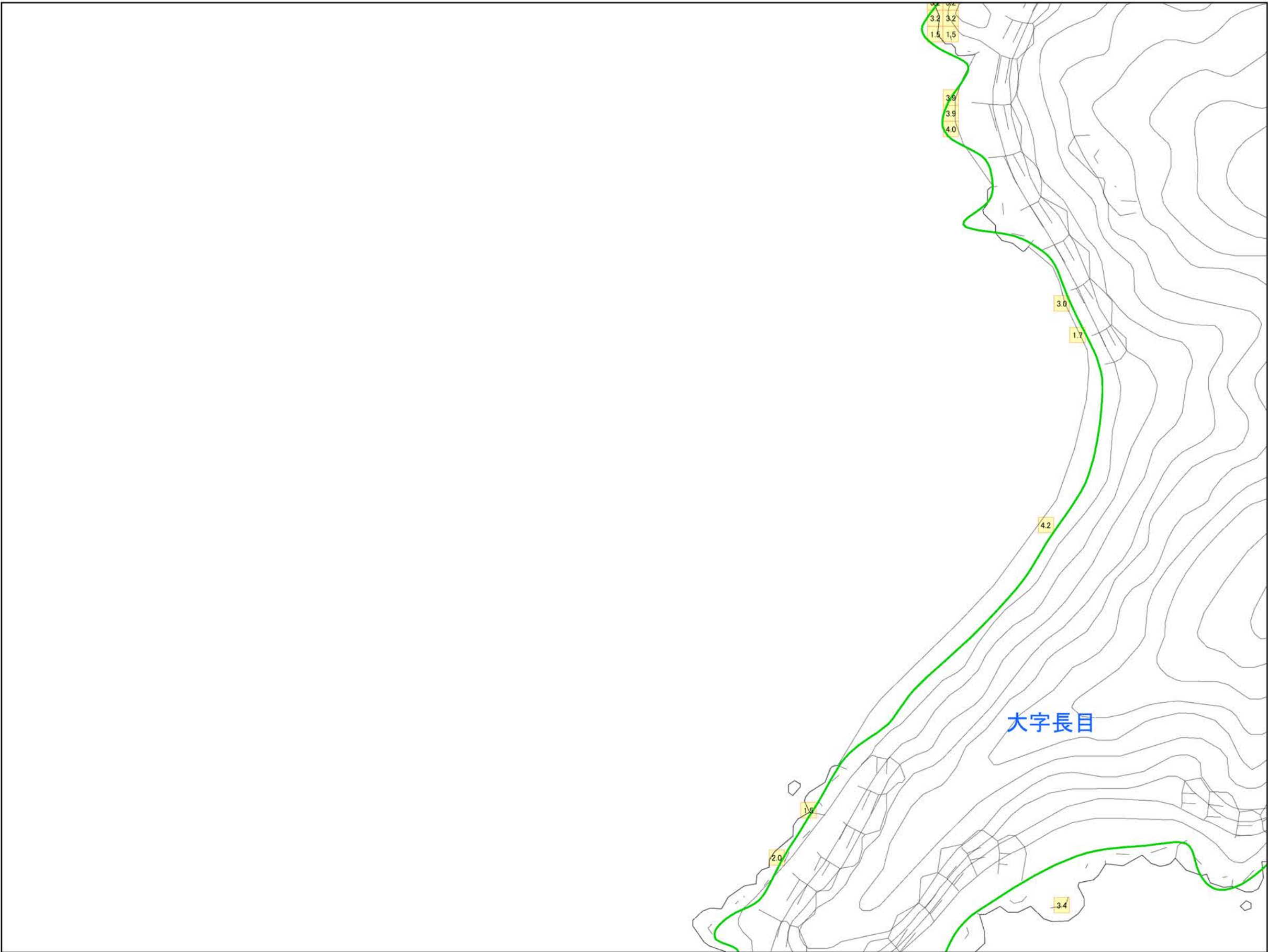
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(2)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

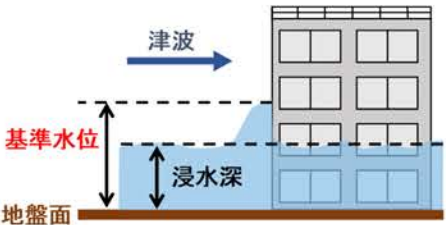
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

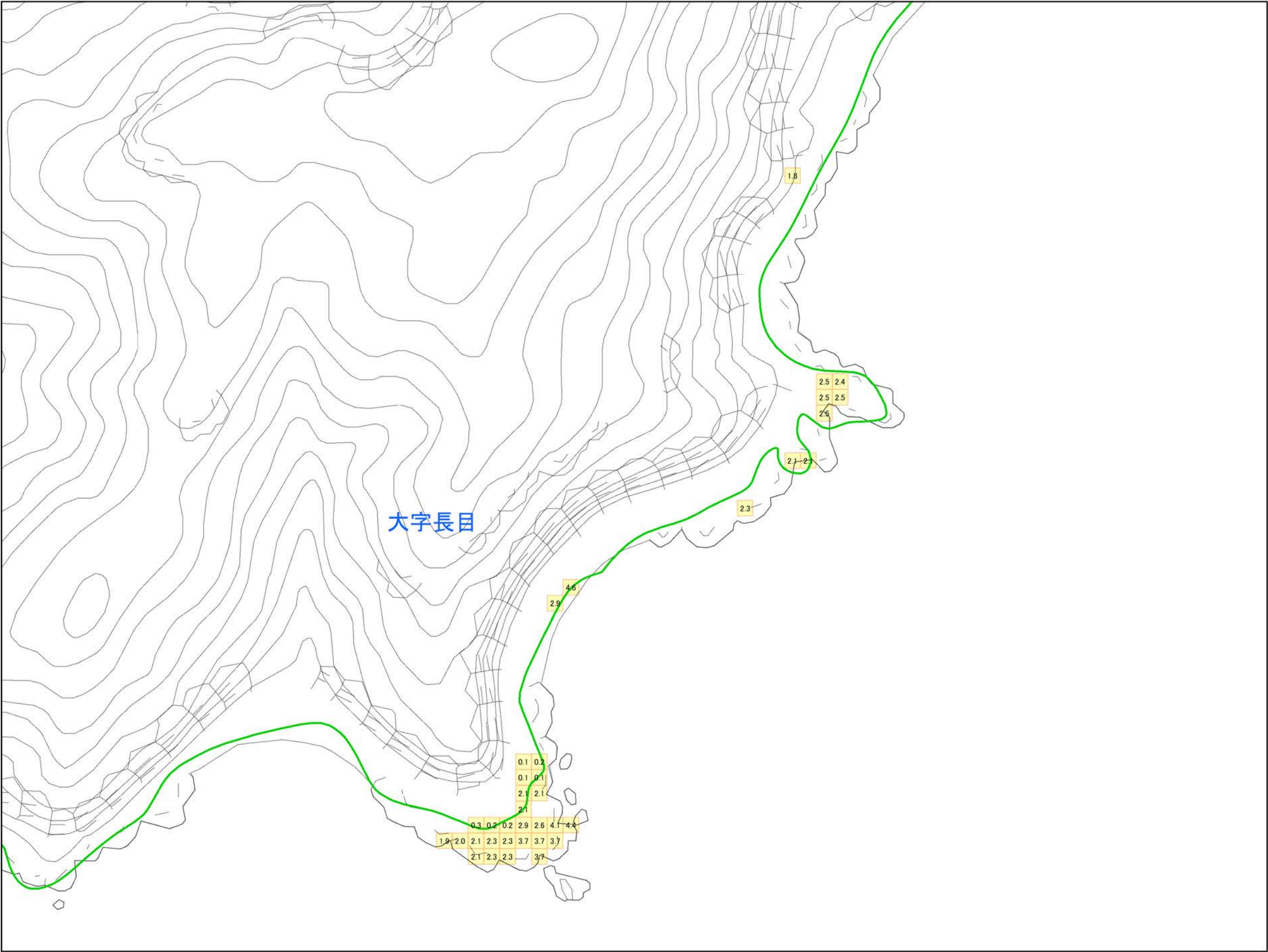
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(3)



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

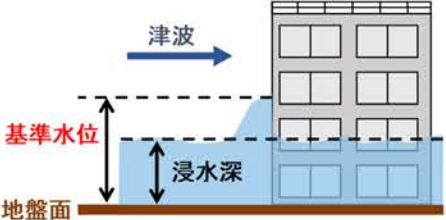
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

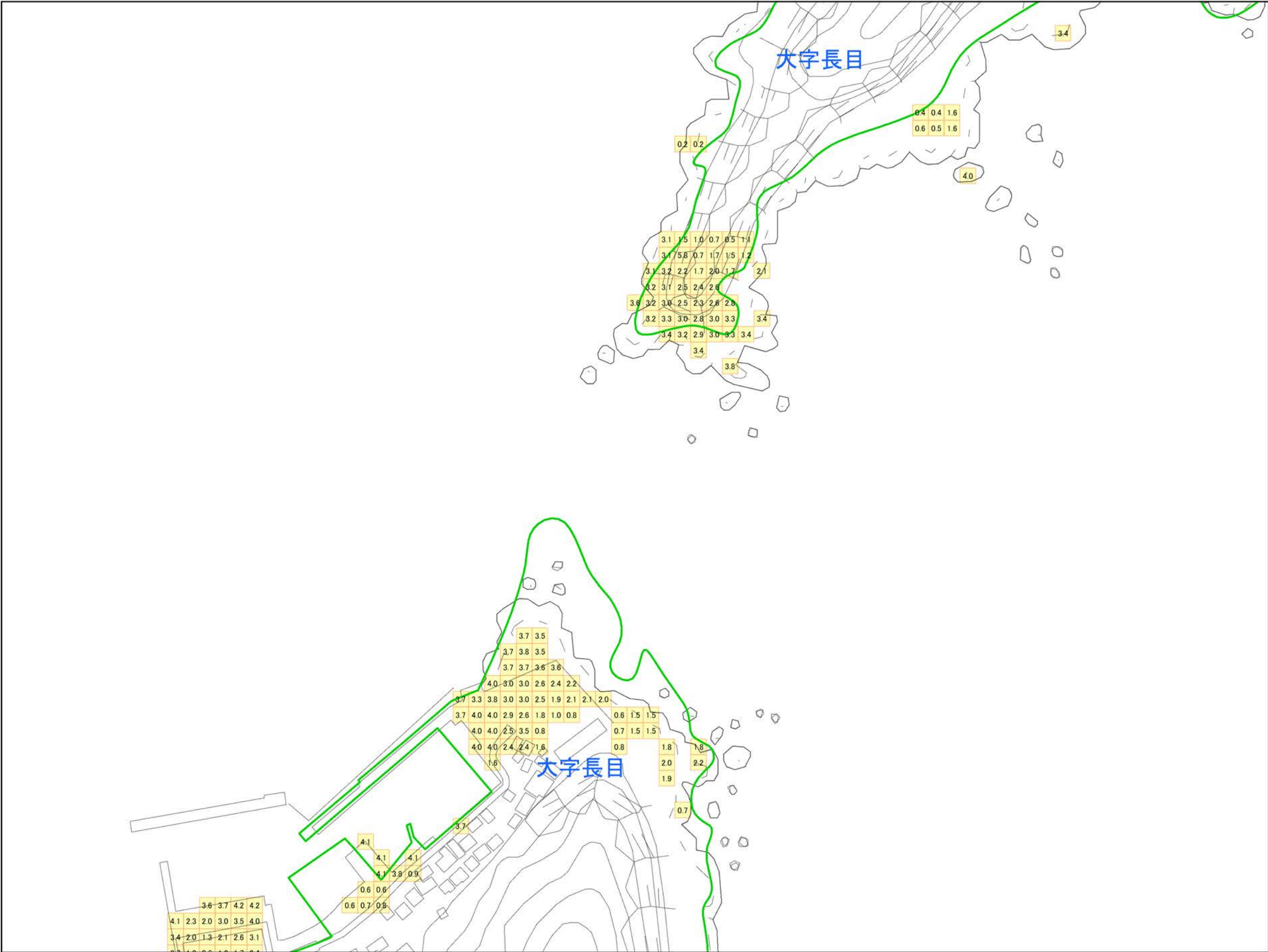
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(4)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

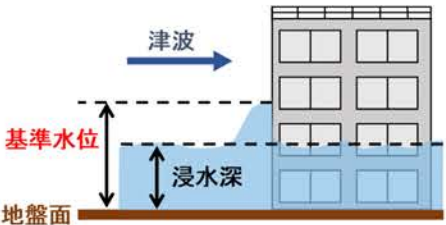
町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(5)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



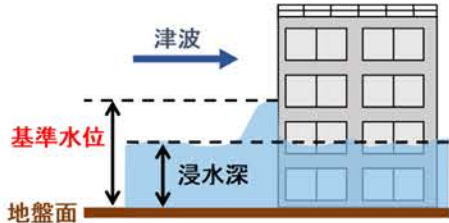
- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

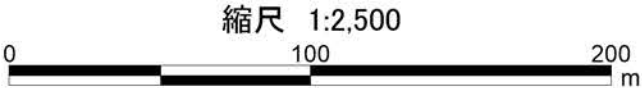


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

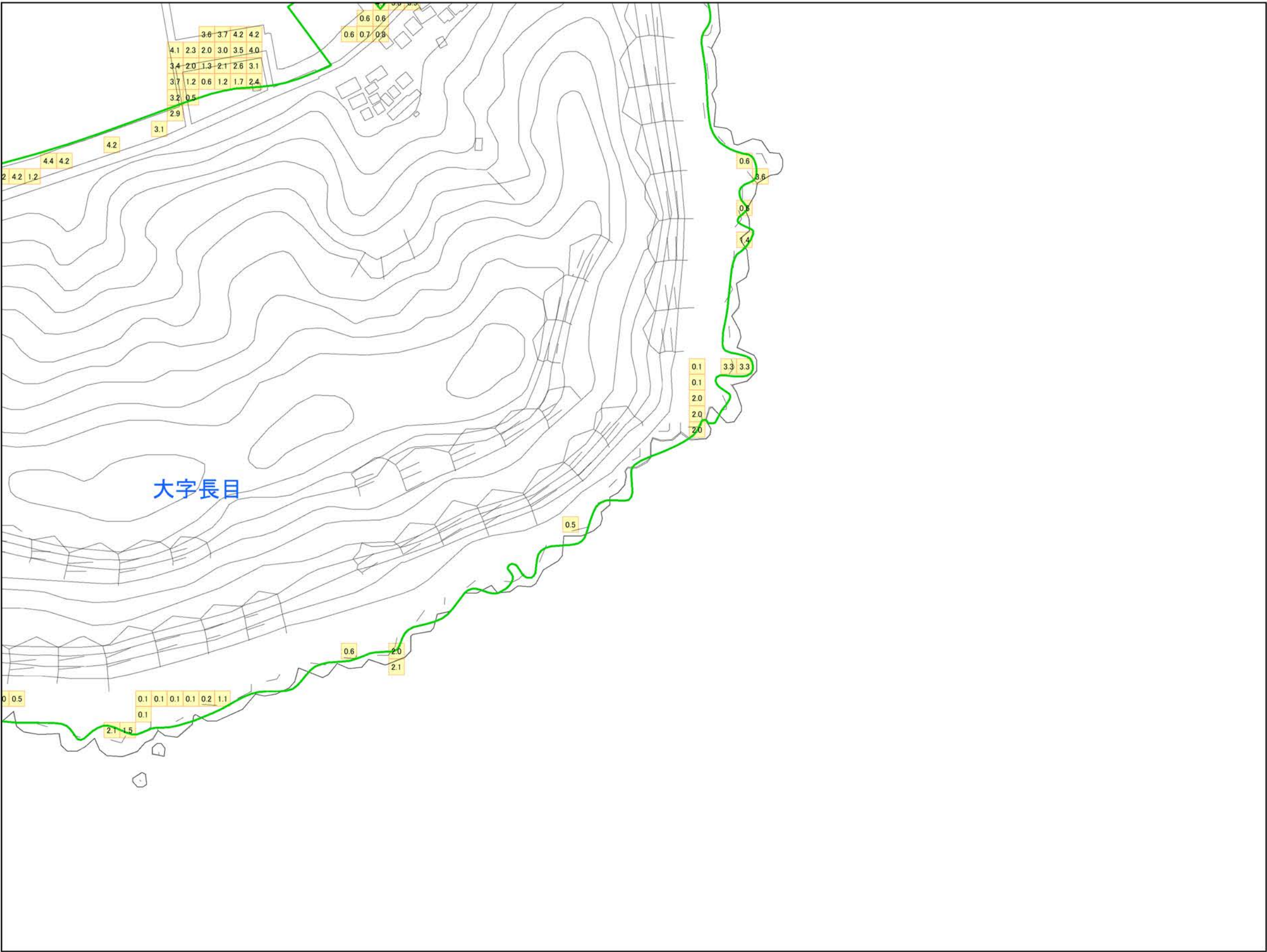
津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
市町村界	
町丁目界	



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(6)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 699) 市町村界と町丁目界は令和2年度国勢調査の小地域(総務省)を加工して作成した。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界



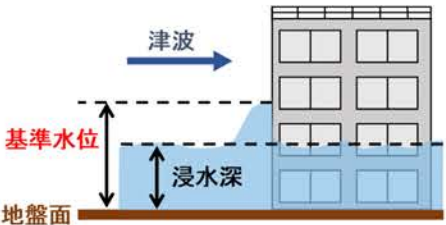
縮尺 1:2,500



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

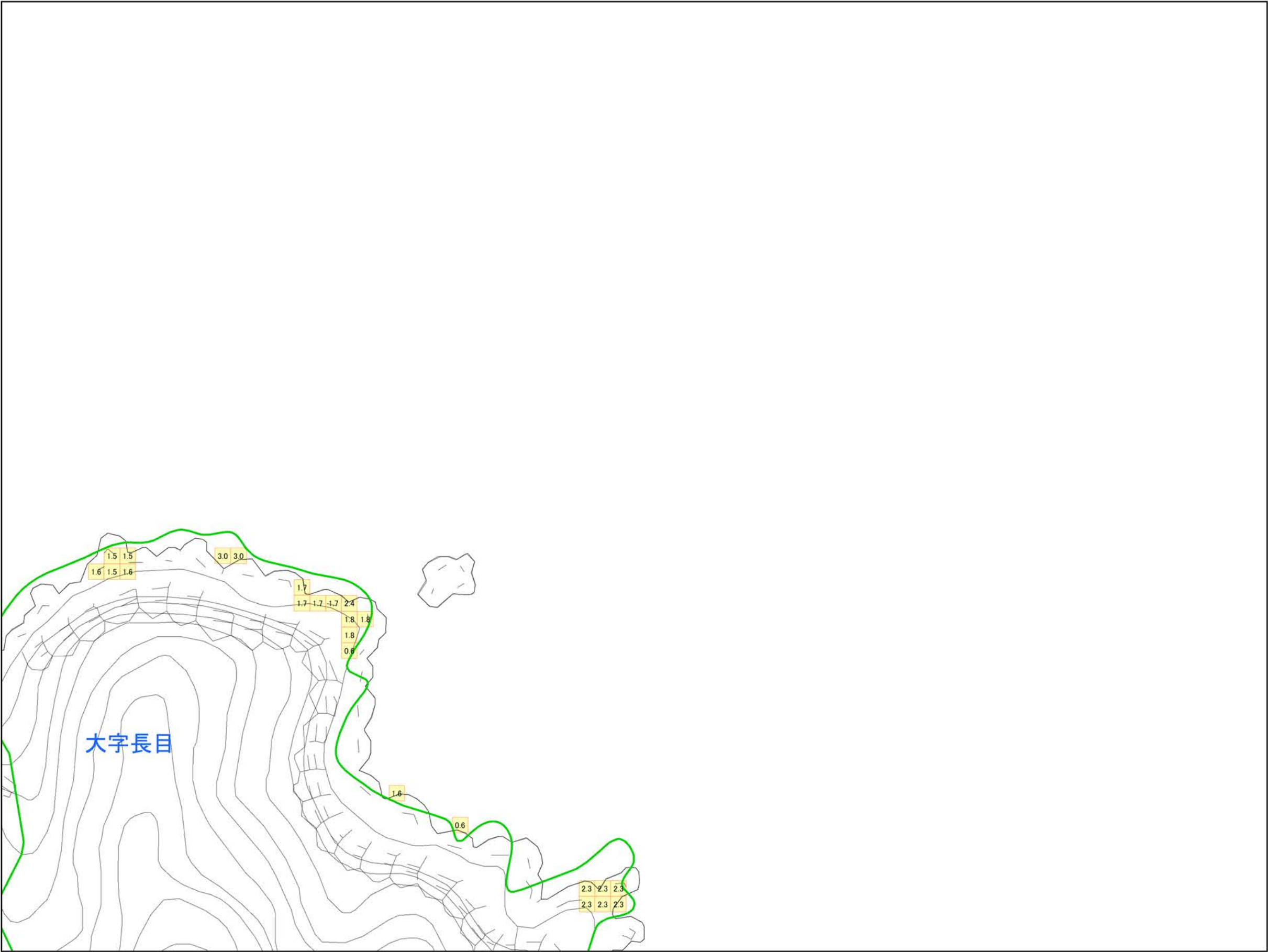
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(7)



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界



縮尺 1:2,500



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(8)

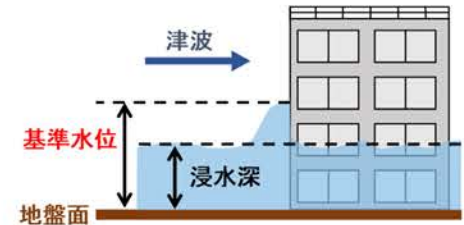
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

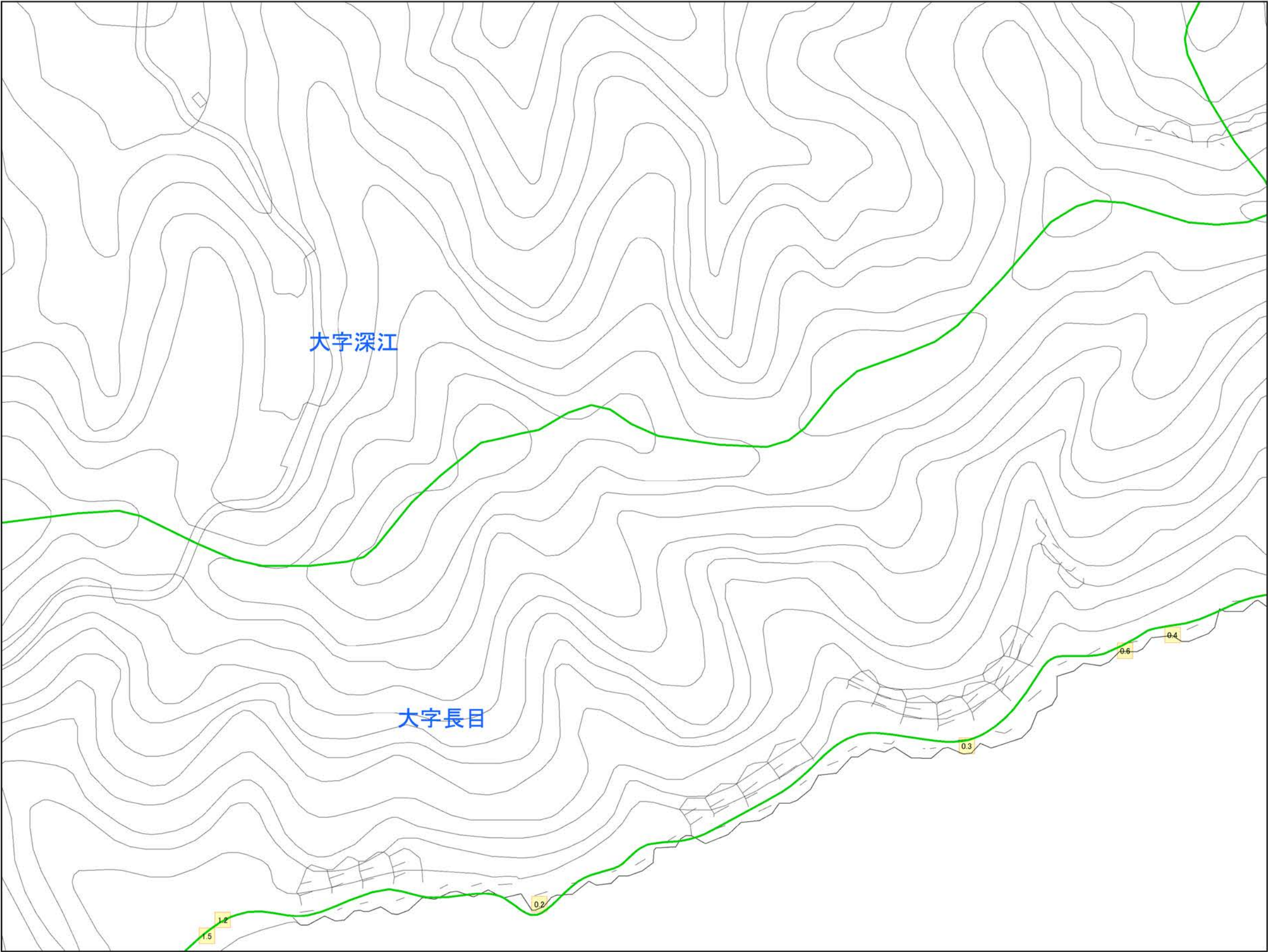


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

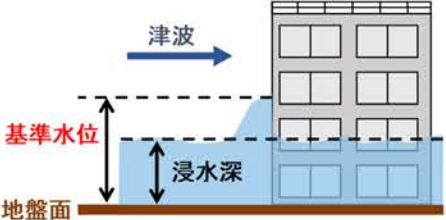
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

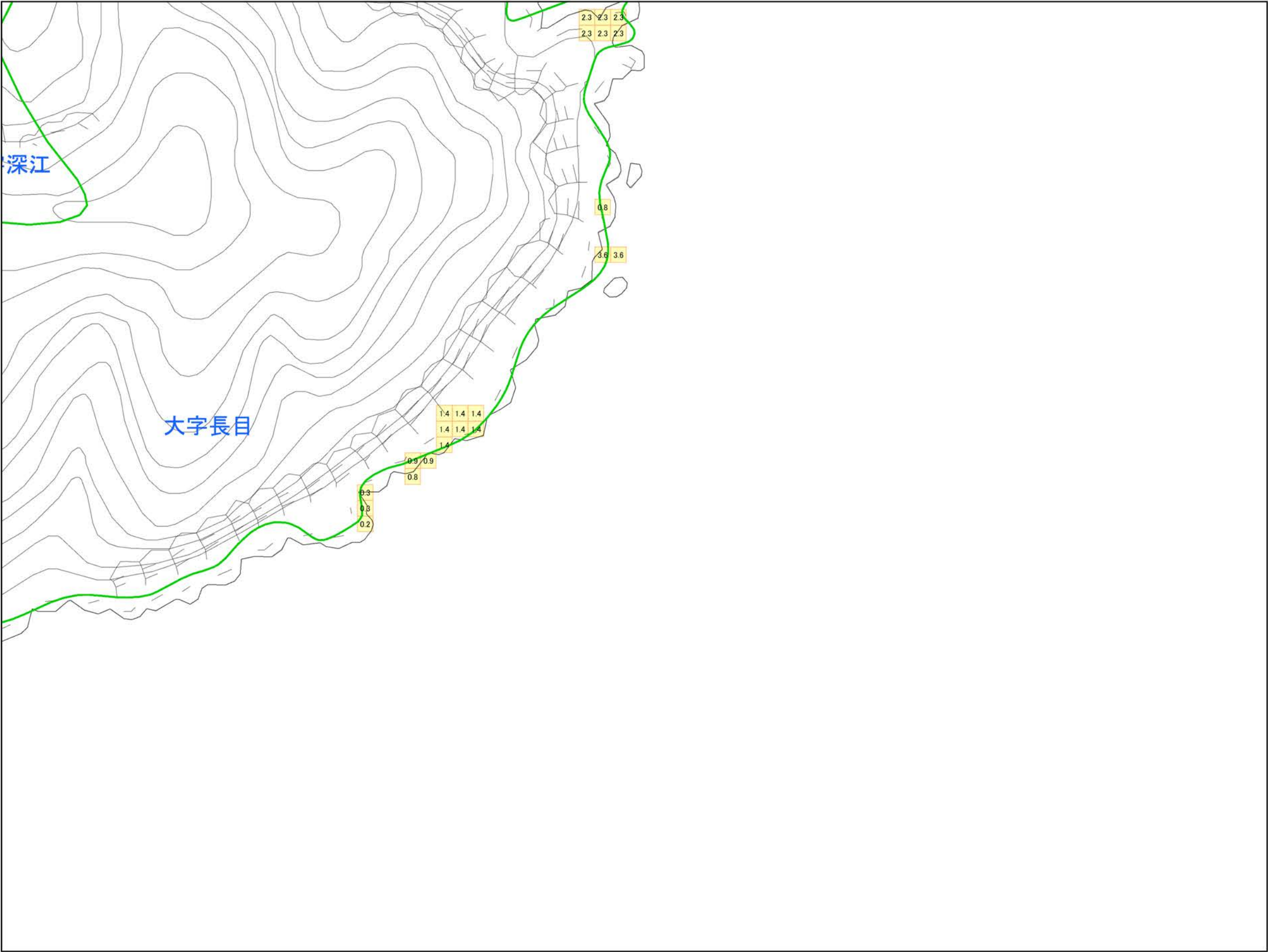
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(9)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

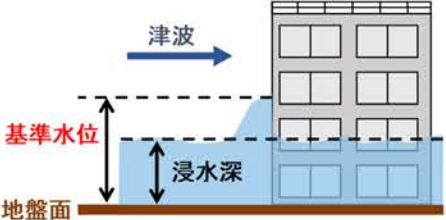
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

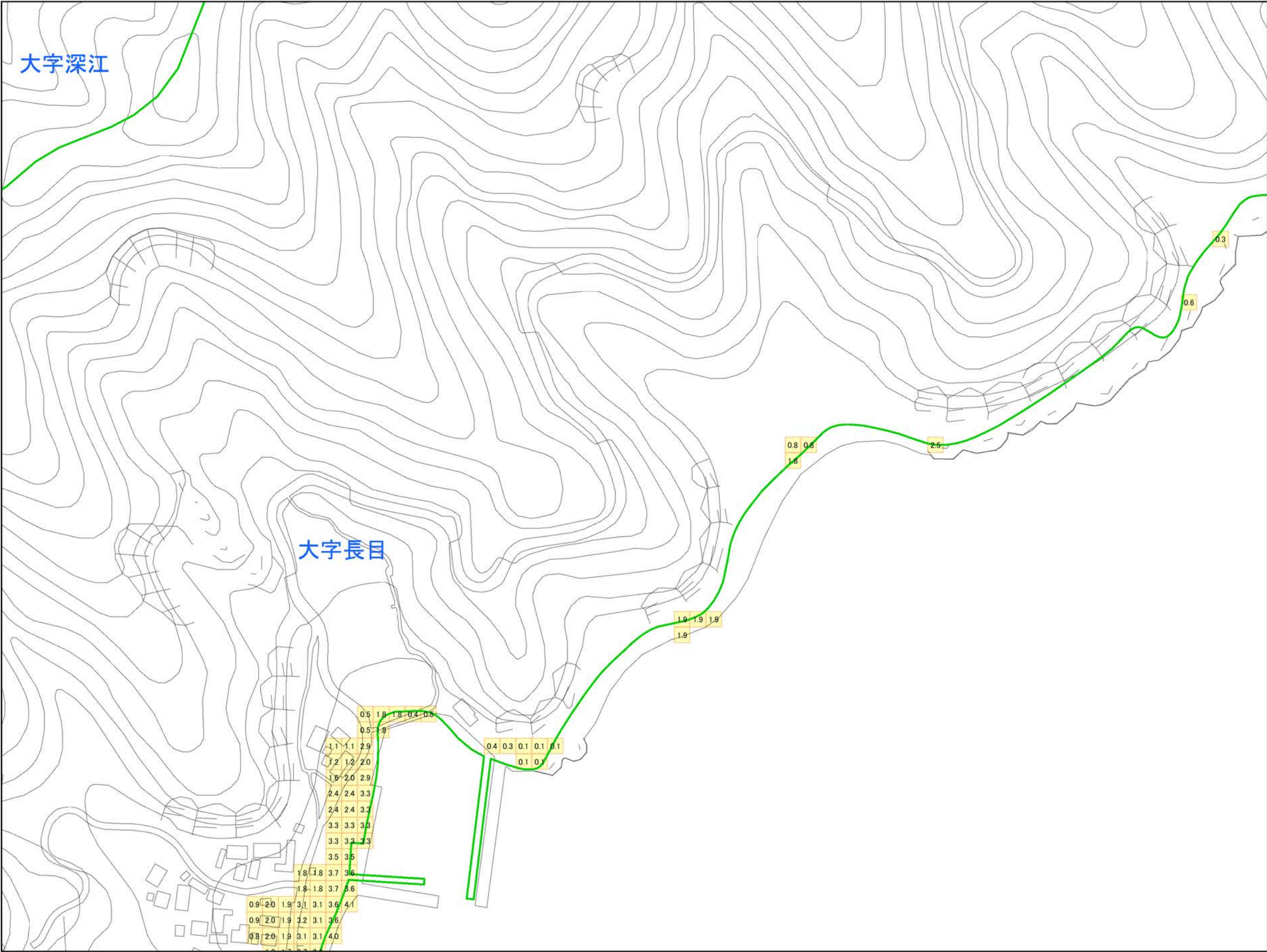
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(10)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

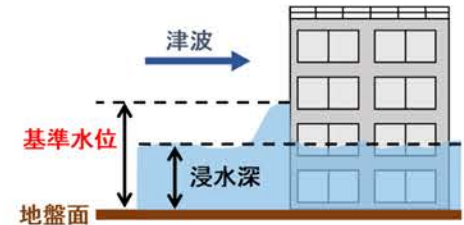
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(11)

留意事項

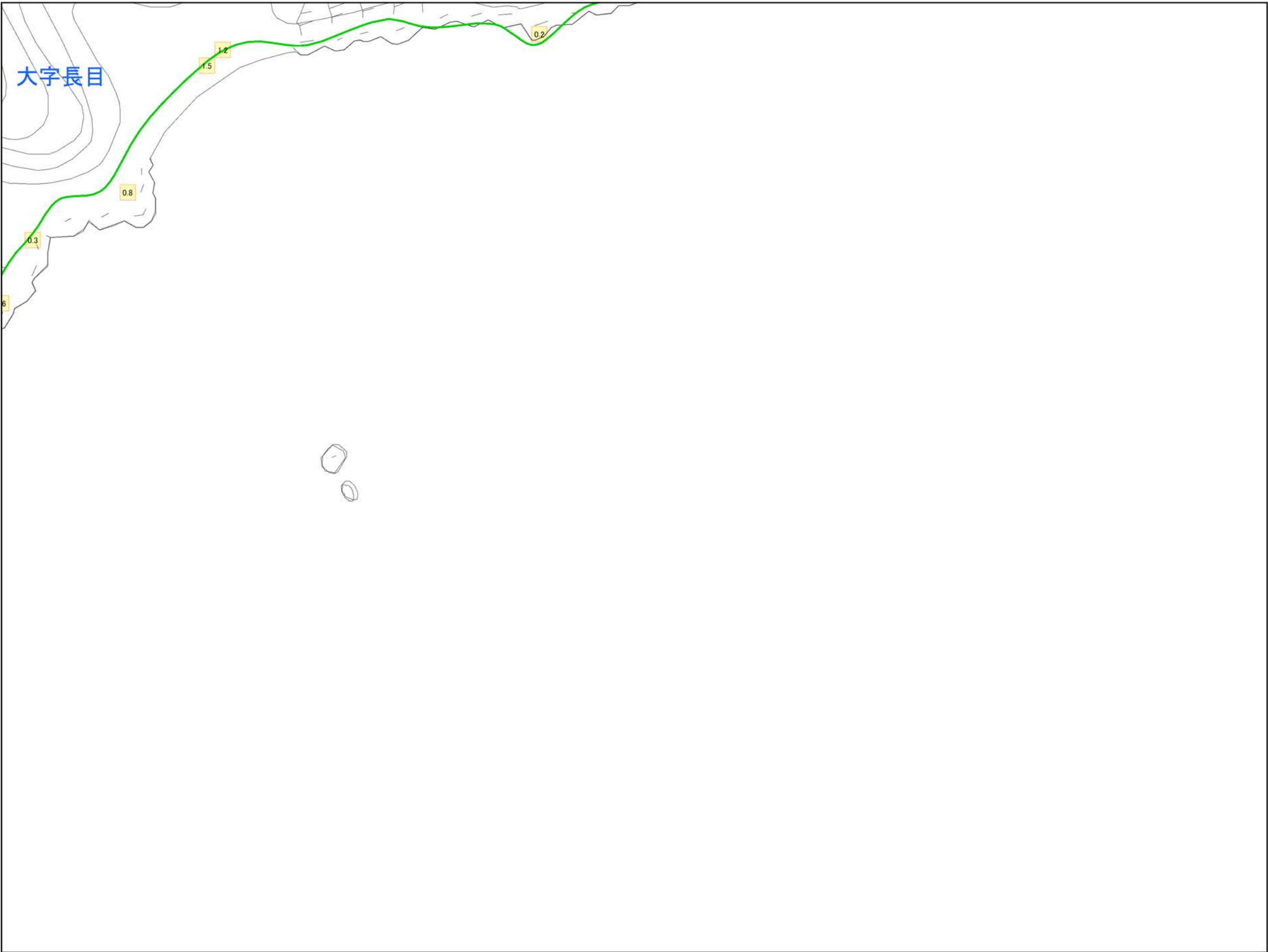
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0

100

200

m

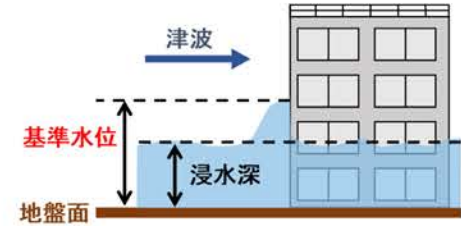
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(12)

留意事項

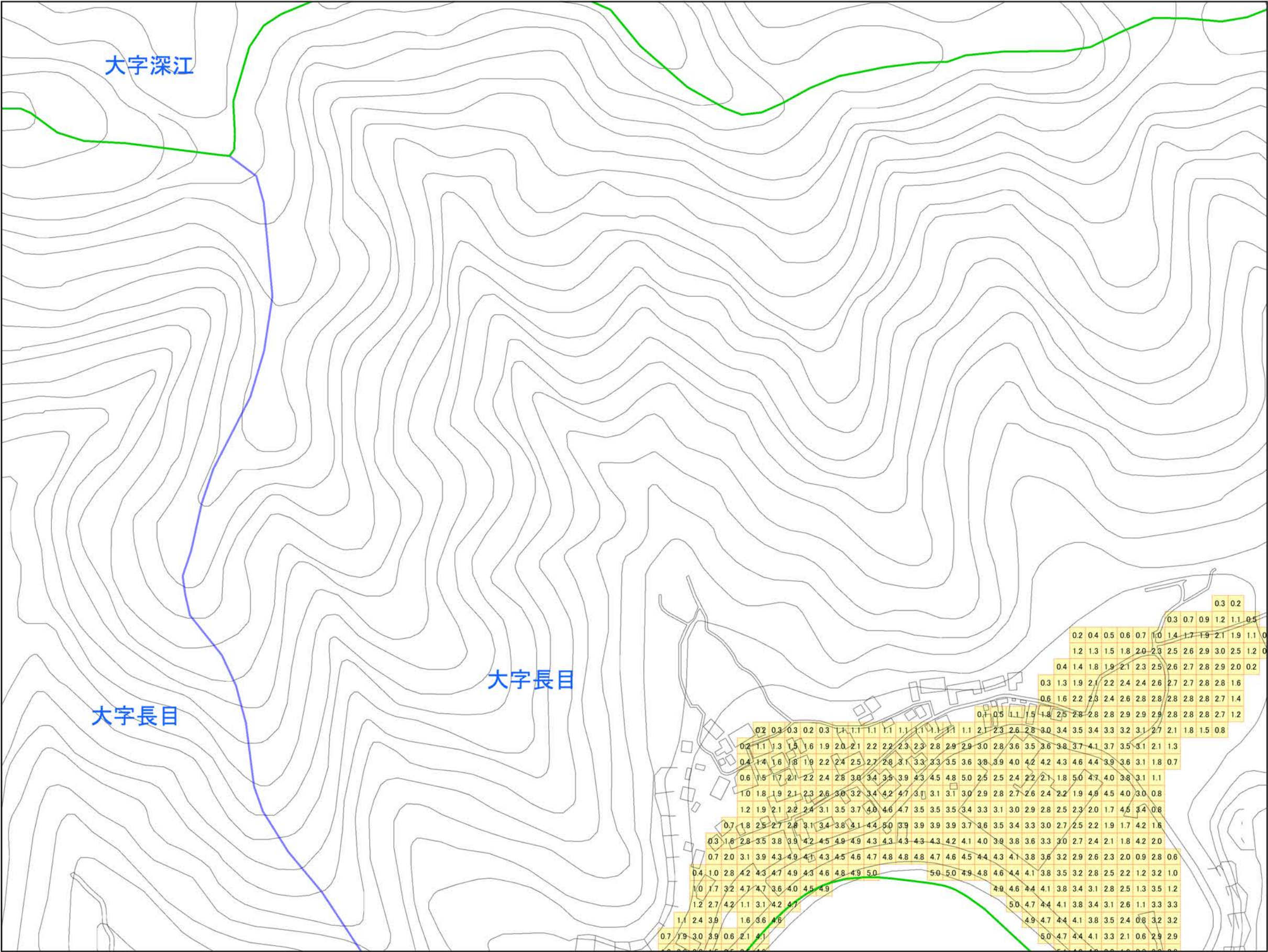
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0

100

200

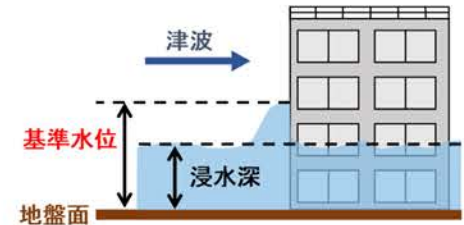
m

N

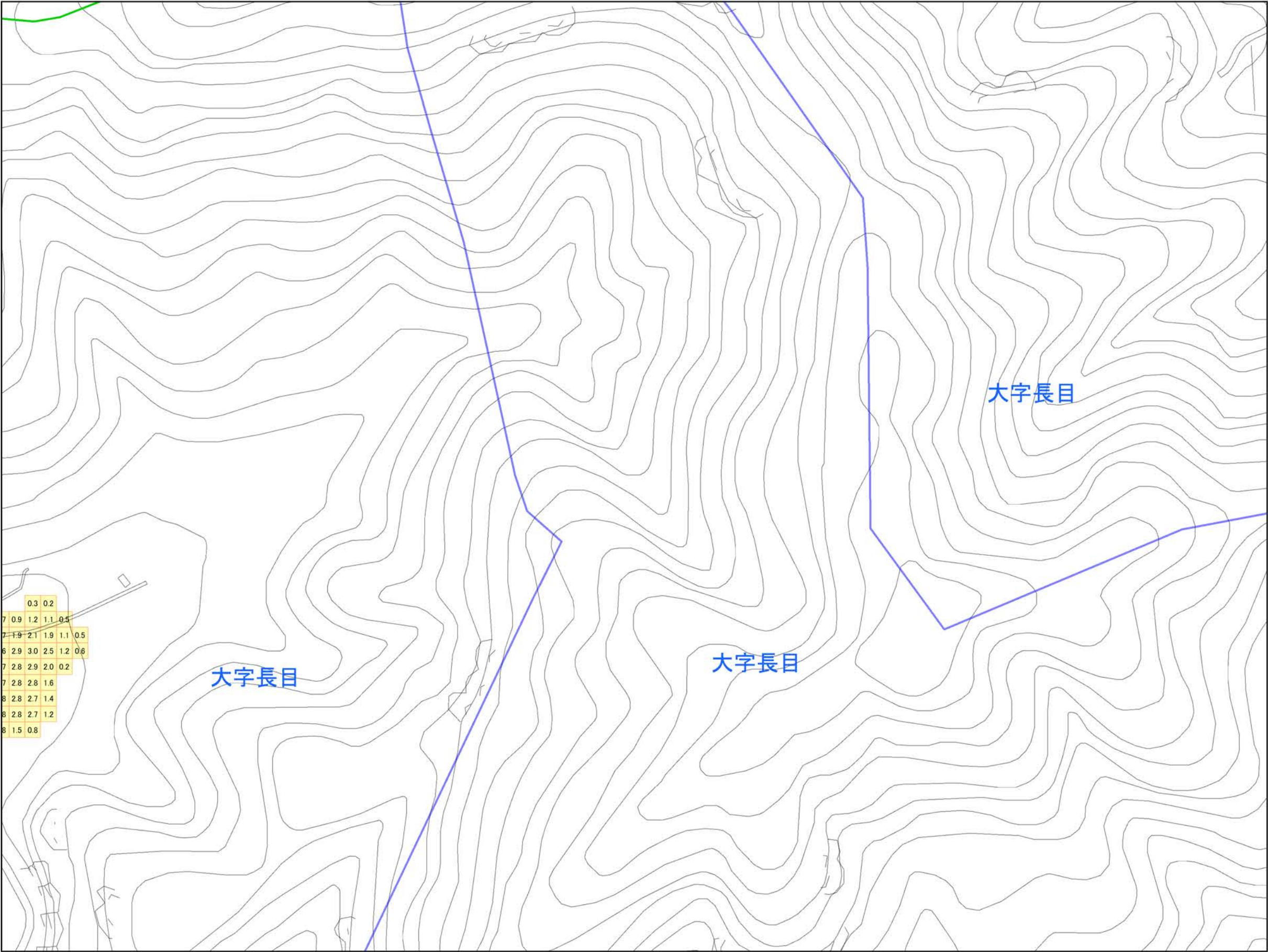
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(13)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界



縮尺 1:2,500

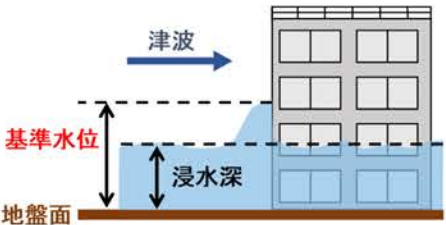


津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名 (図面番号)	区域図(14)

留意事項

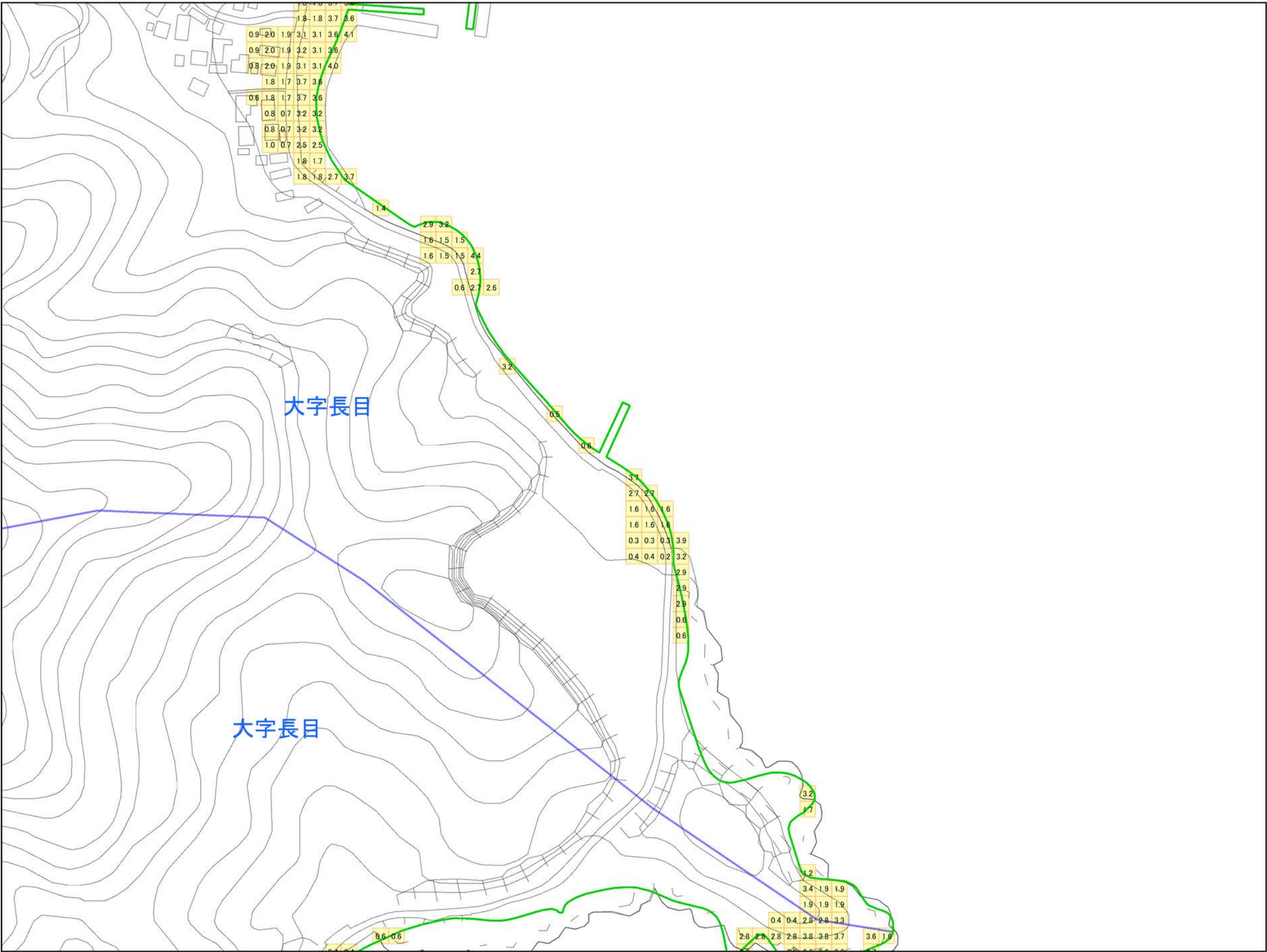
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

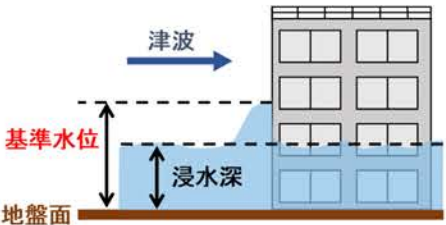
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

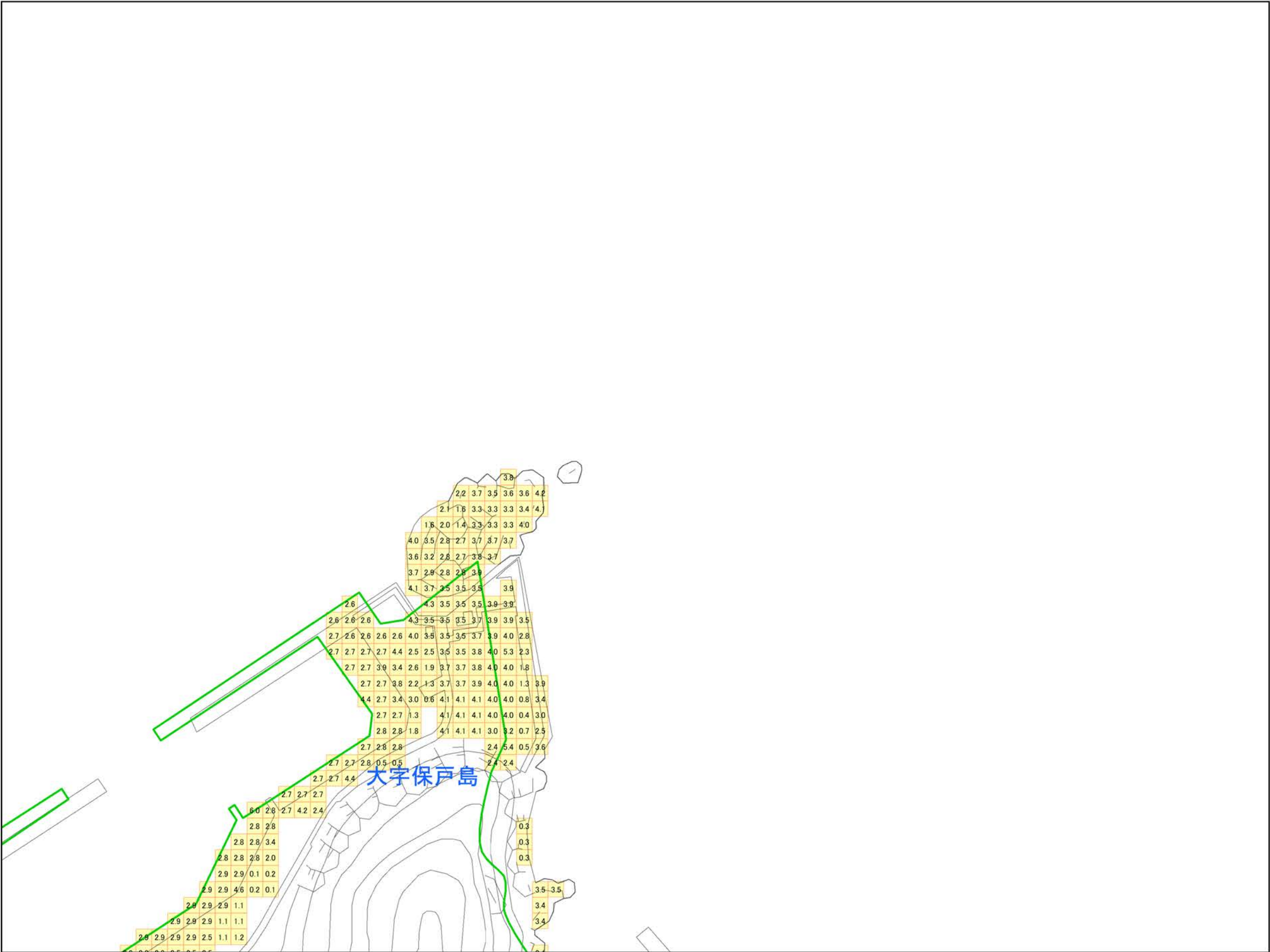
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(15)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

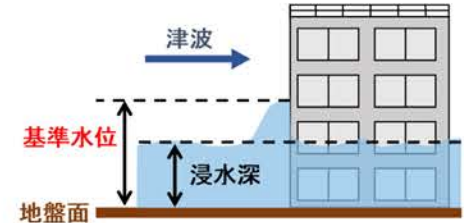
0 100 200 m

N

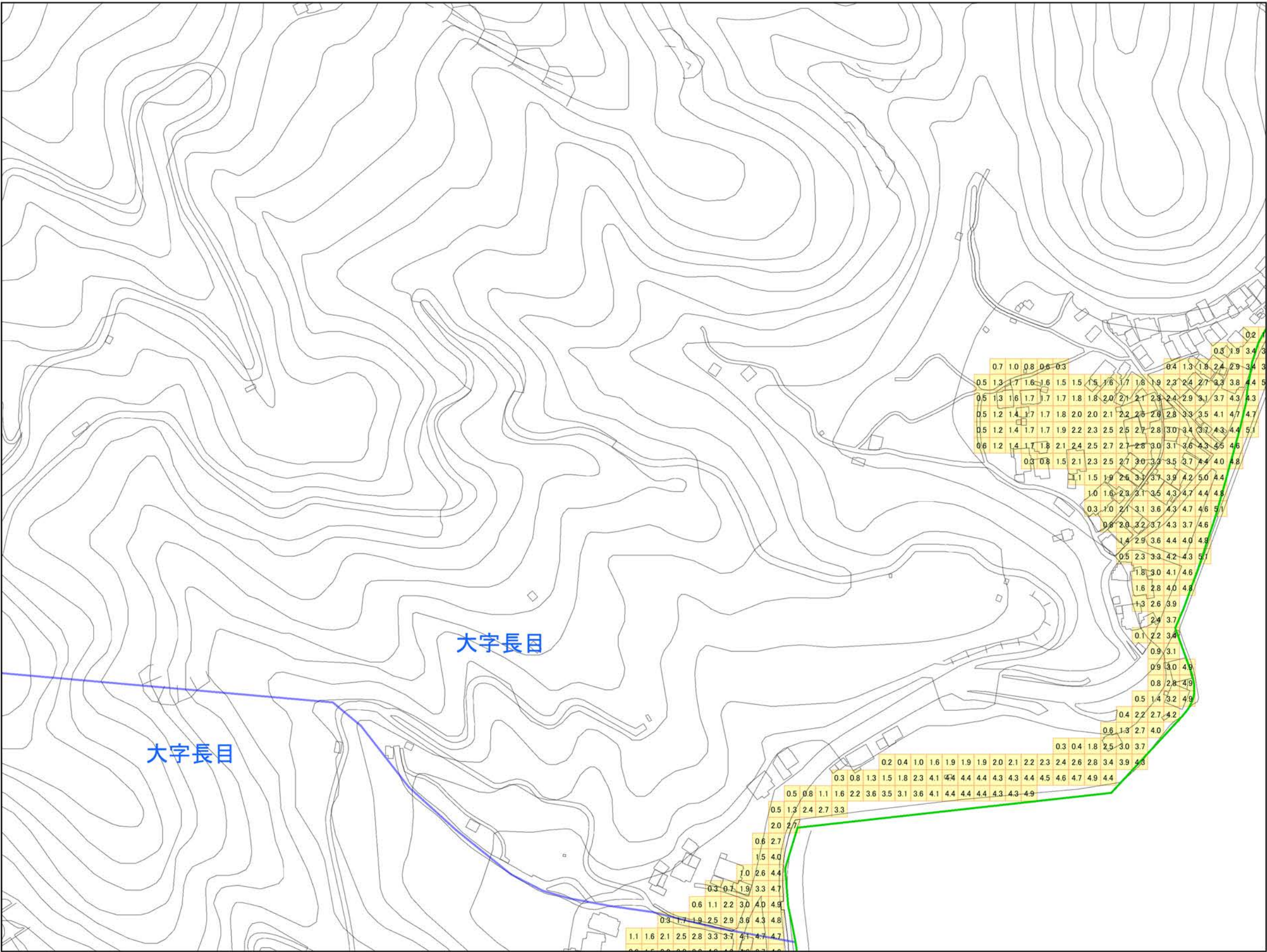
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(16)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0

100

200

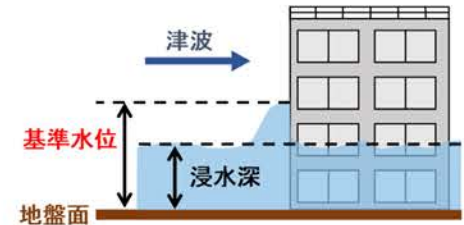
m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(17)

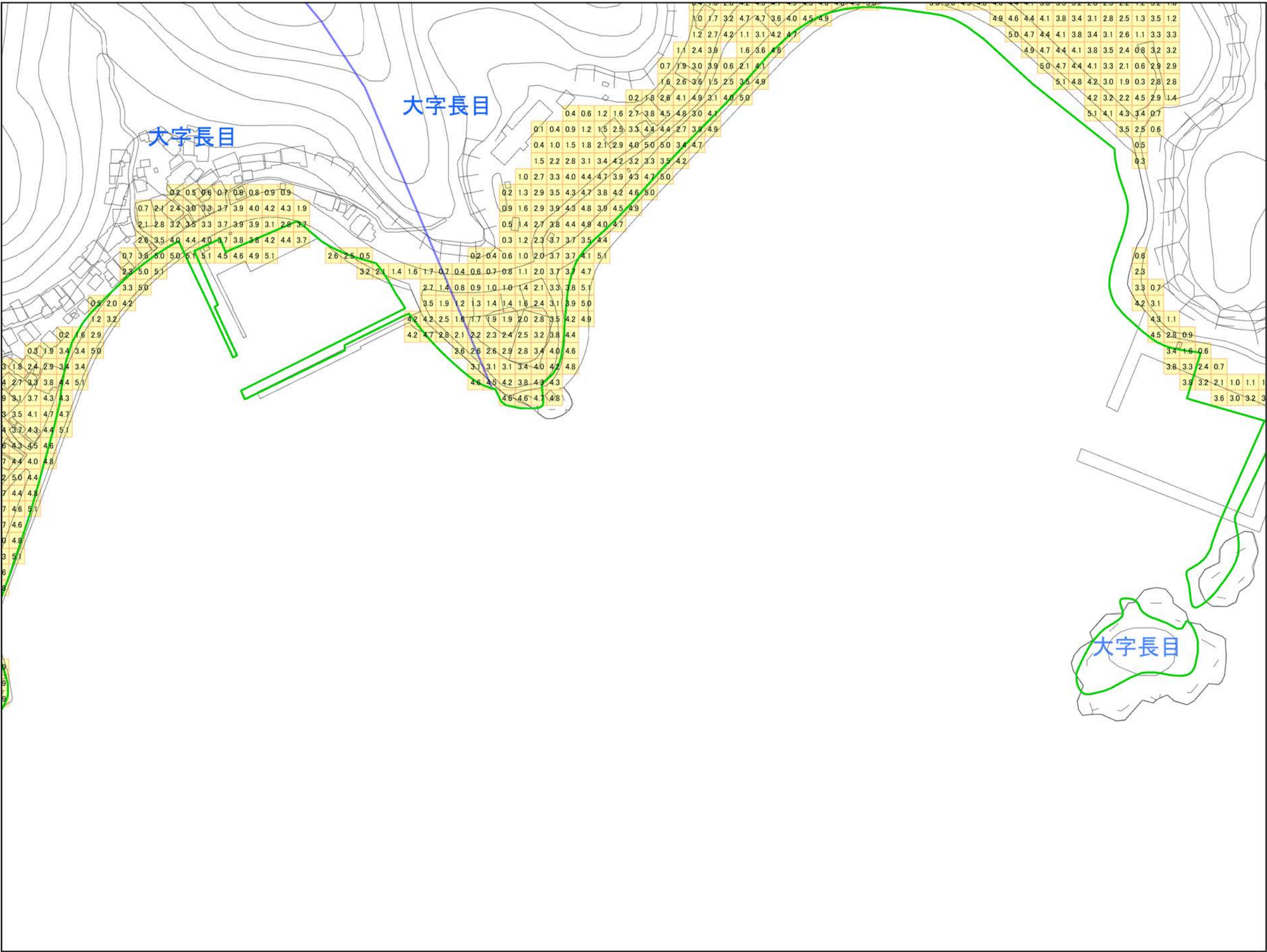
留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(18)

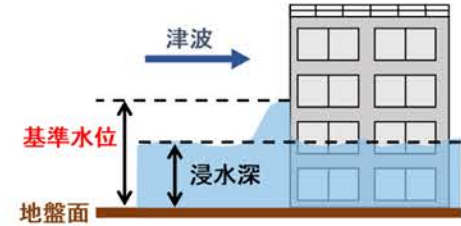
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

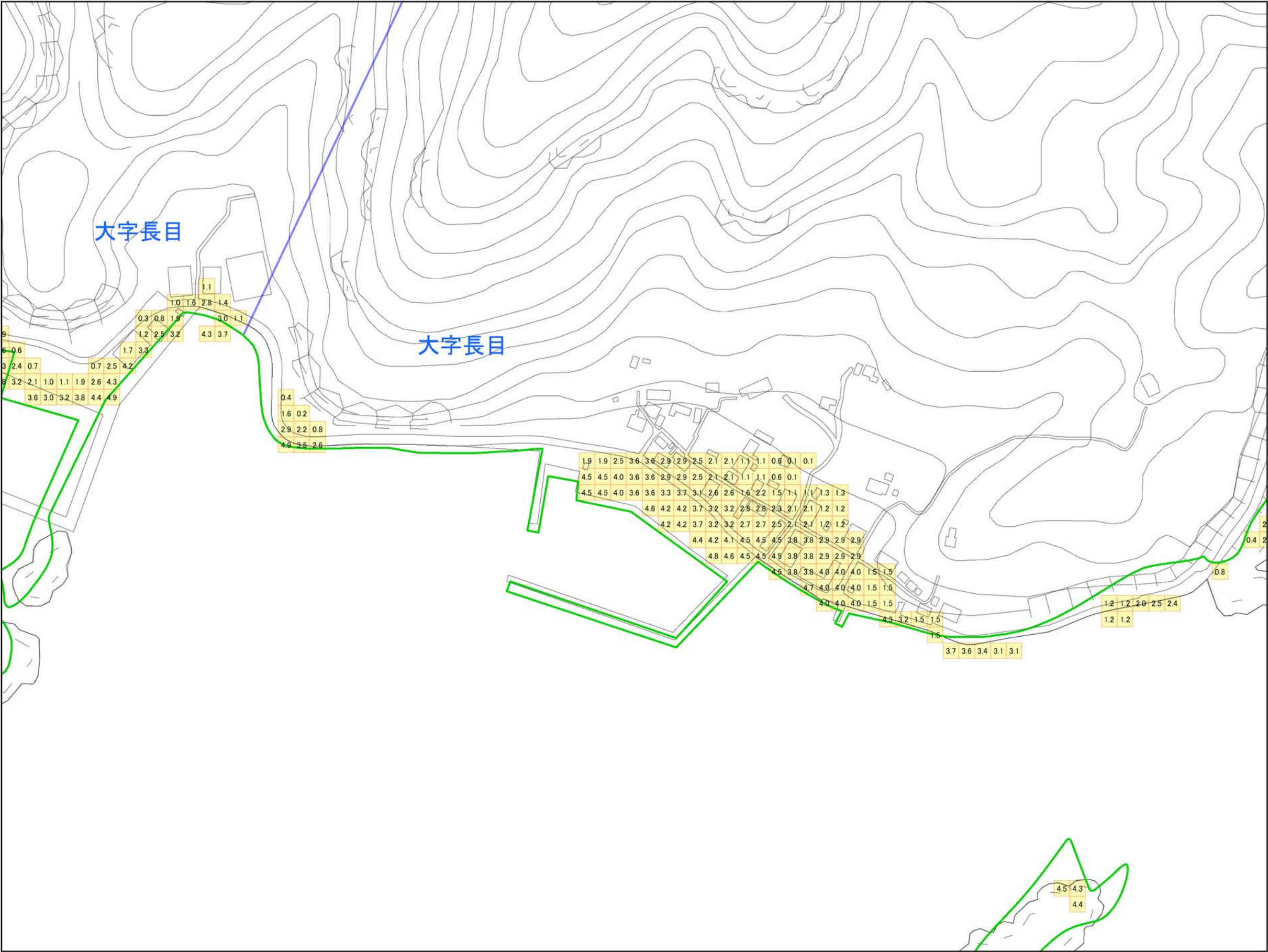


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

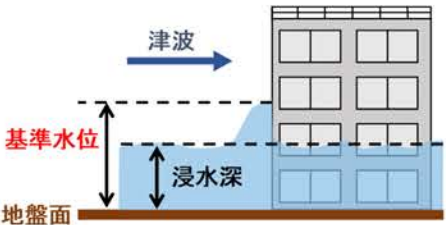
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(19)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(20)

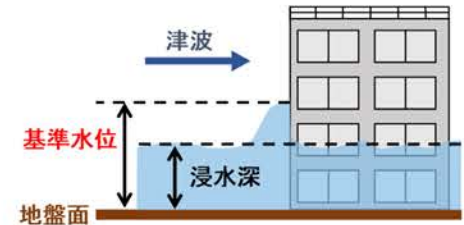
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

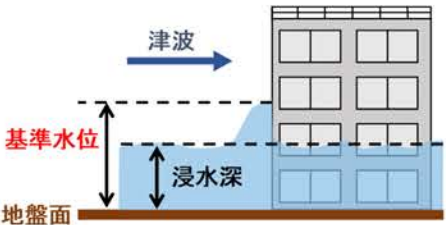
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

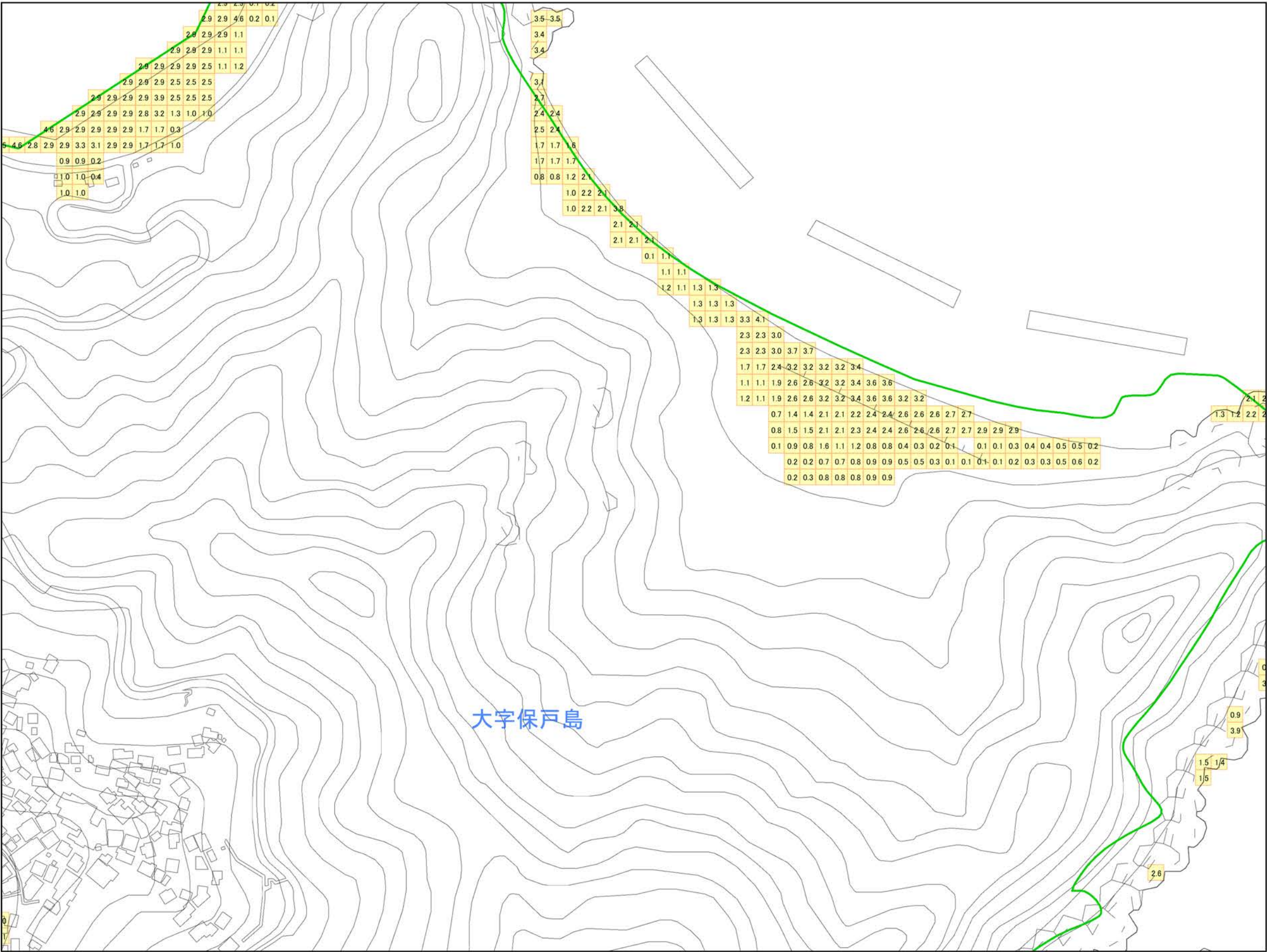
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(21)



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

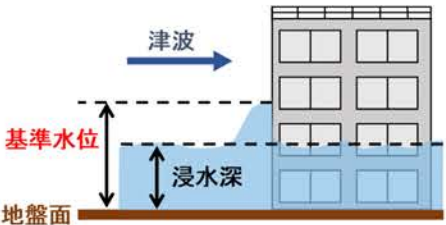
町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(22)

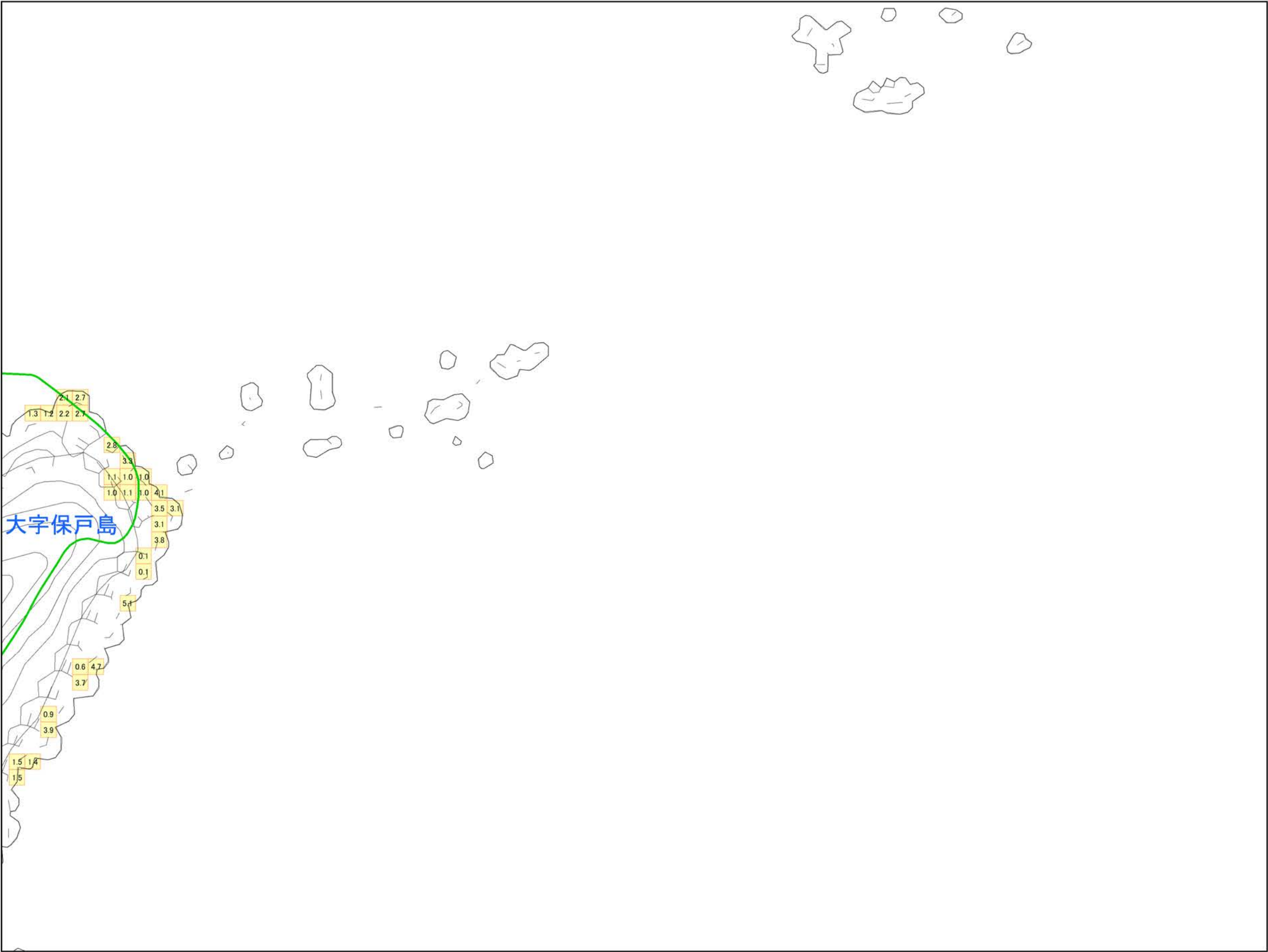
留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

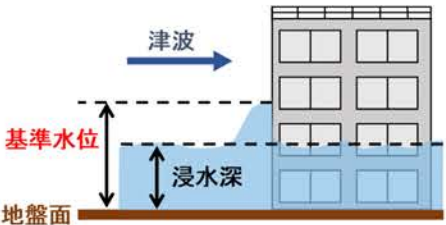
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

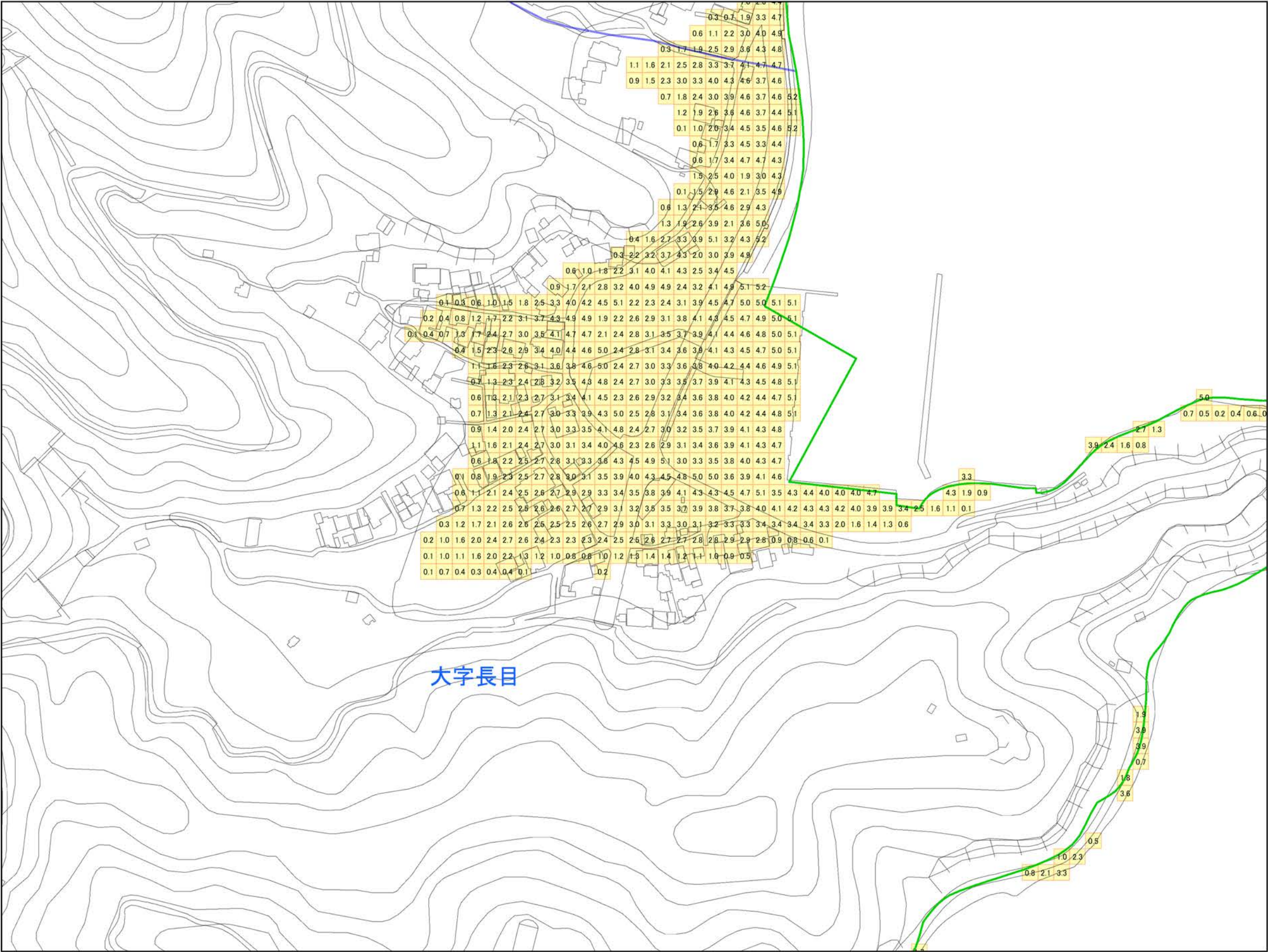
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(23)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(24)

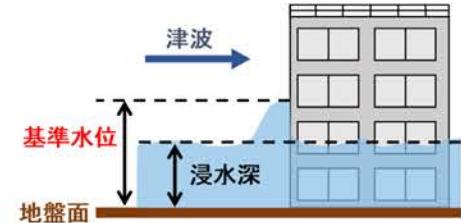
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

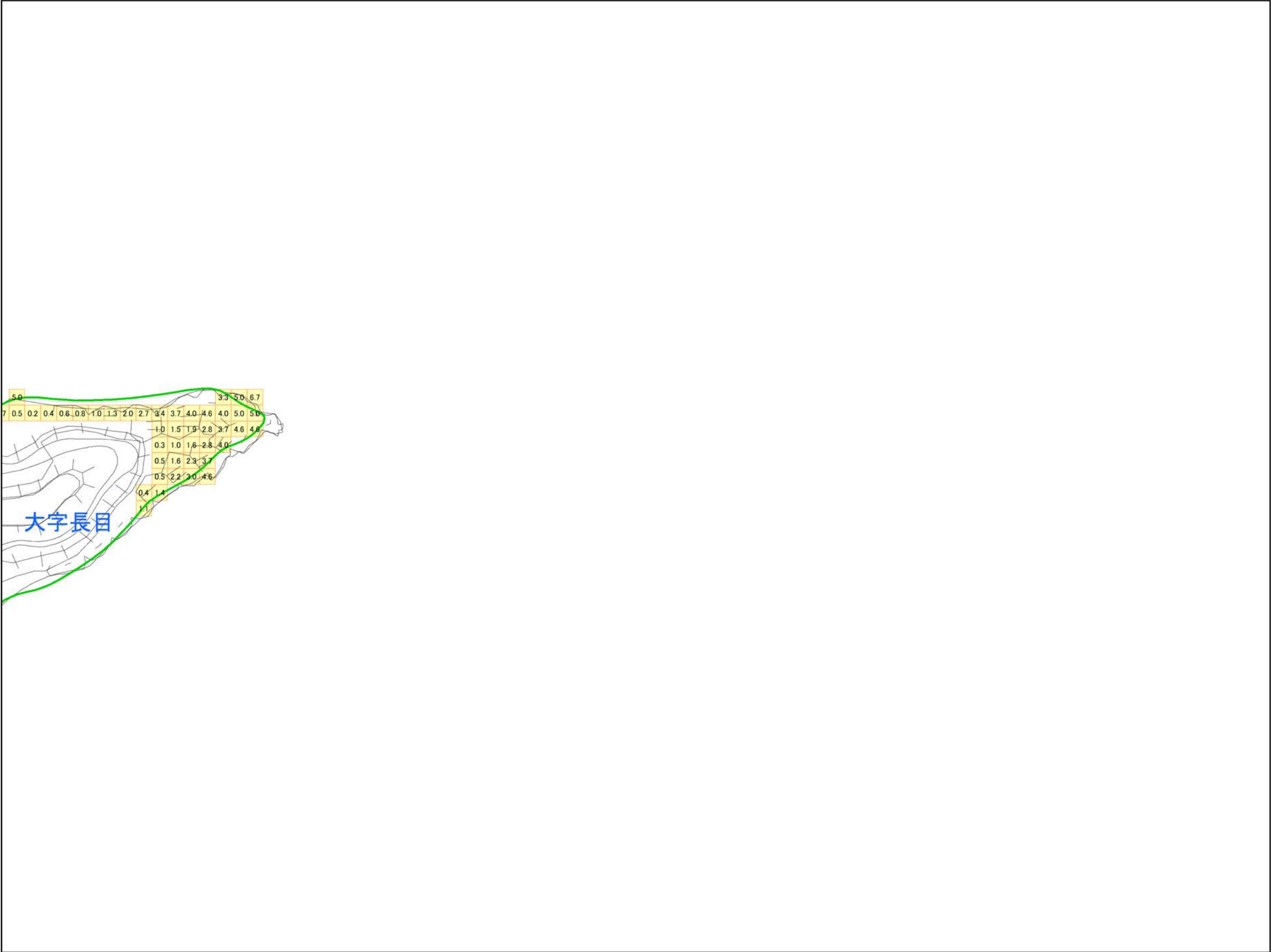


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0100200 m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名 (図面番号)	区域図(25)

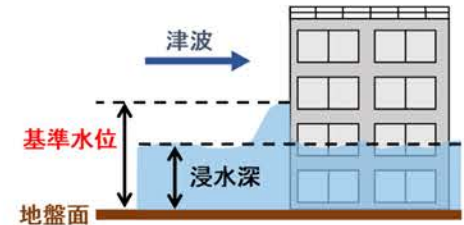
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

留意事項

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。

○この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。

○この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(26)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

- 【留意事項】
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
-
- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(27)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

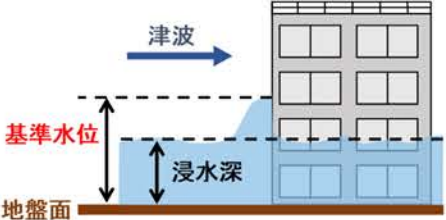
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

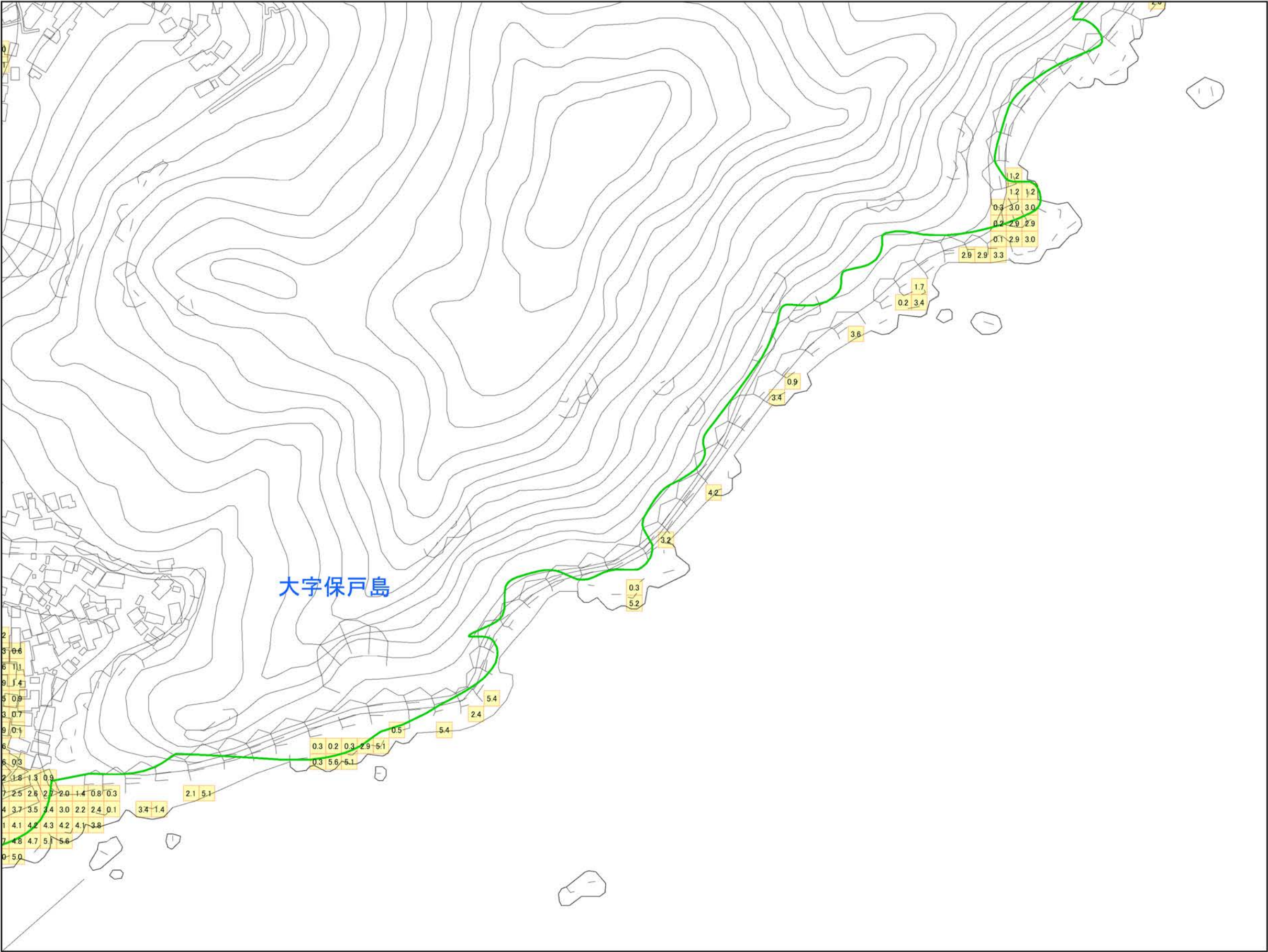
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(28)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

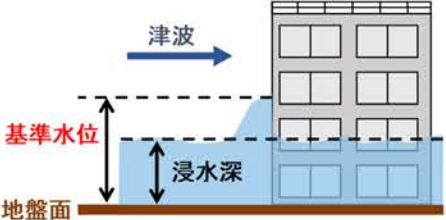
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

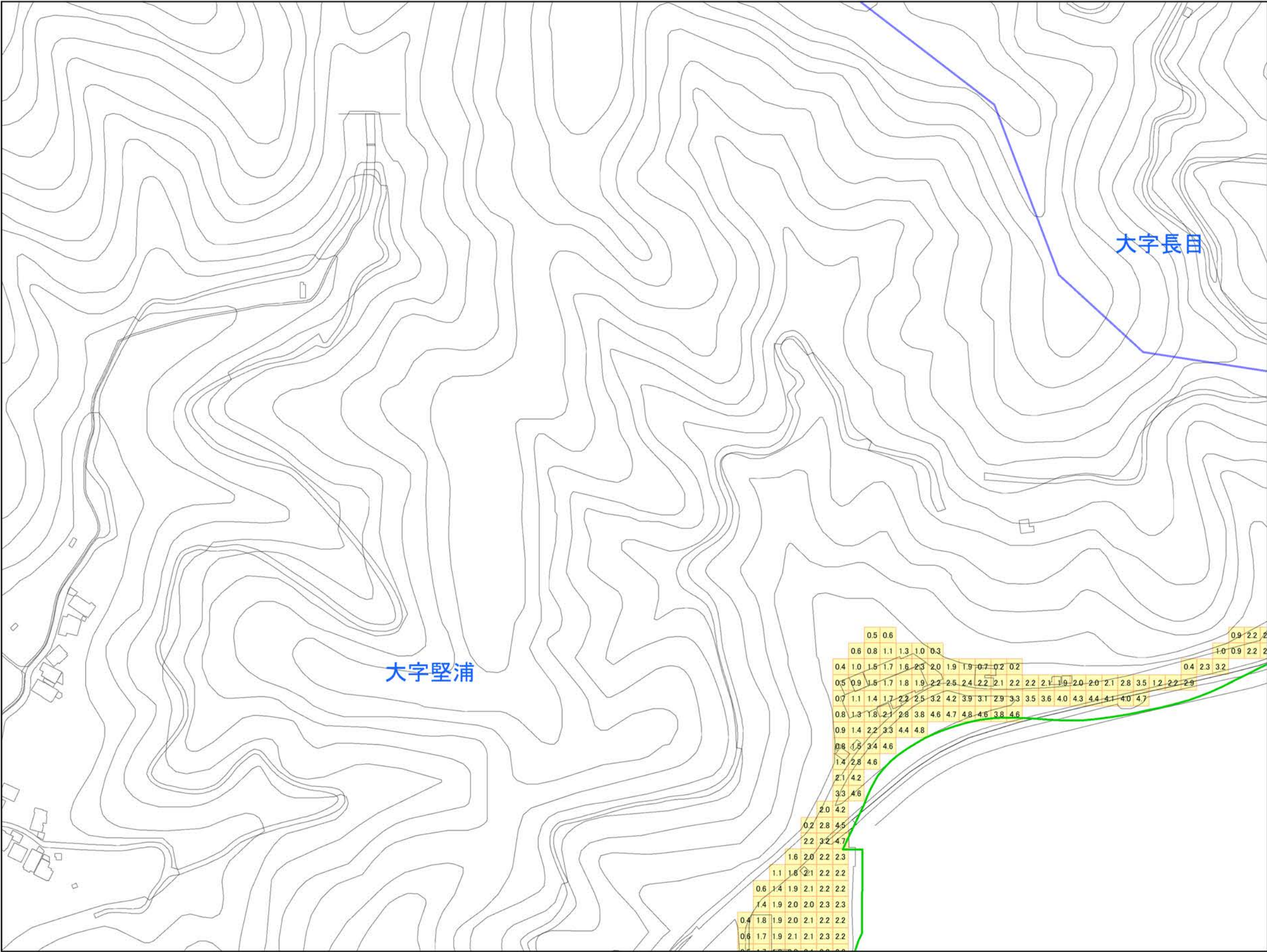
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(29)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

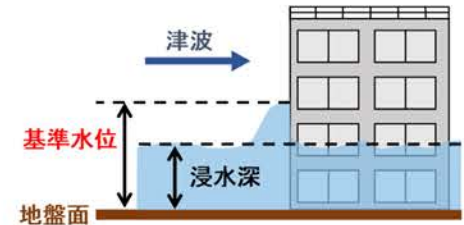
0 100 200 m

N

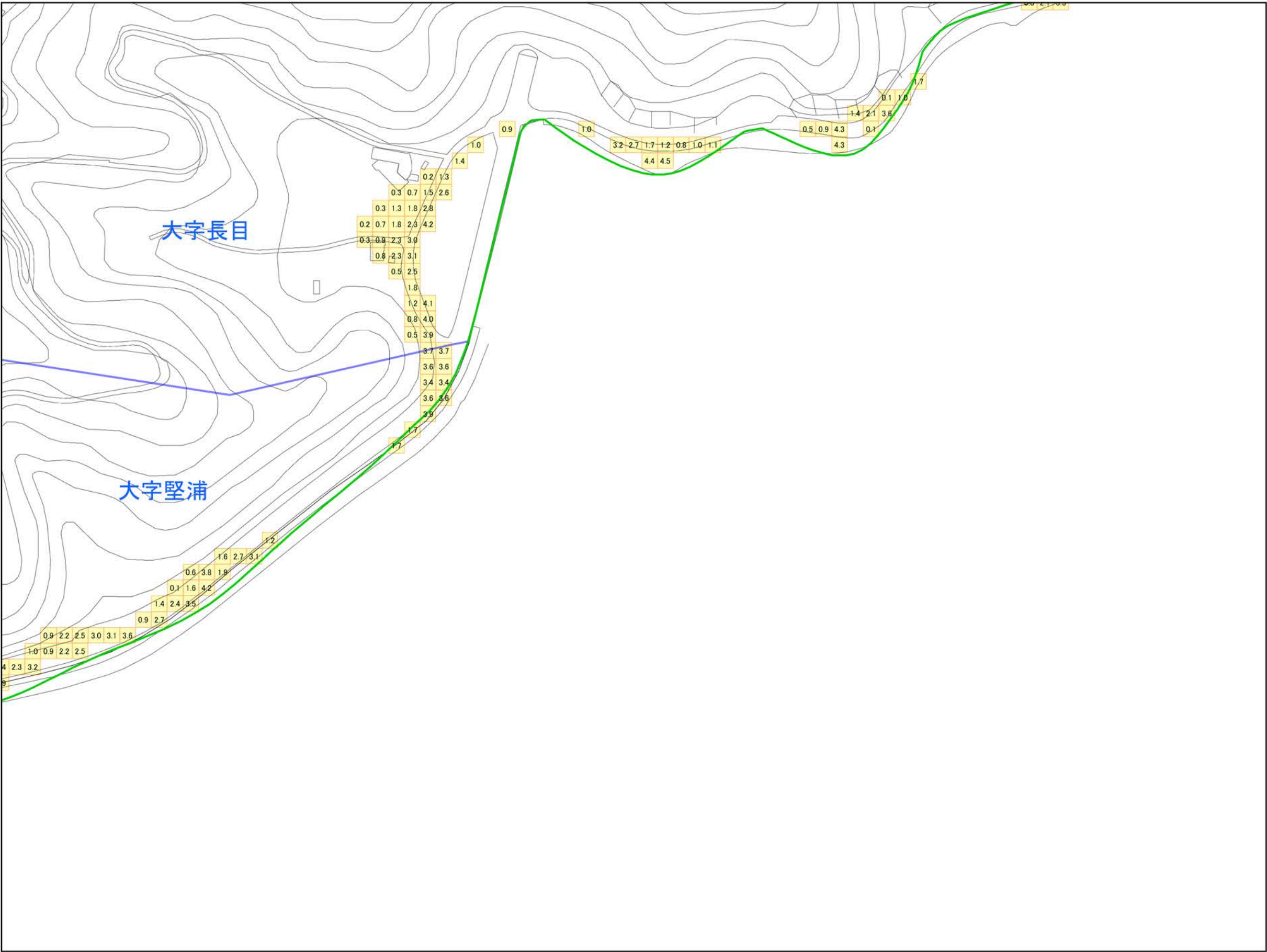
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(30)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



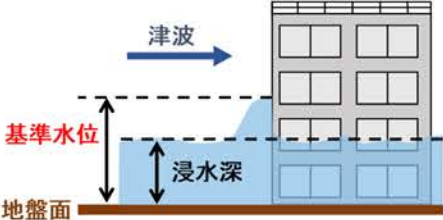
- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

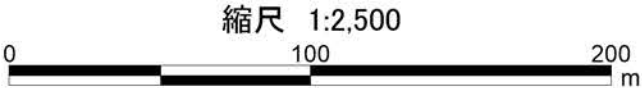


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

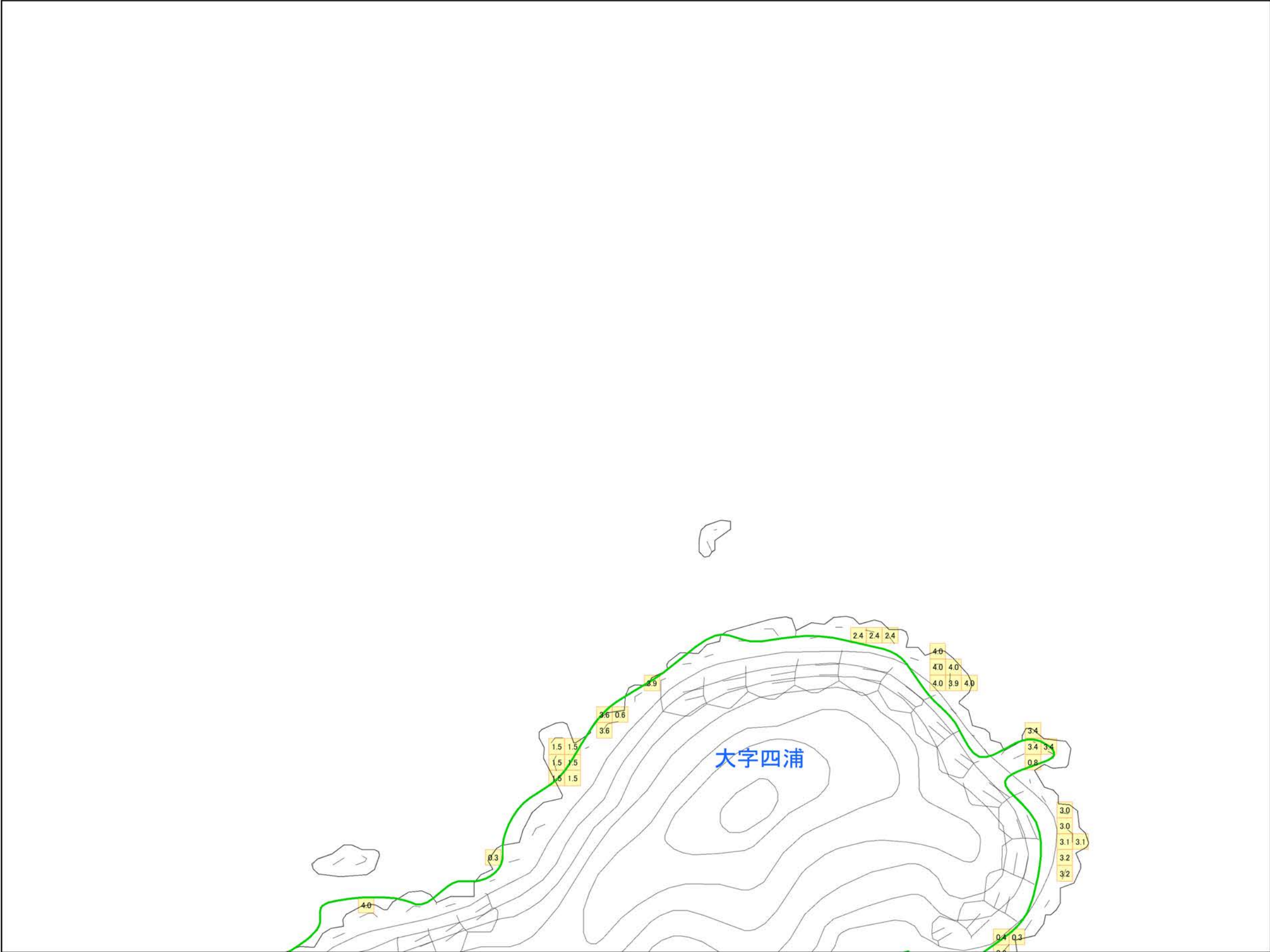
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
市町村界	
町丁目界	



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(31)



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0

100

200

m

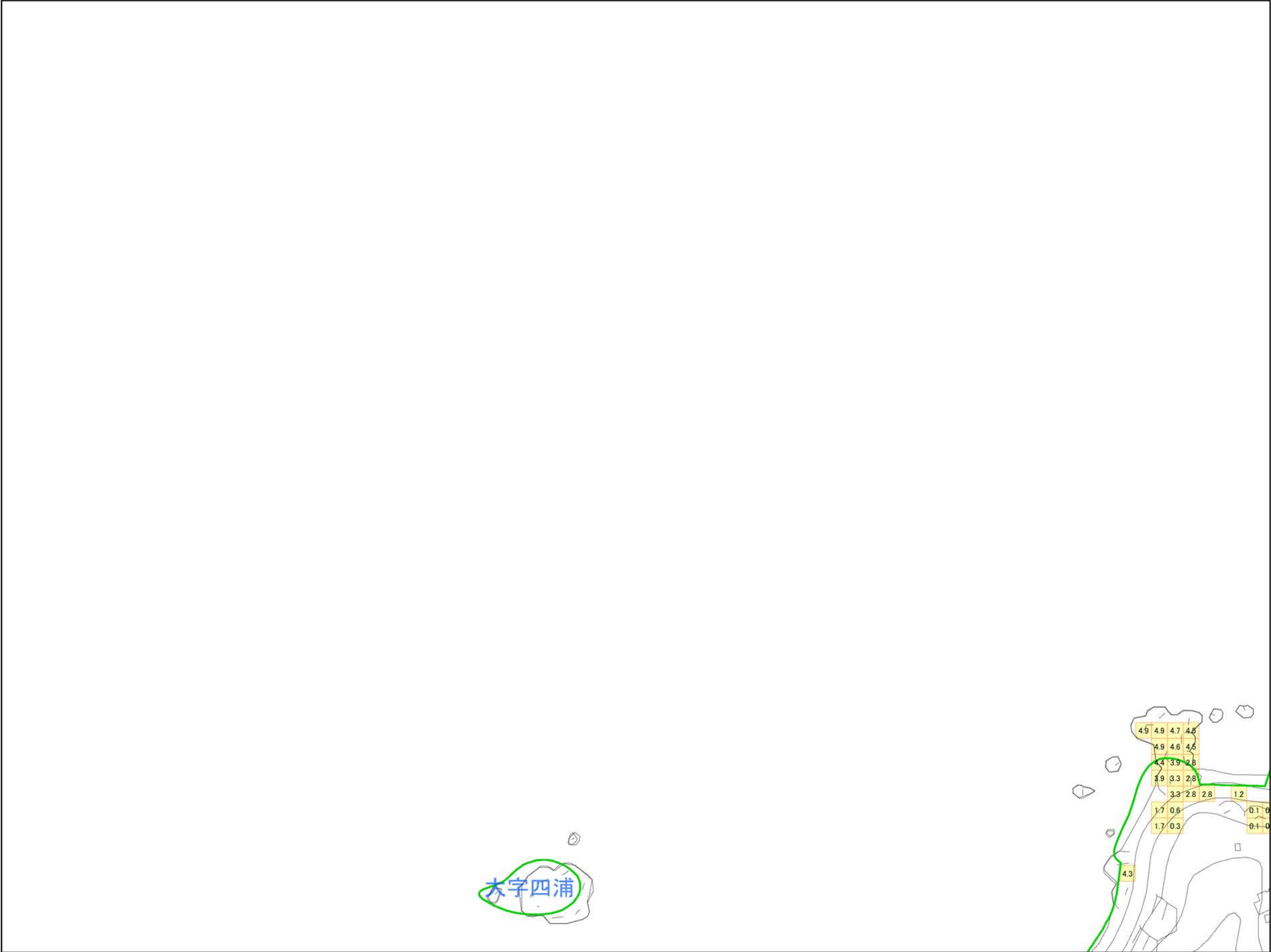
N

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。

○この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。

○この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
-
- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(32)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

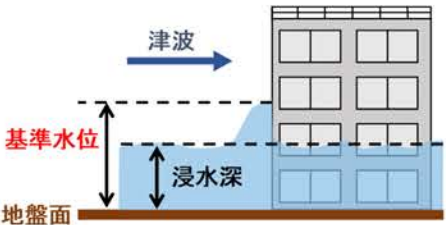
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

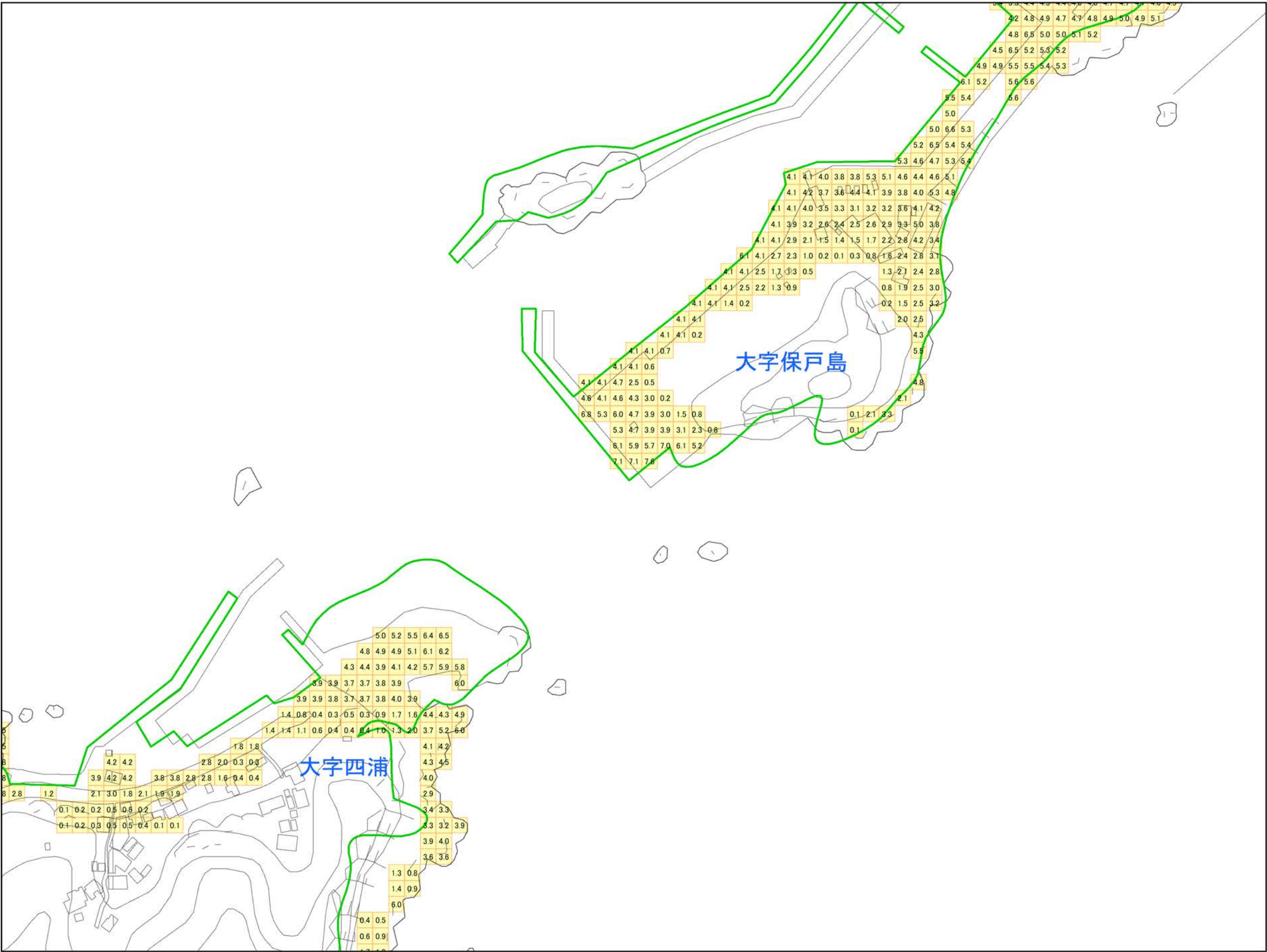
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

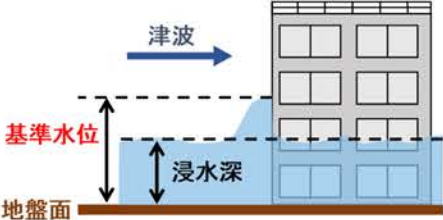
津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(33)



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

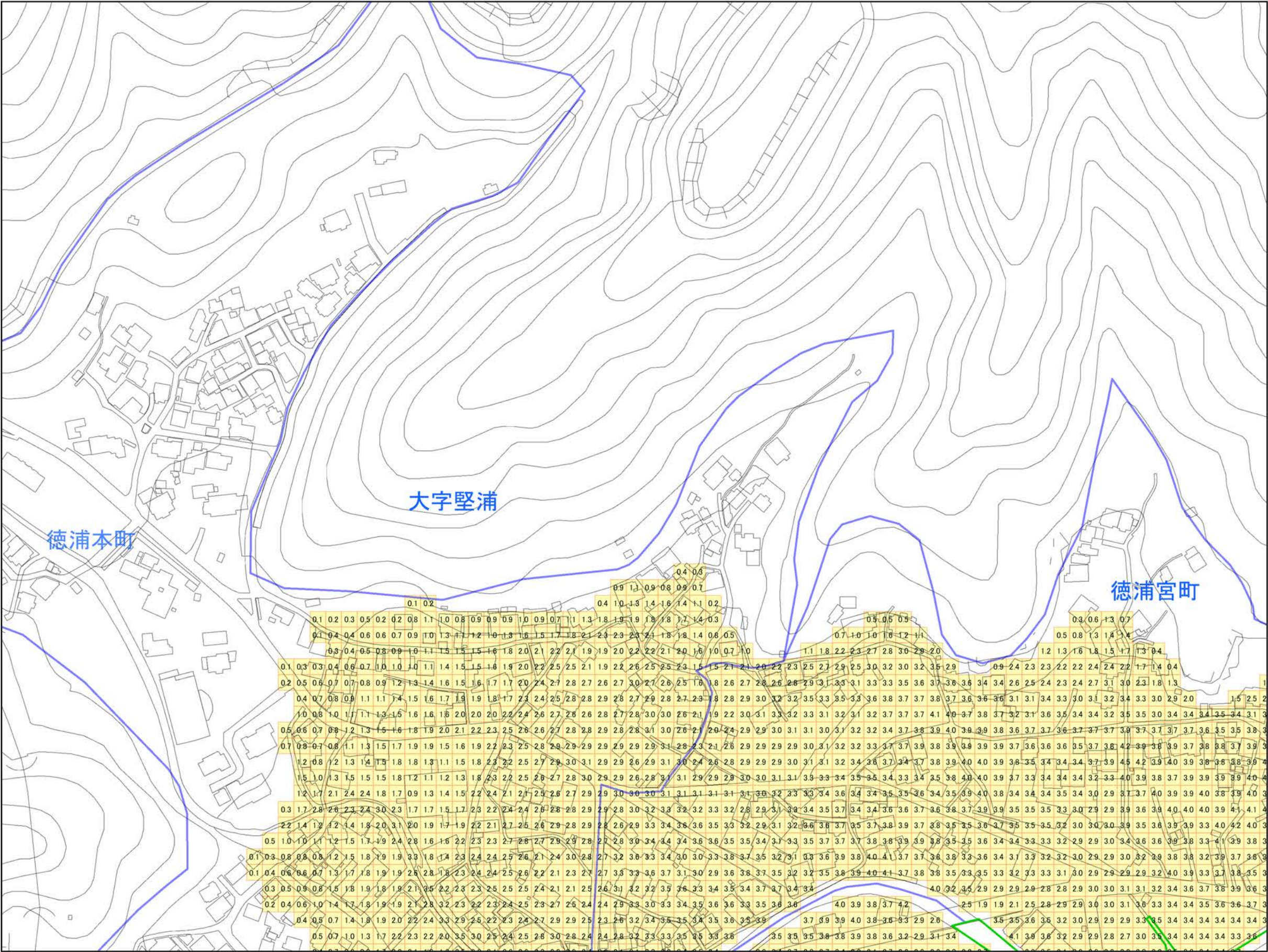
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(34)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

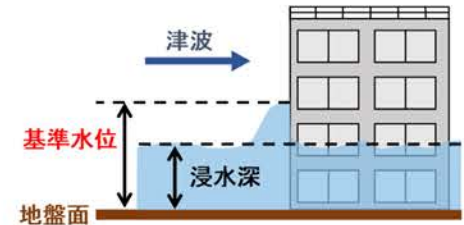
- 留意事項
- 【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。

○この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。

○この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

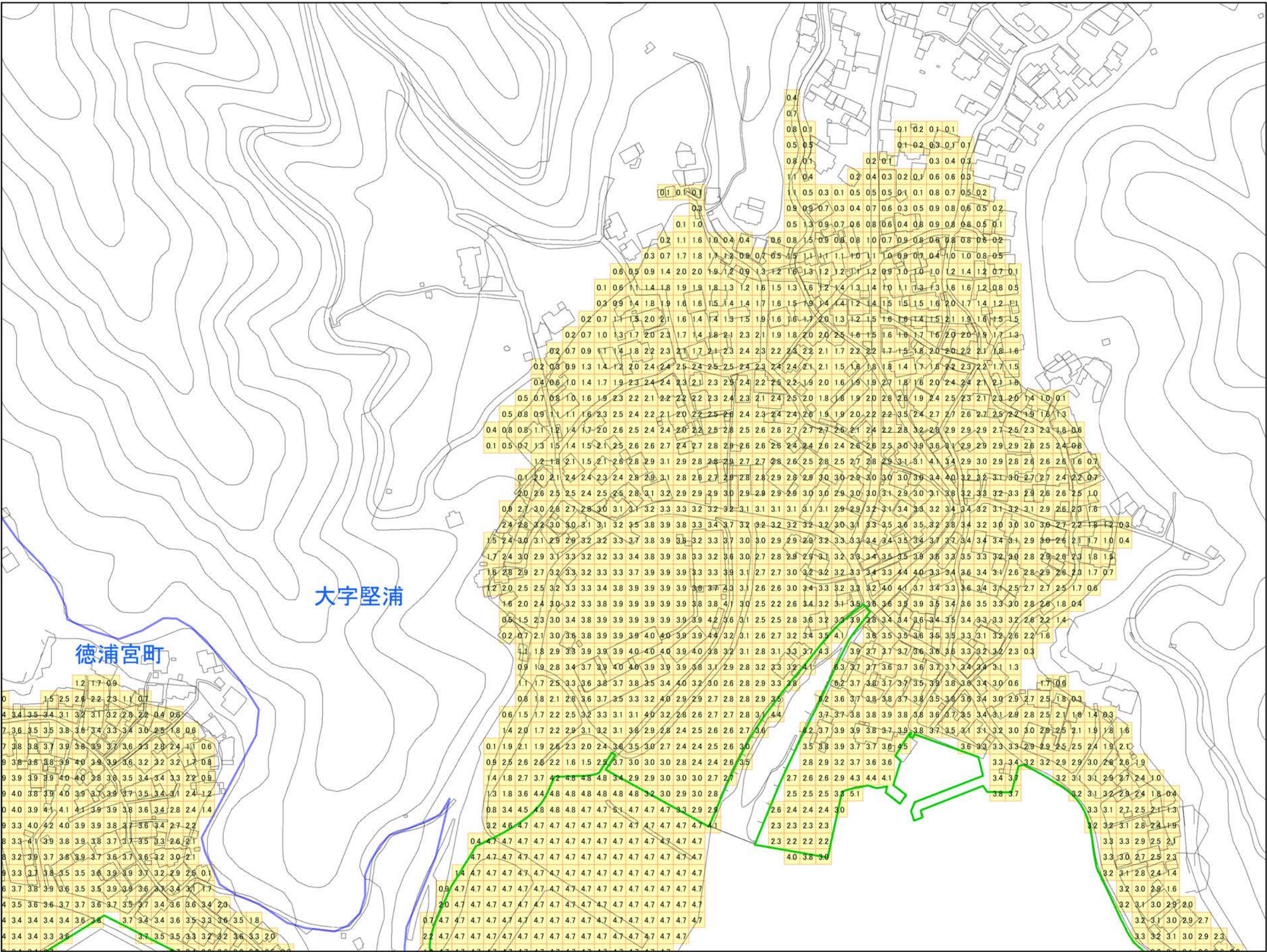


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(35)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

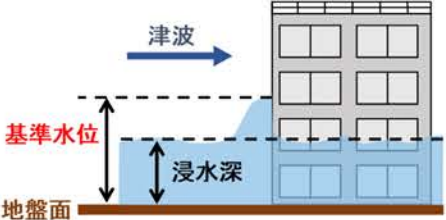
市町村界

町丁目界



留意事項

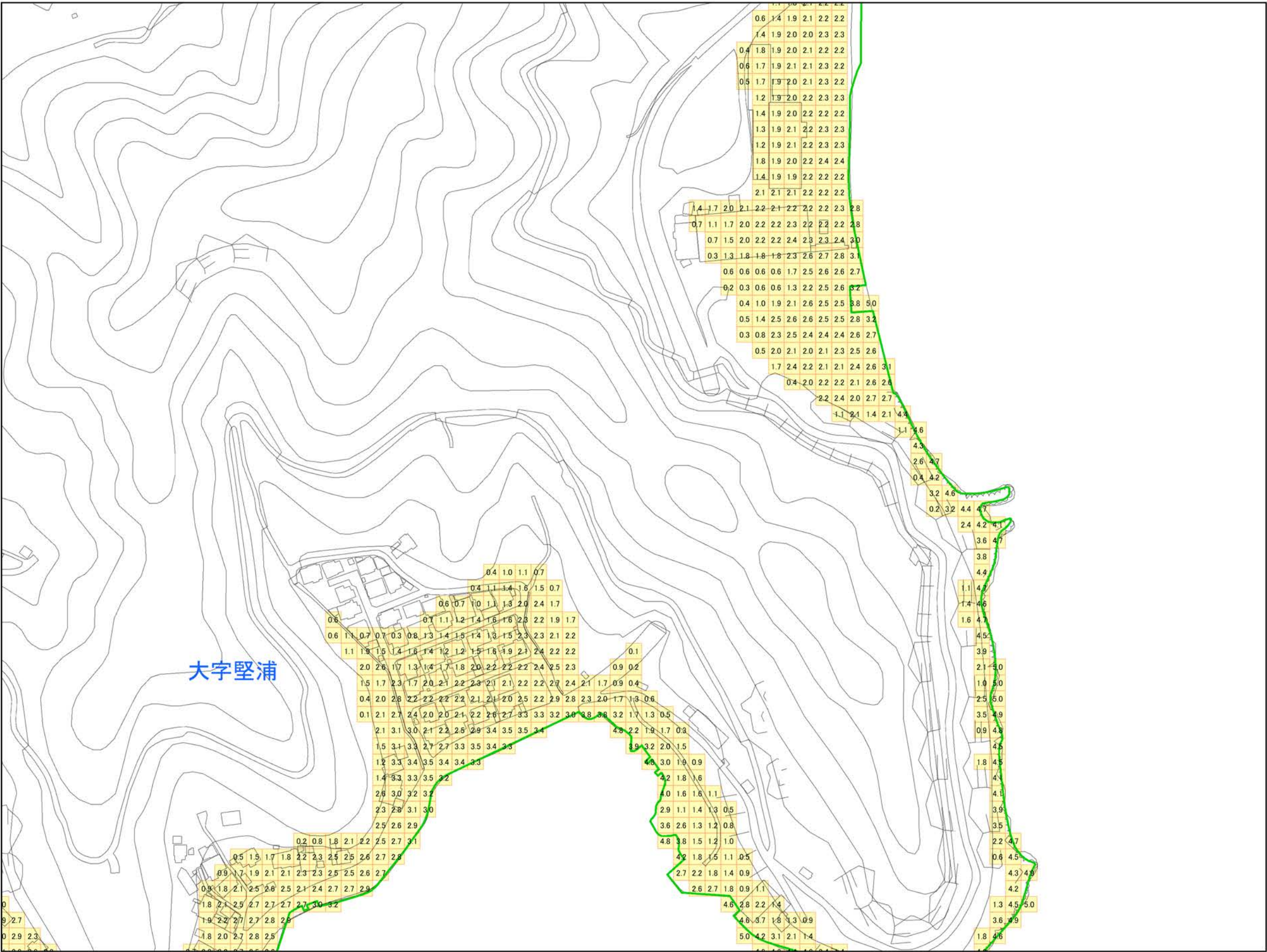
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(36)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

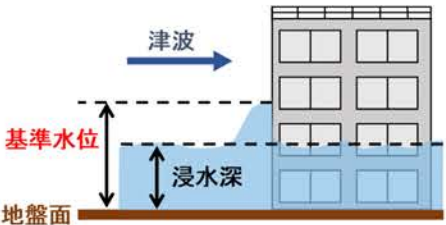
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

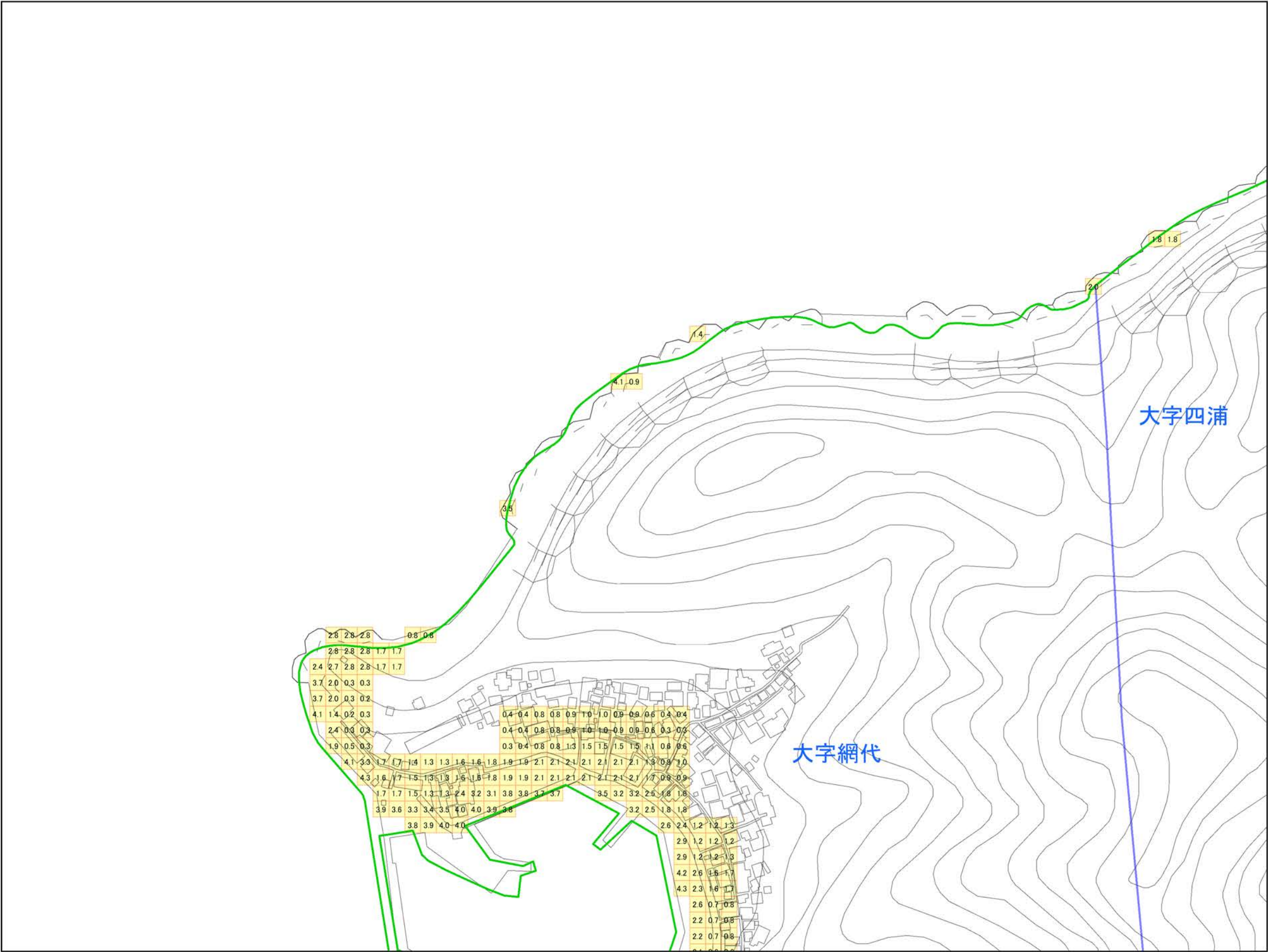
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(37)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

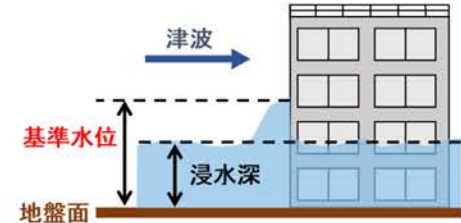
0 100 200 m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(38)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



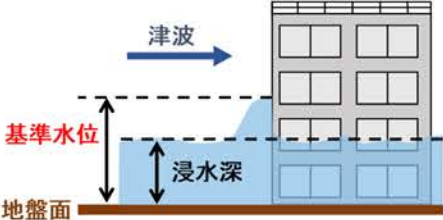
- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

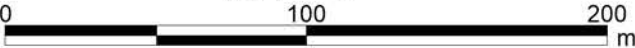


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

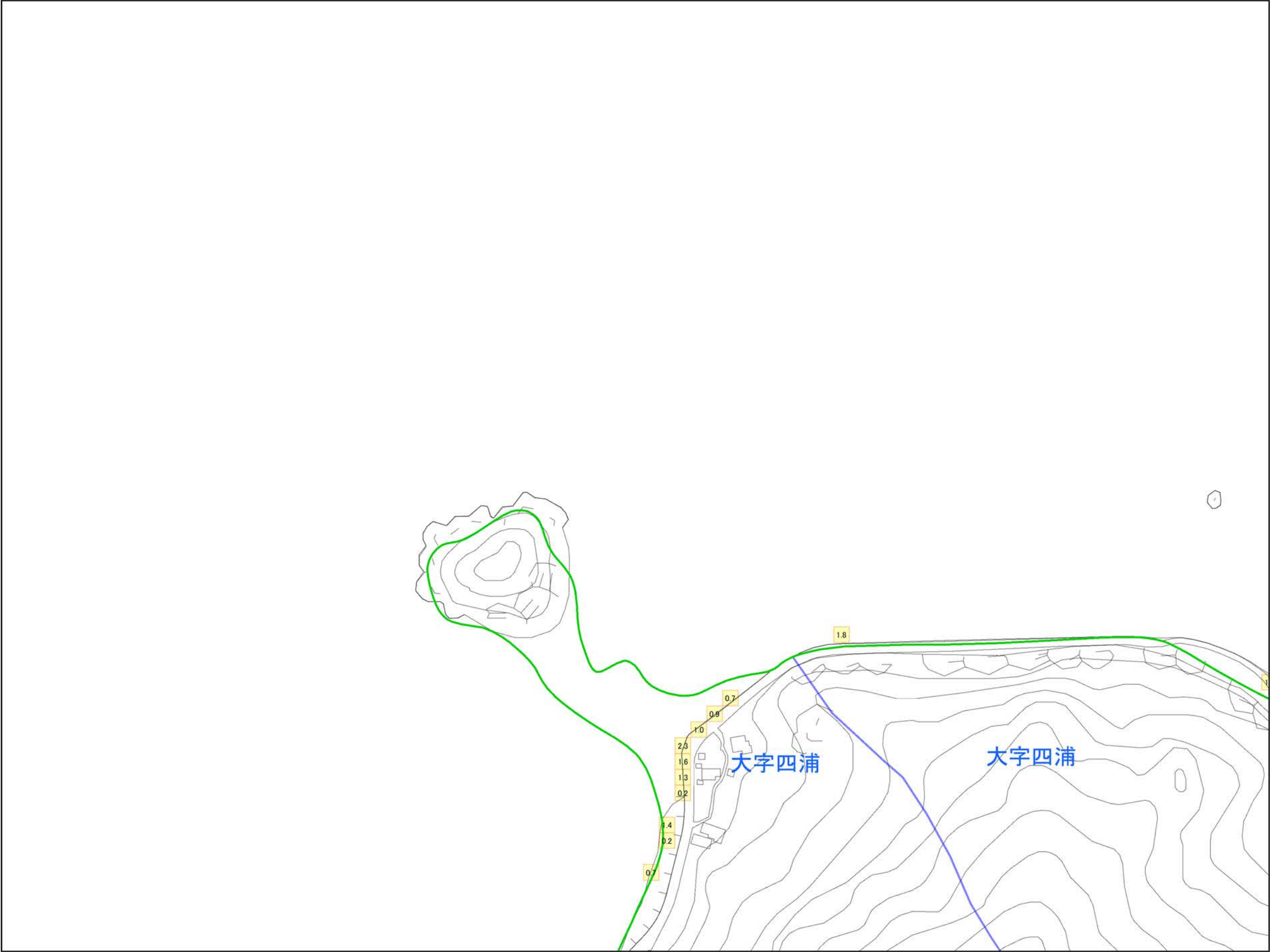
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

縮尺 1:2,500



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(39)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

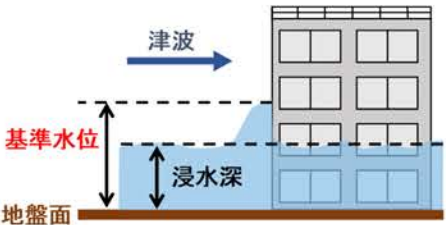
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

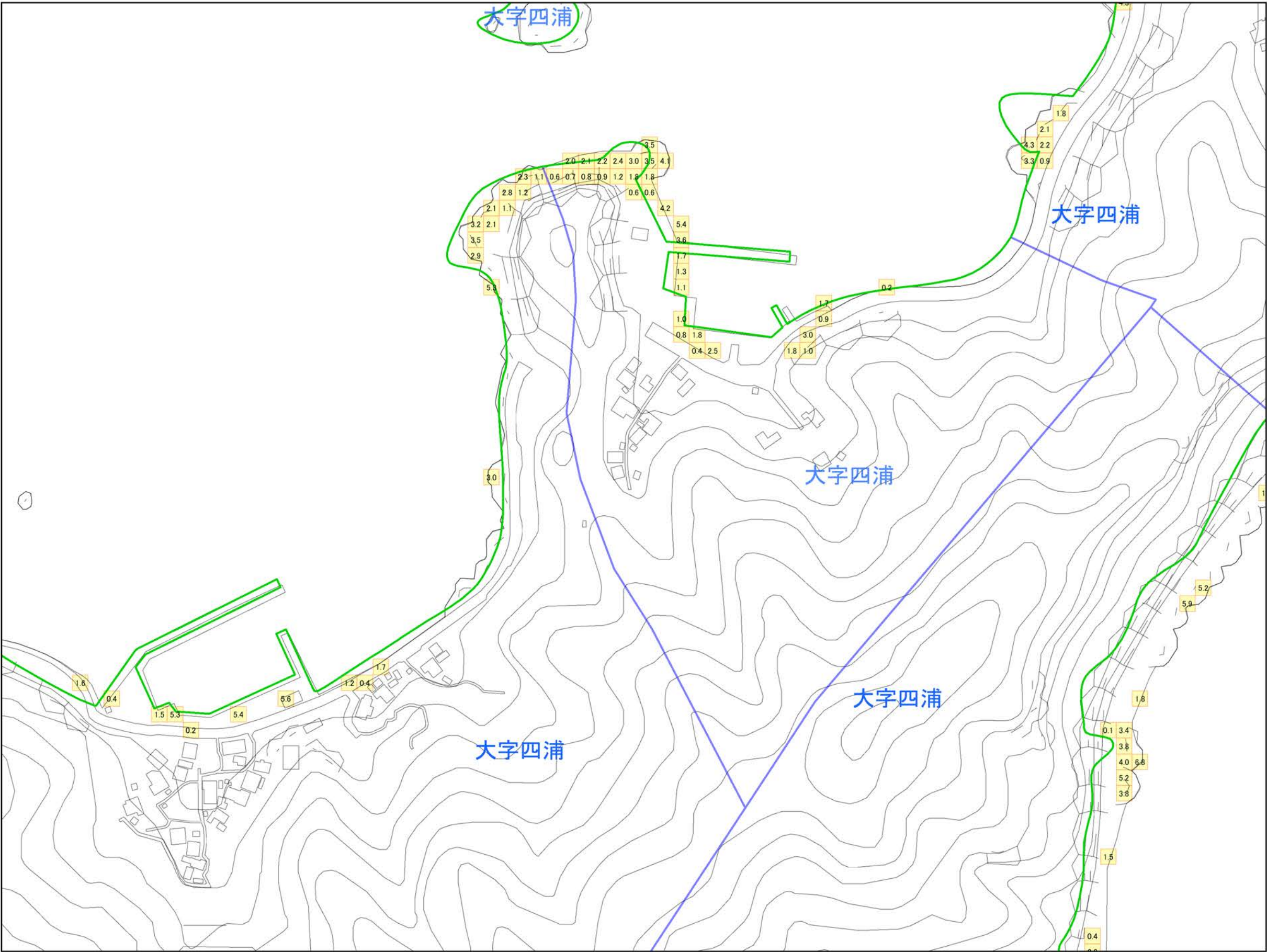
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(40)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

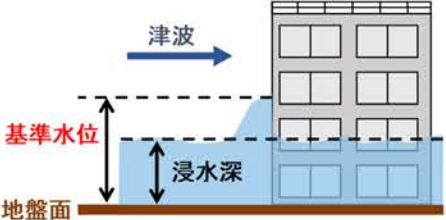
0 100 200 m



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

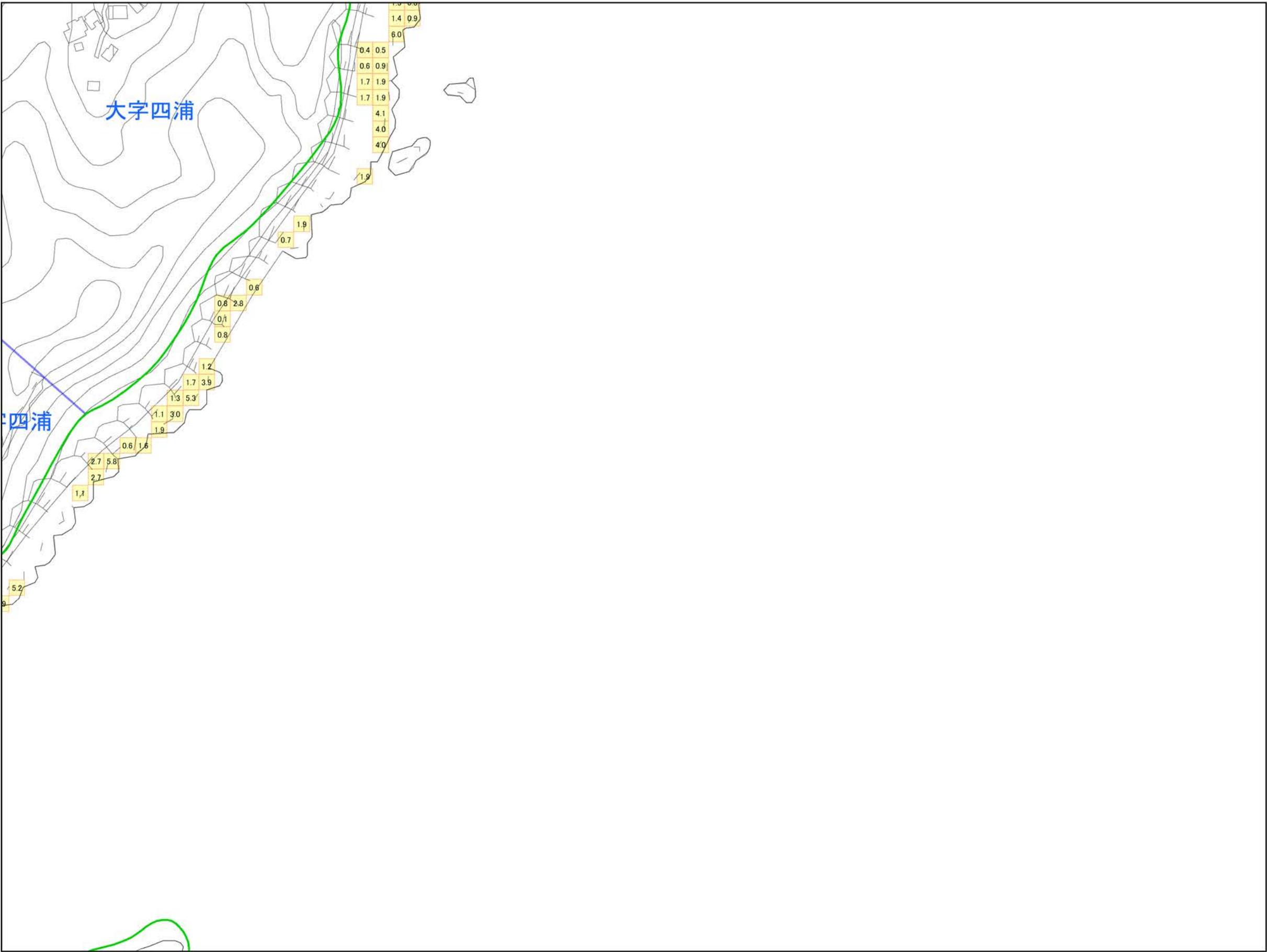
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(41)



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界



縮尺 1:2,500



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(42)

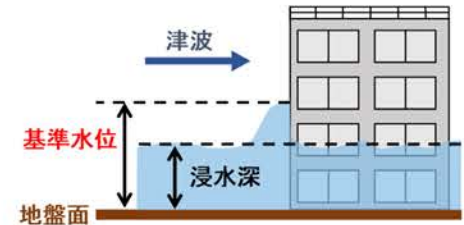
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

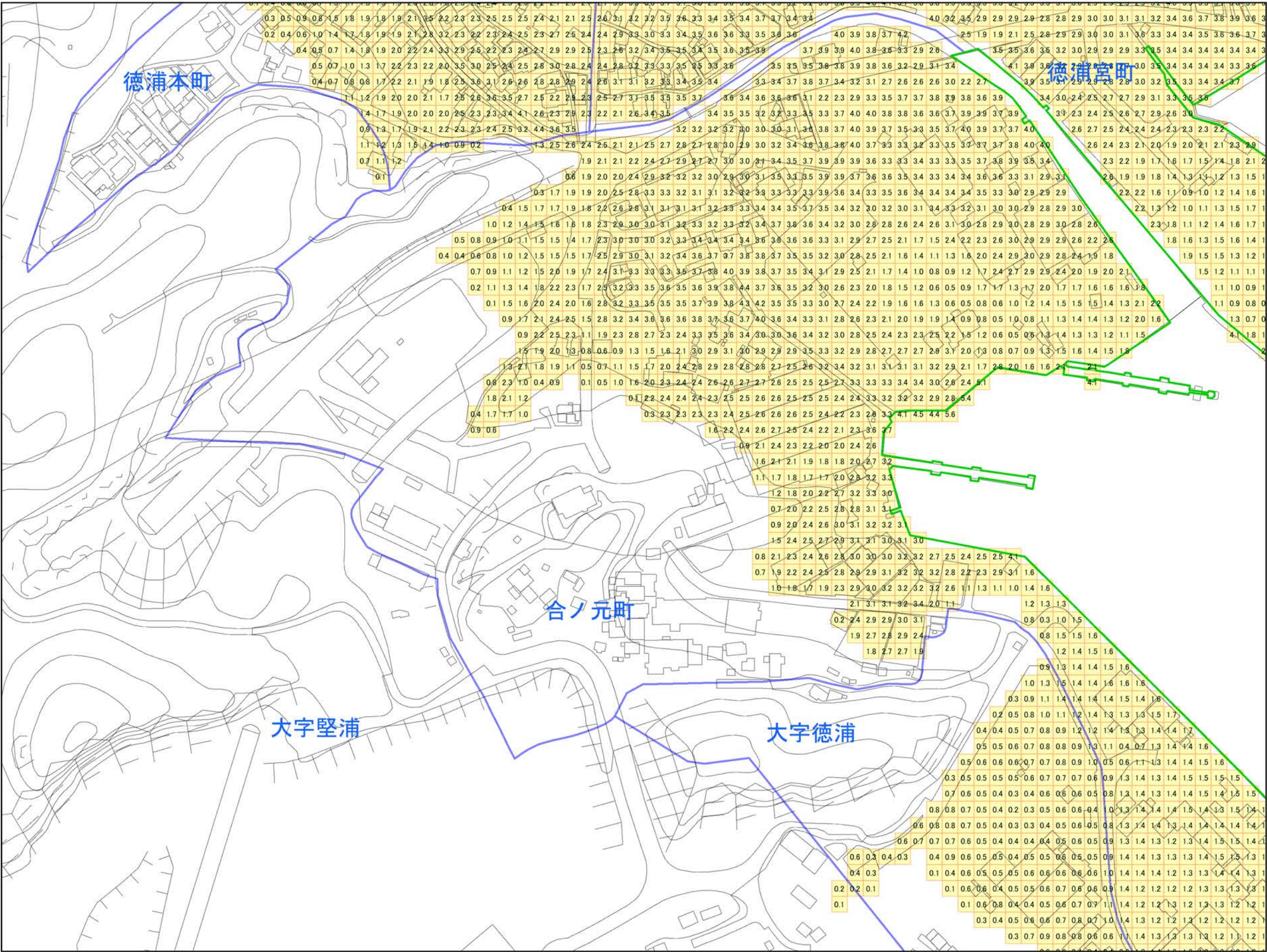


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

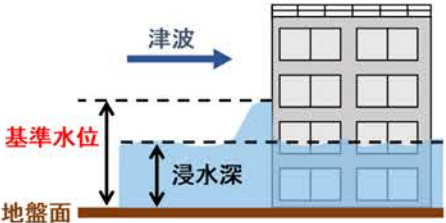
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



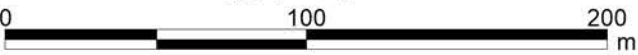
- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

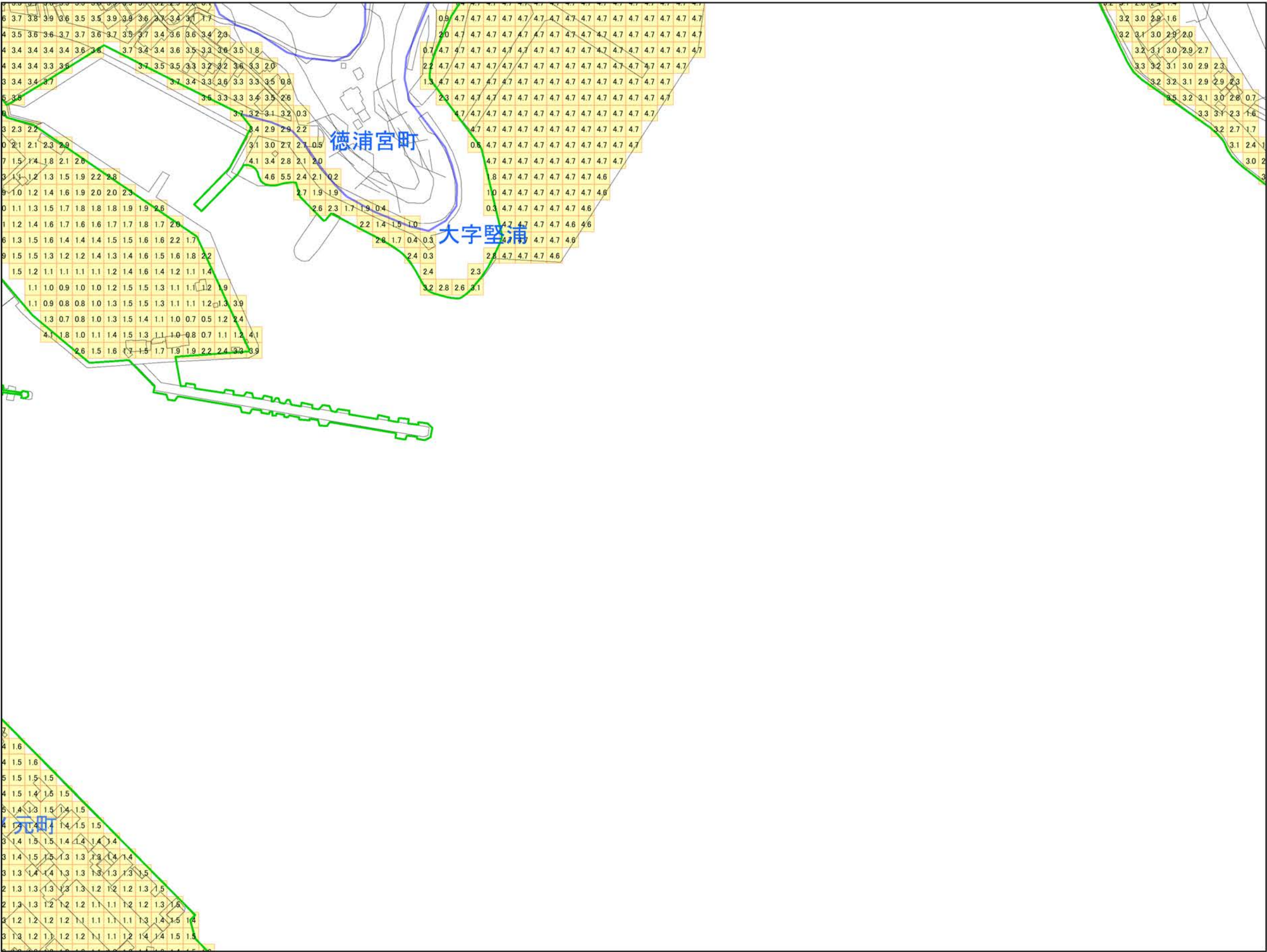
津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))
市町村界	
町丁目界	

縮尺 1:2,500



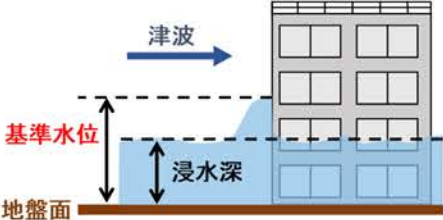
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(43)



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

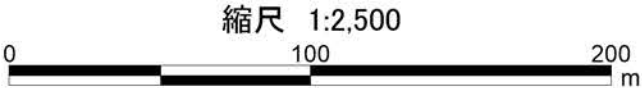


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

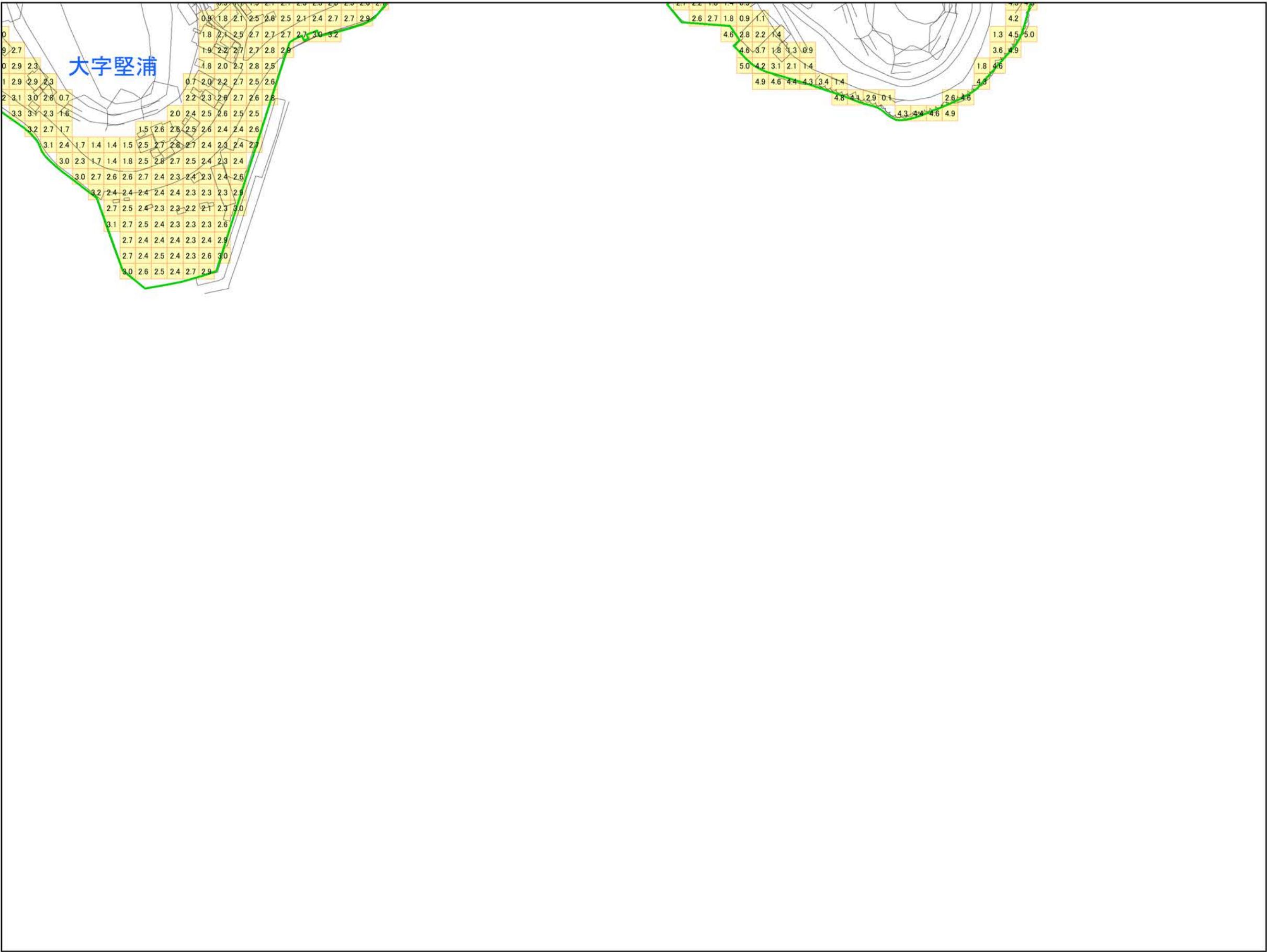
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))
■	市町村界
■	町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(44)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

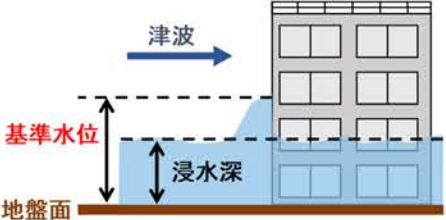
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(45)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

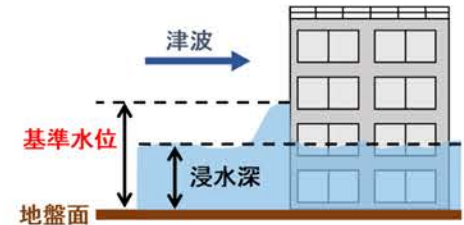
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(46)

留意事項

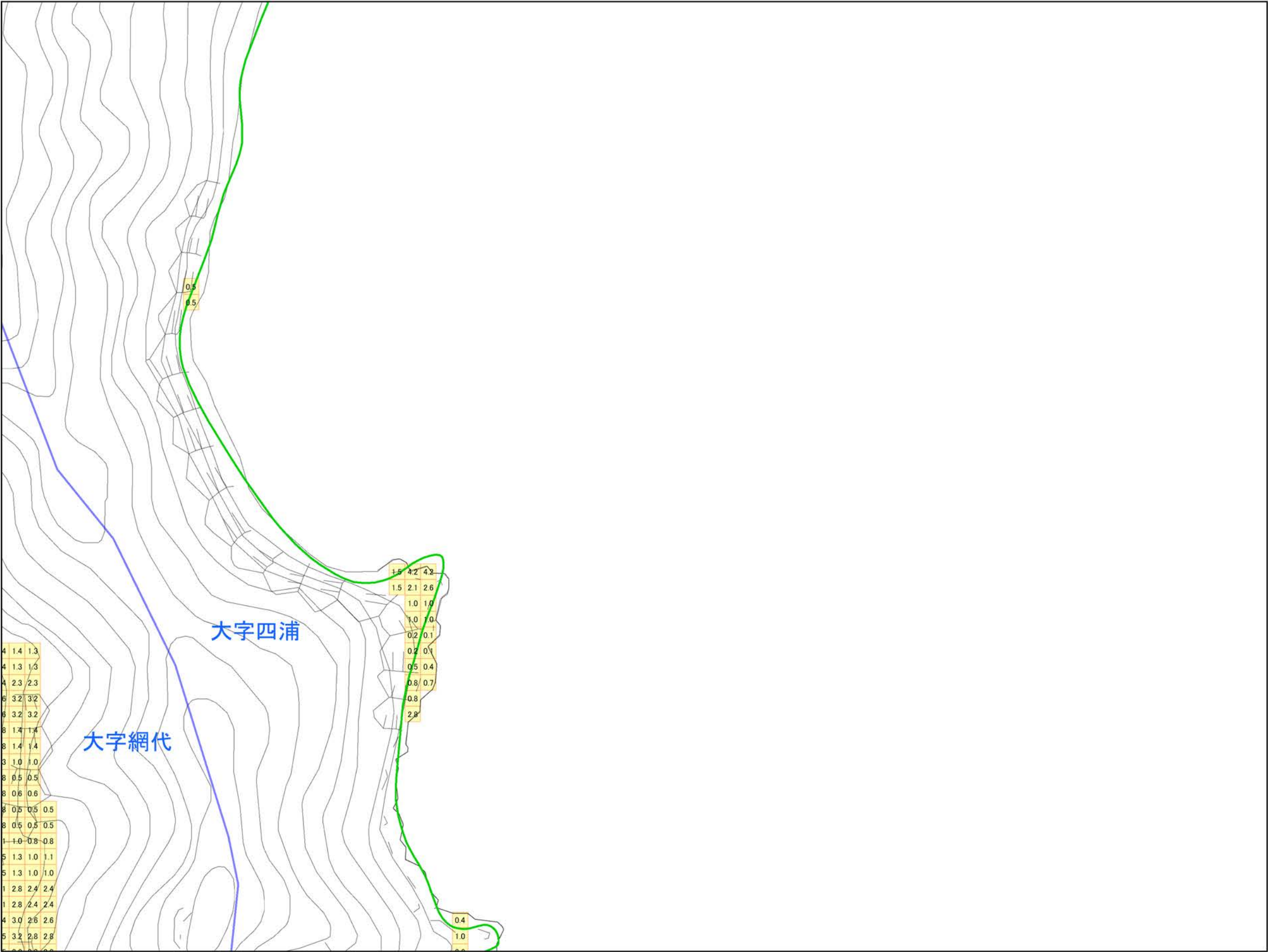
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

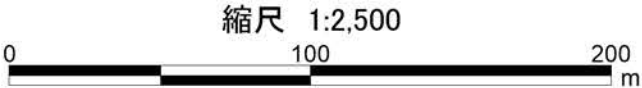


津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

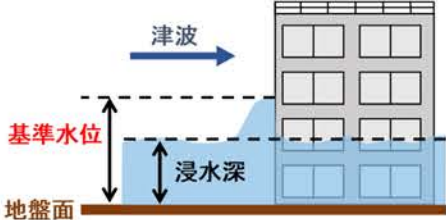


津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(47)

留意事項

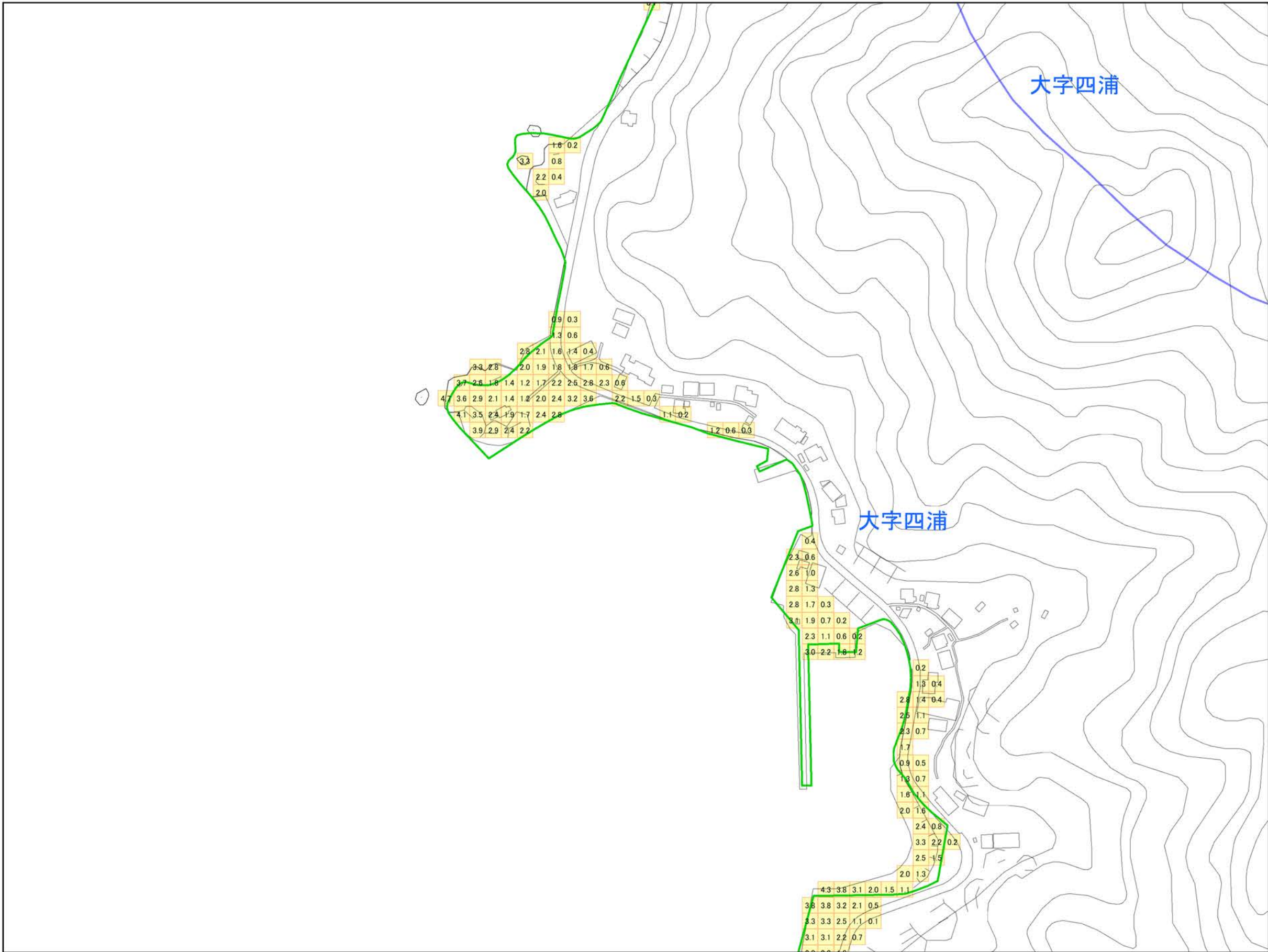
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

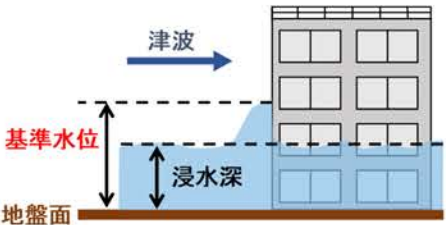
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

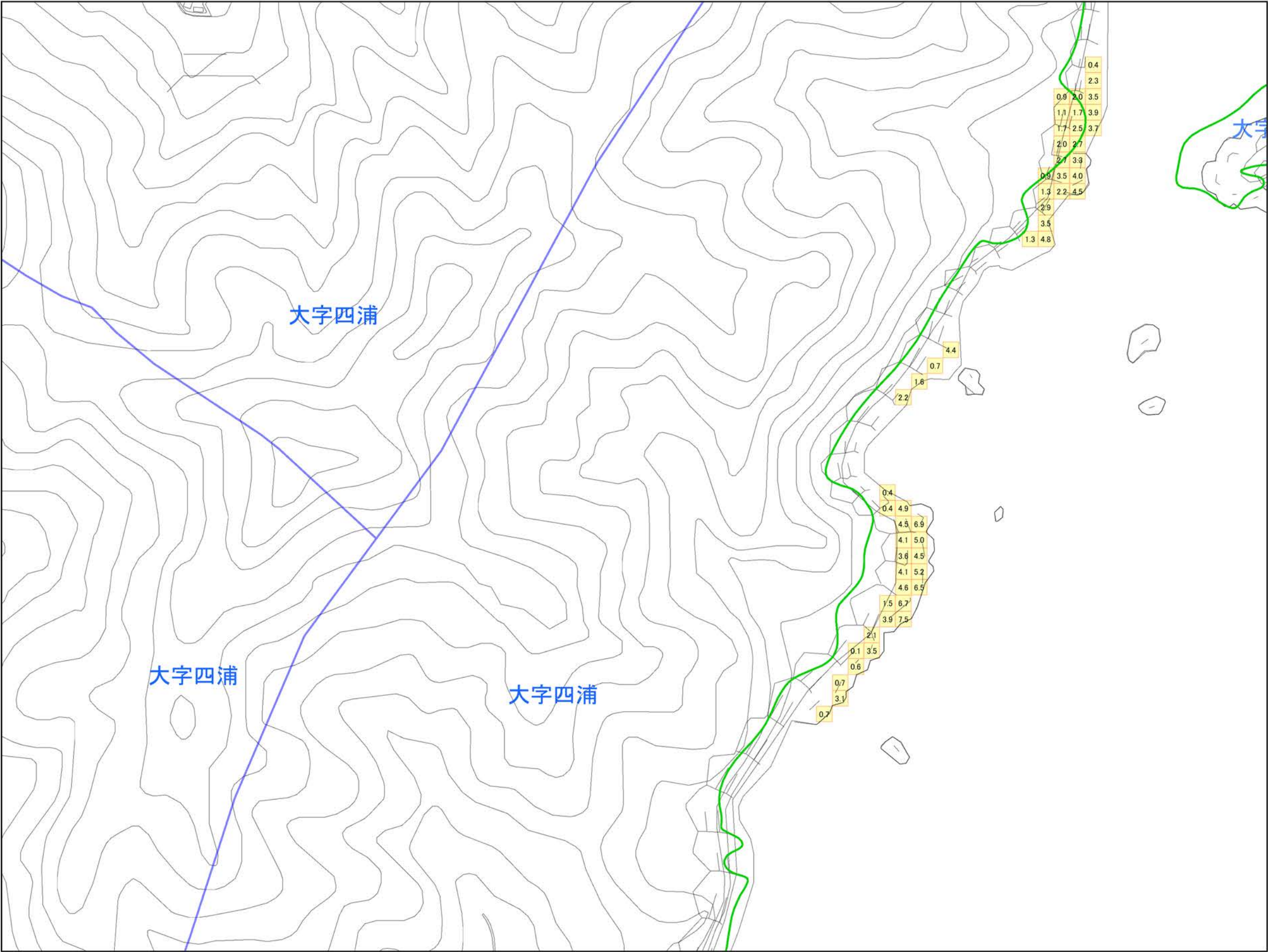
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(48)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(49)

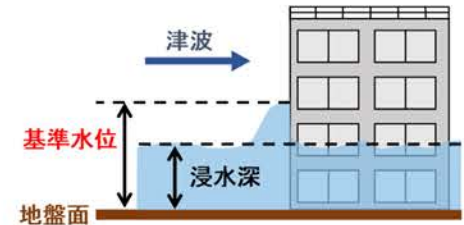
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

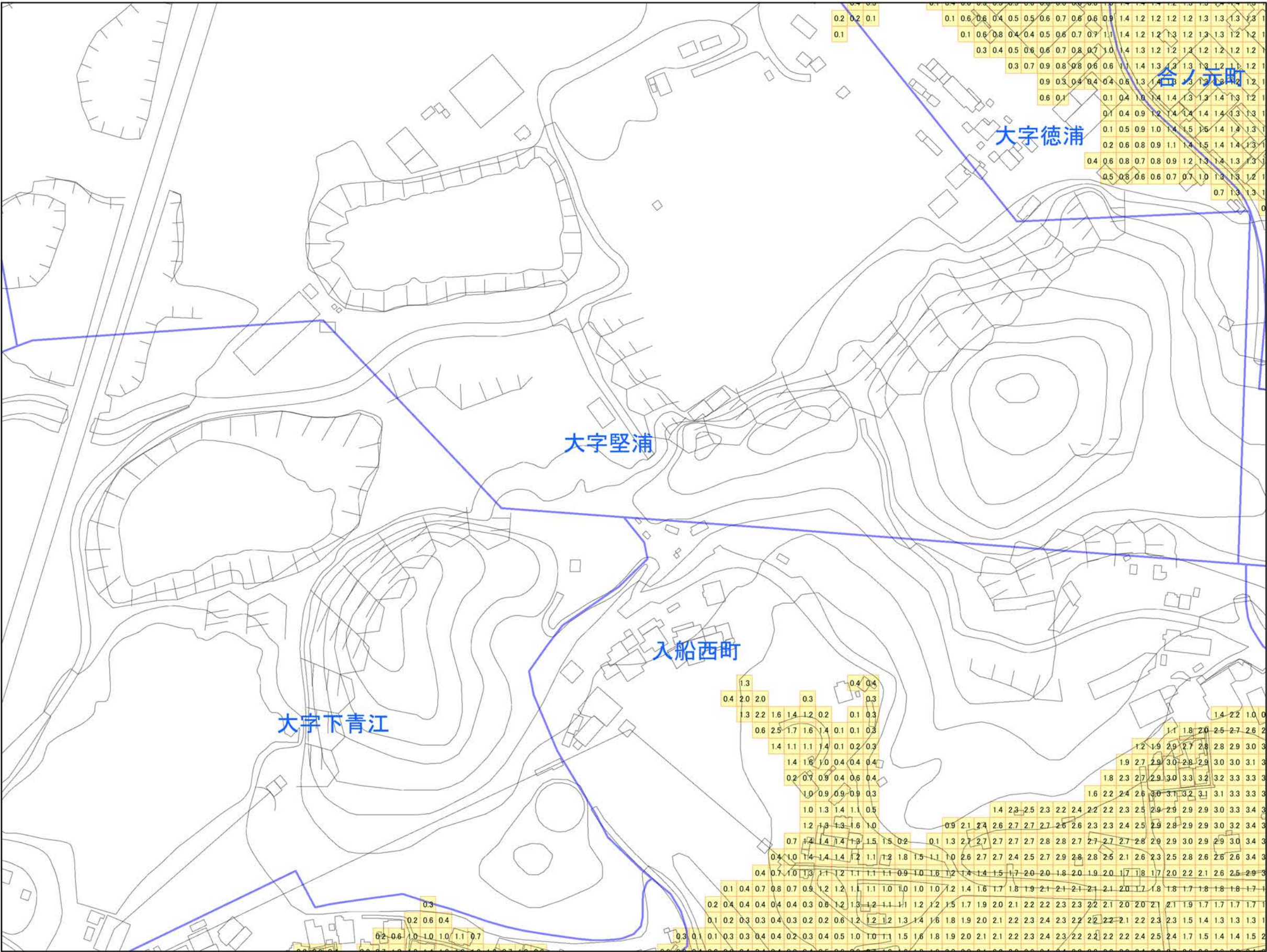


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

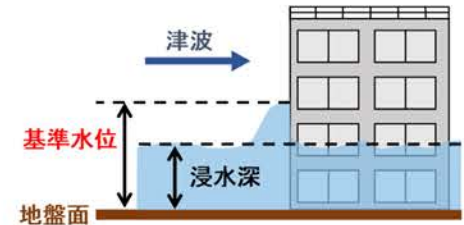
0100200m

N

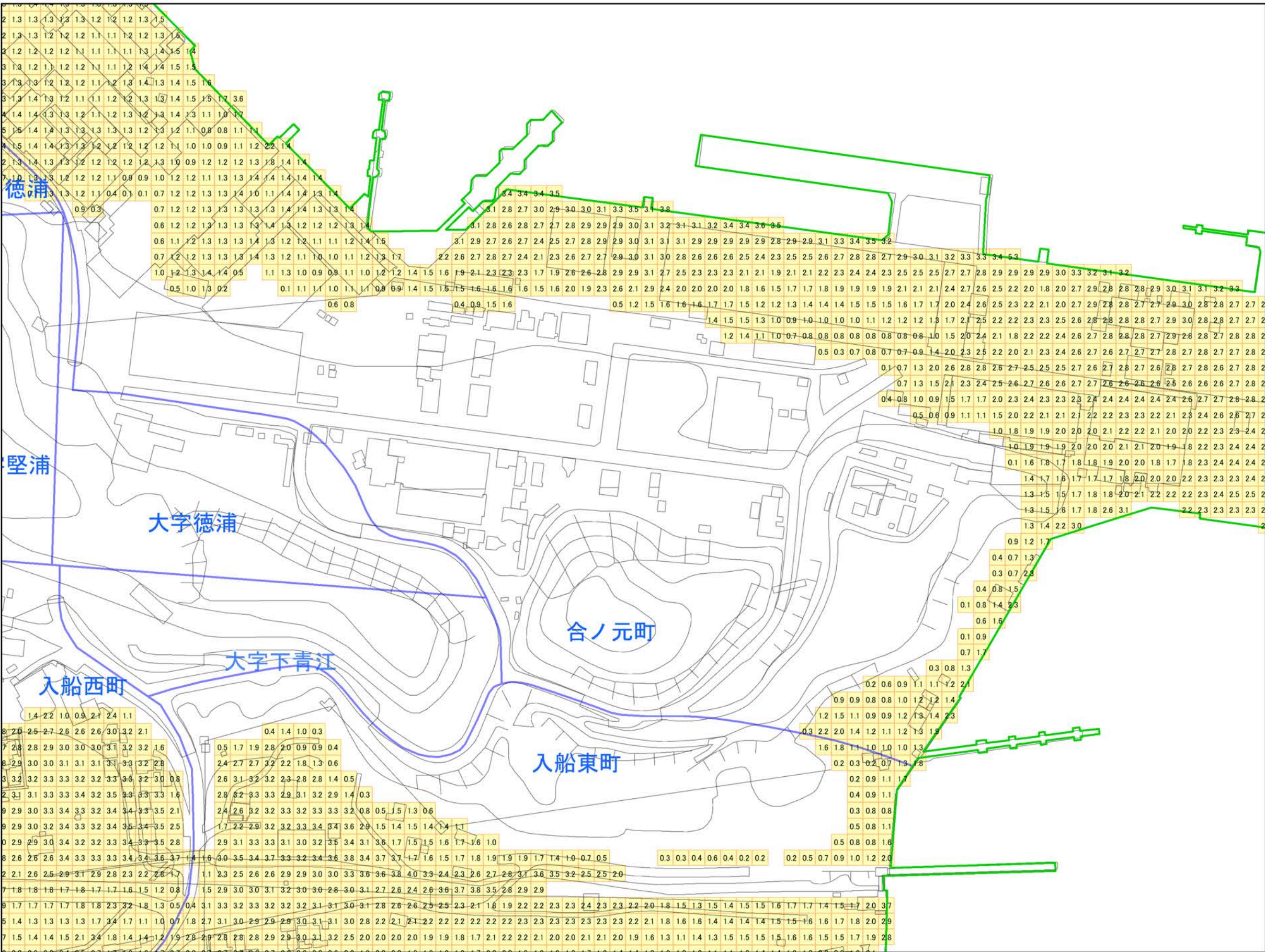
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(50)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

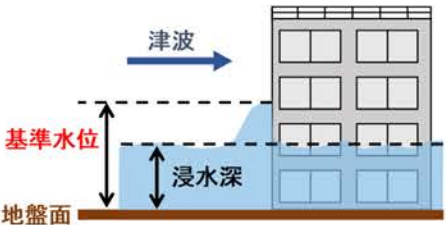
市町村界

町丁目界



留意事項

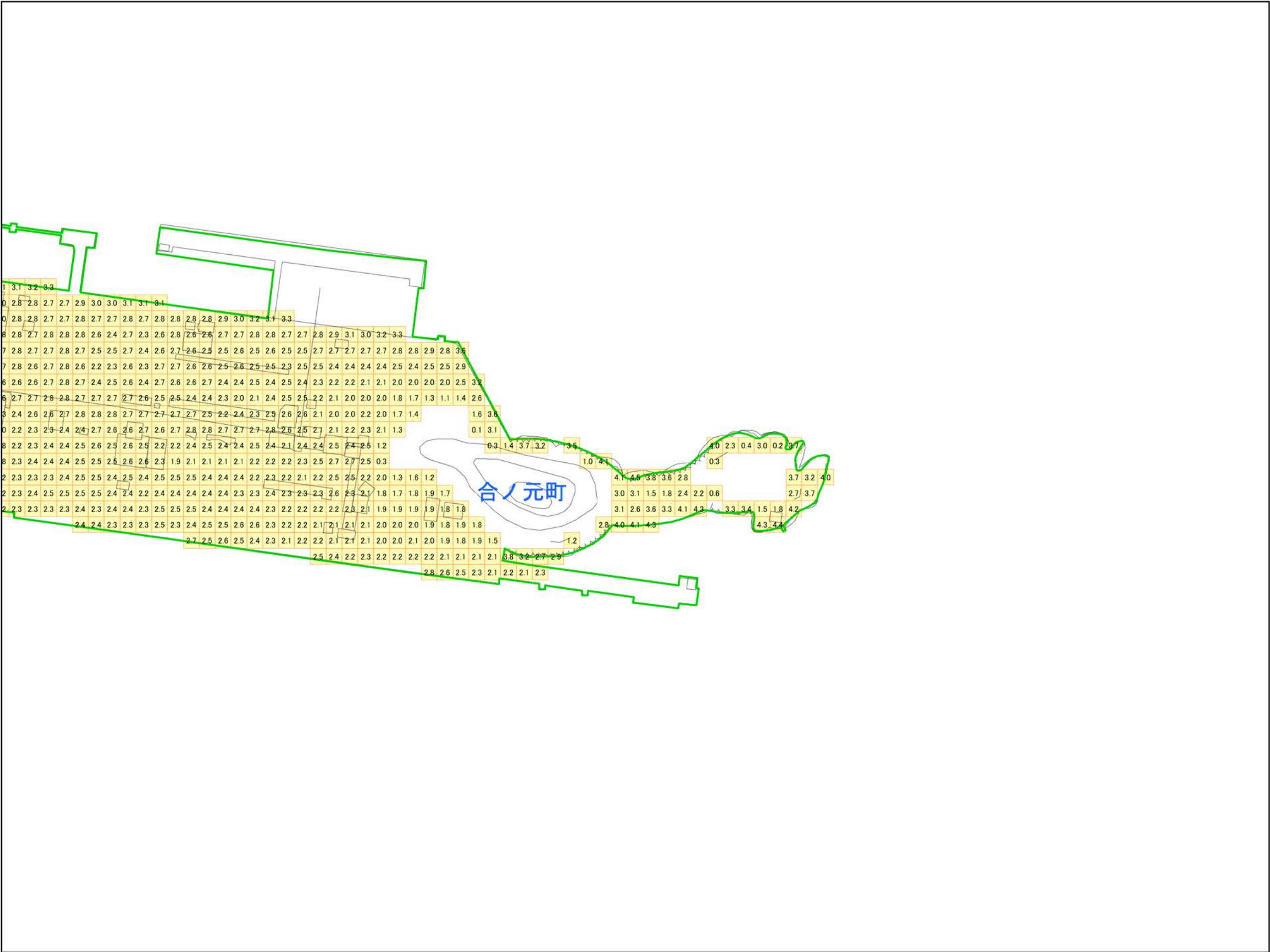
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザ測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(51)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

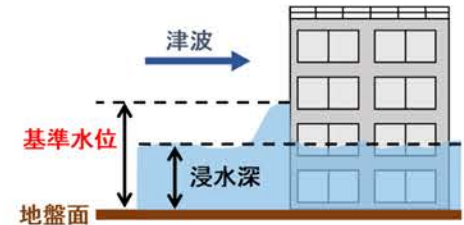
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(52)

留意事項

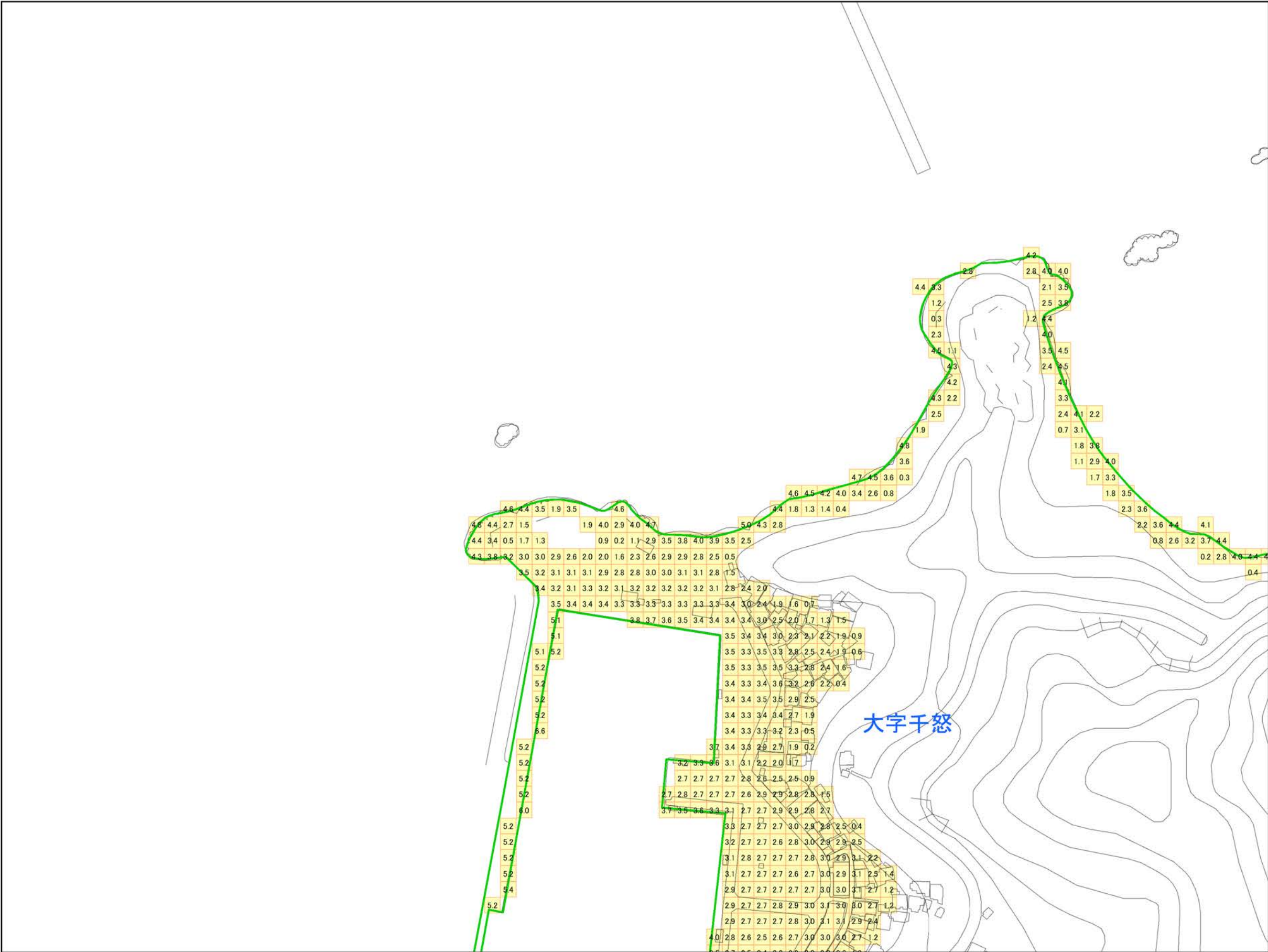
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

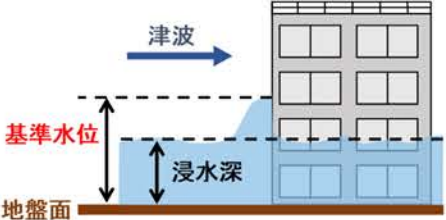
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(53)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

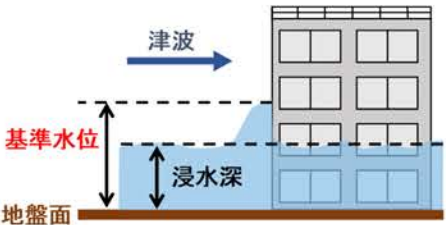
市町村界

町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(54)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

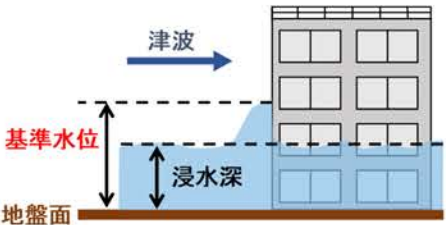
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

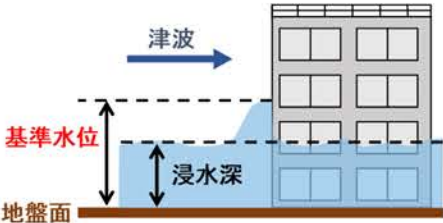
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(55)



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

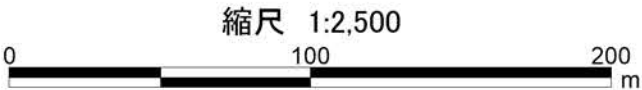


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

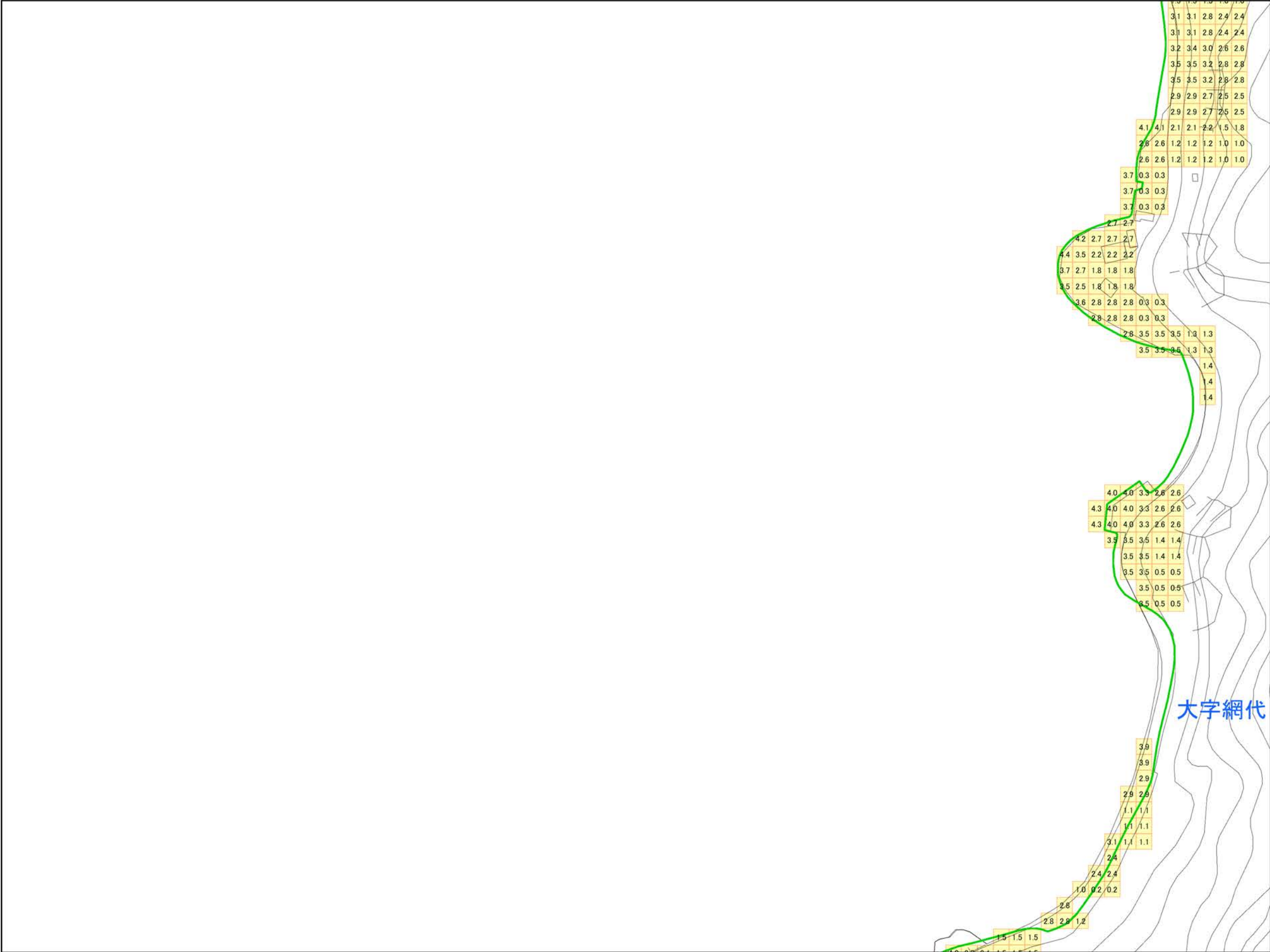
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))
	市町村界
	町丁目界



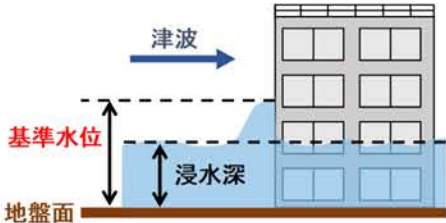
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(56)



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

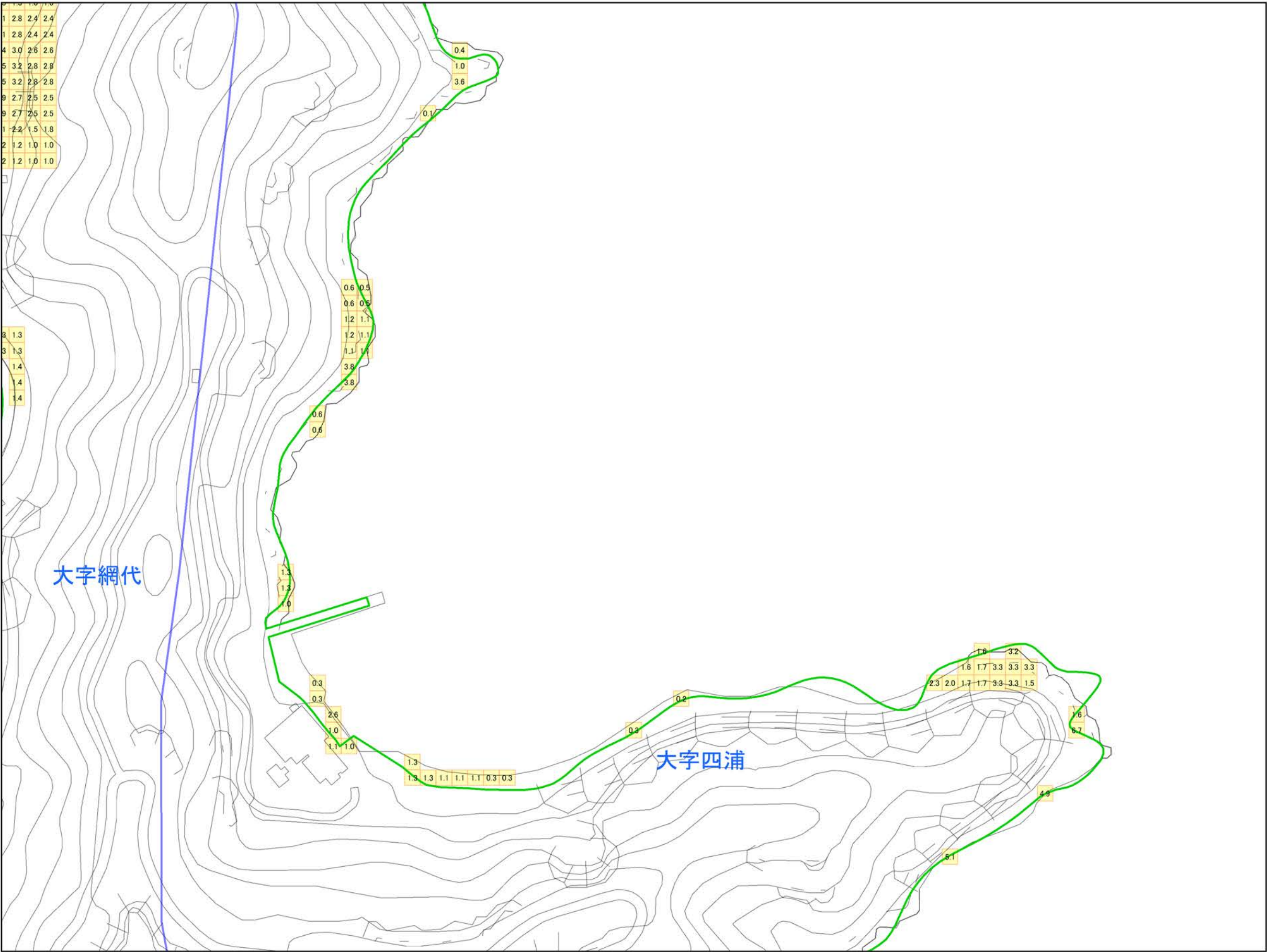
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))
市町村界	
町丁目界	



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(57)

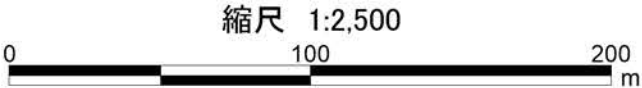


津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

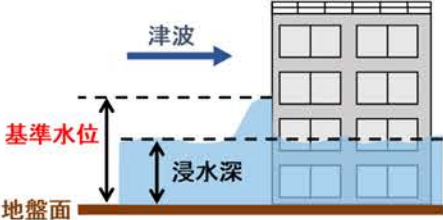
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

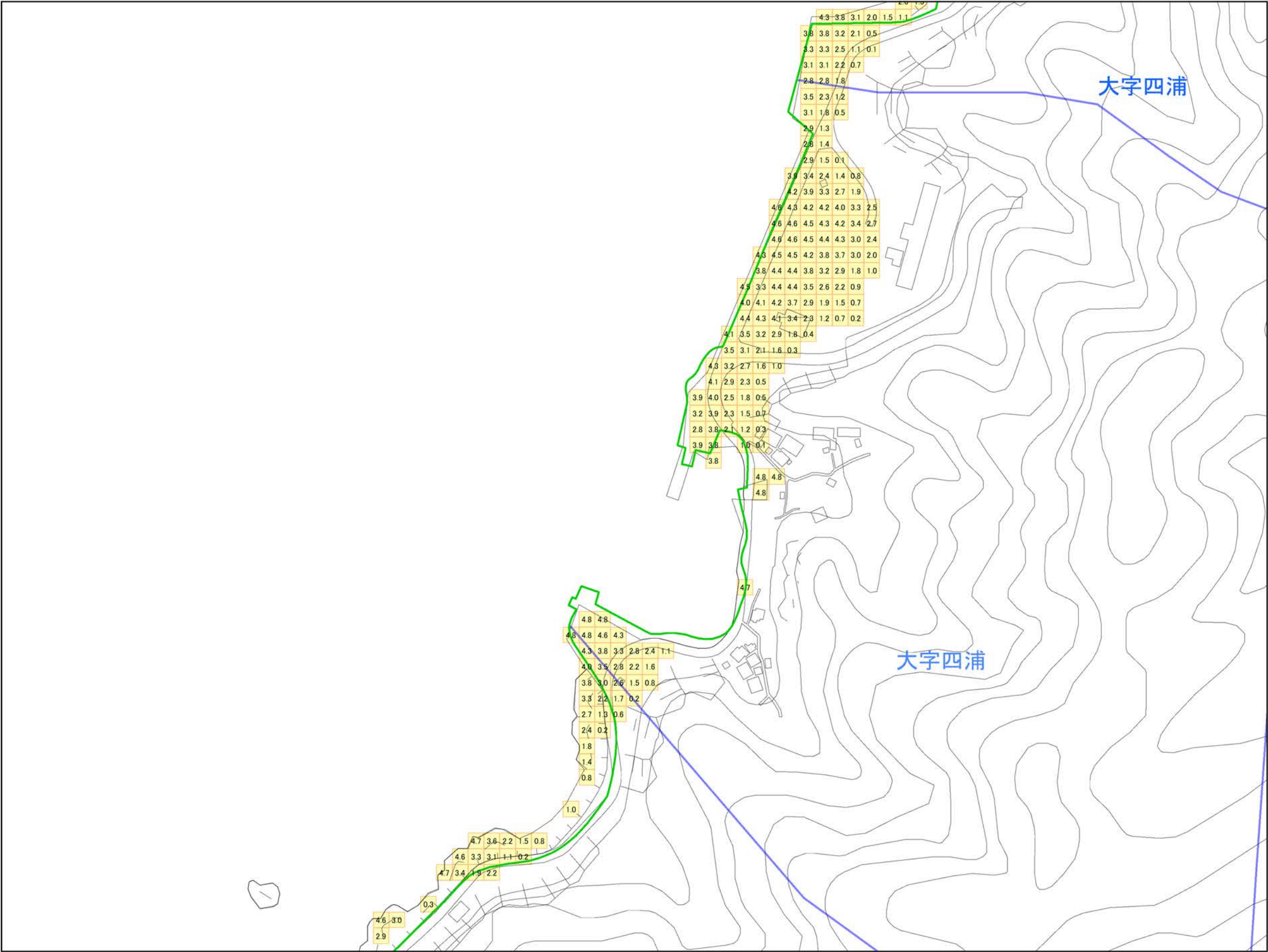
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(58)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

留意事項

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。

○この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。

○この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

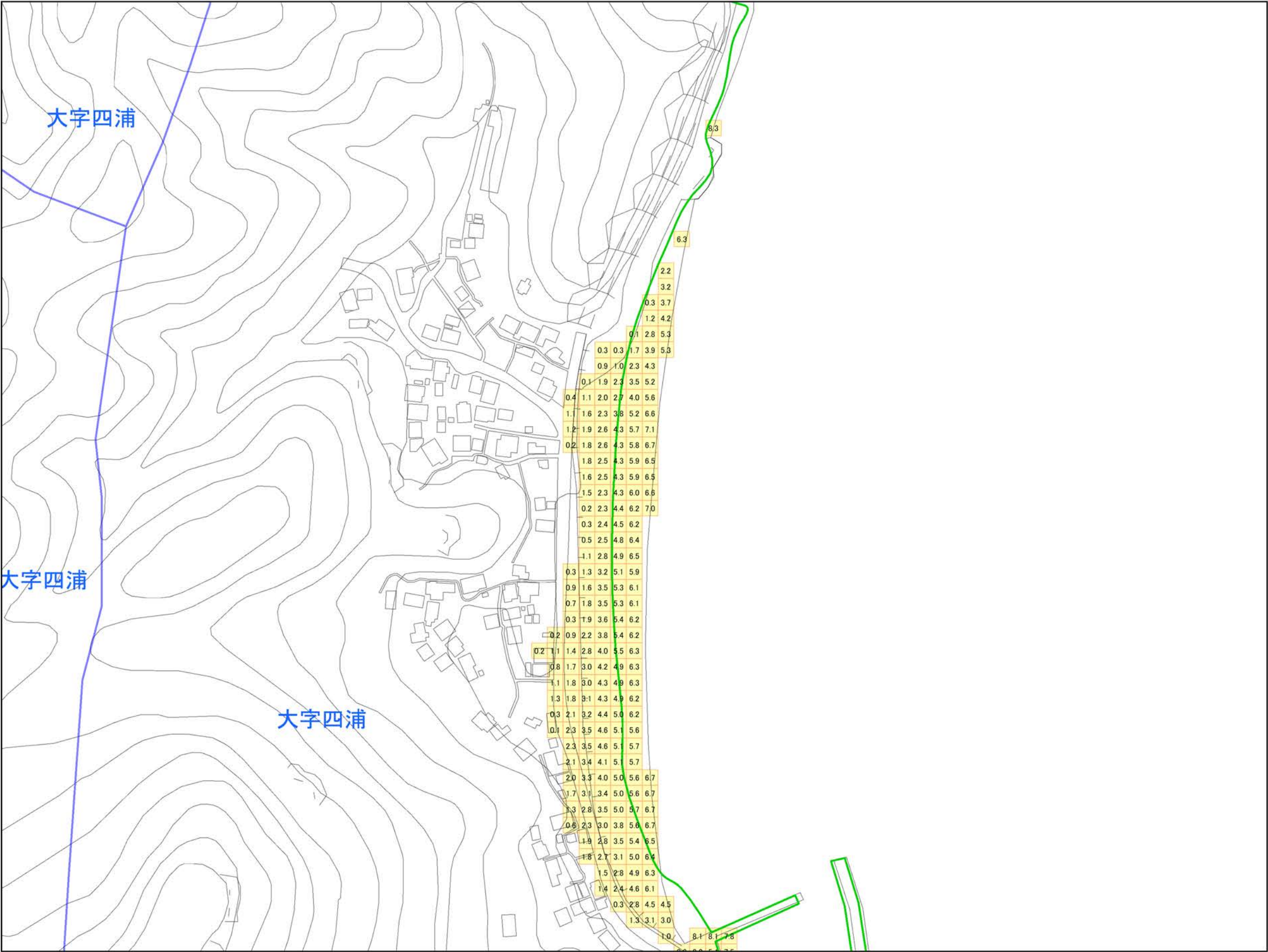
【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(59)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

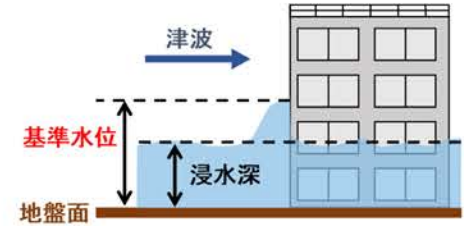
0 100 200 m

N

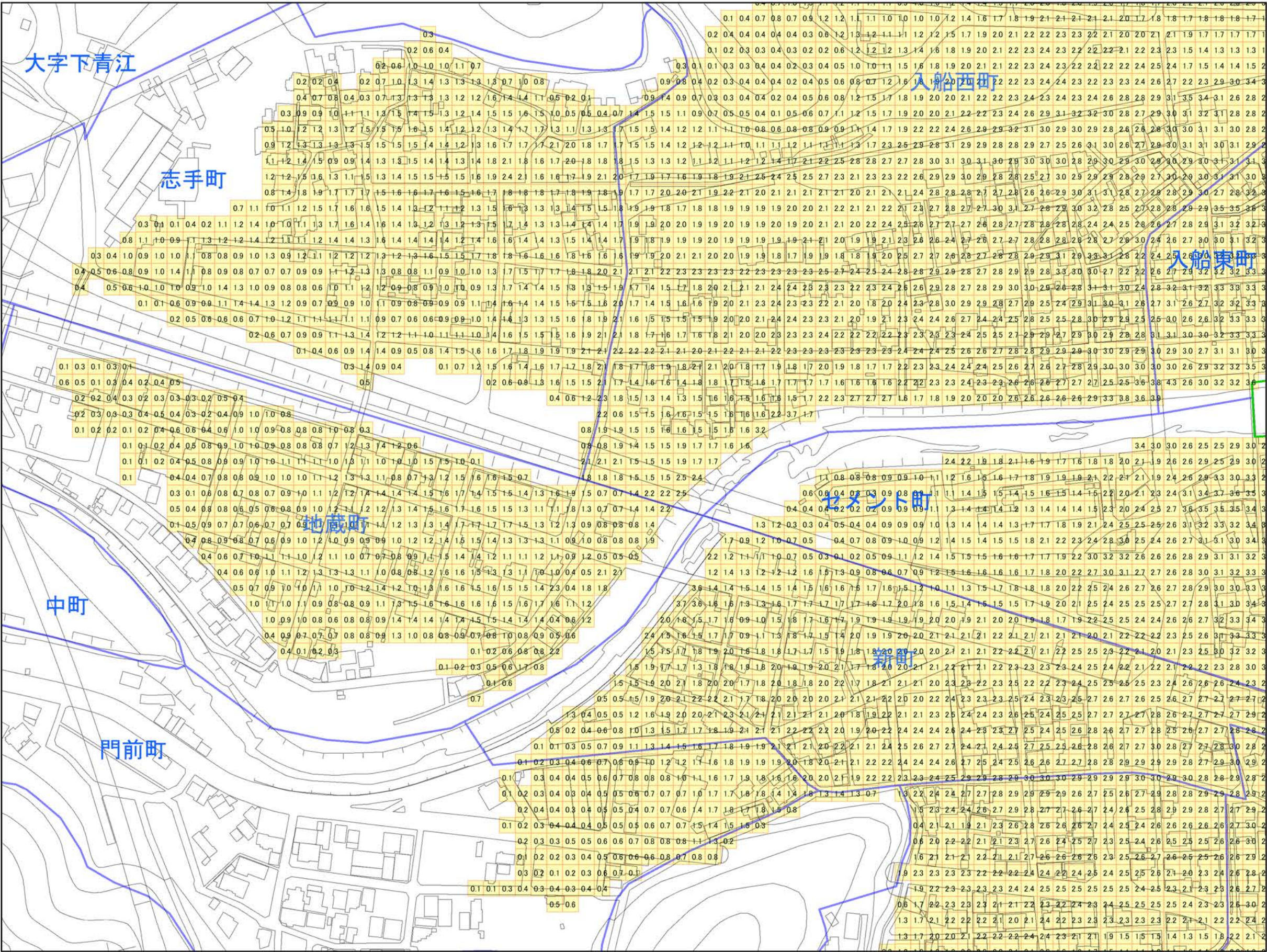
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(60)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

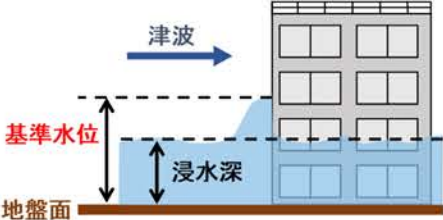


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

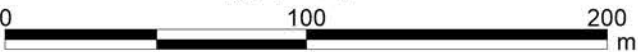


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザ測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

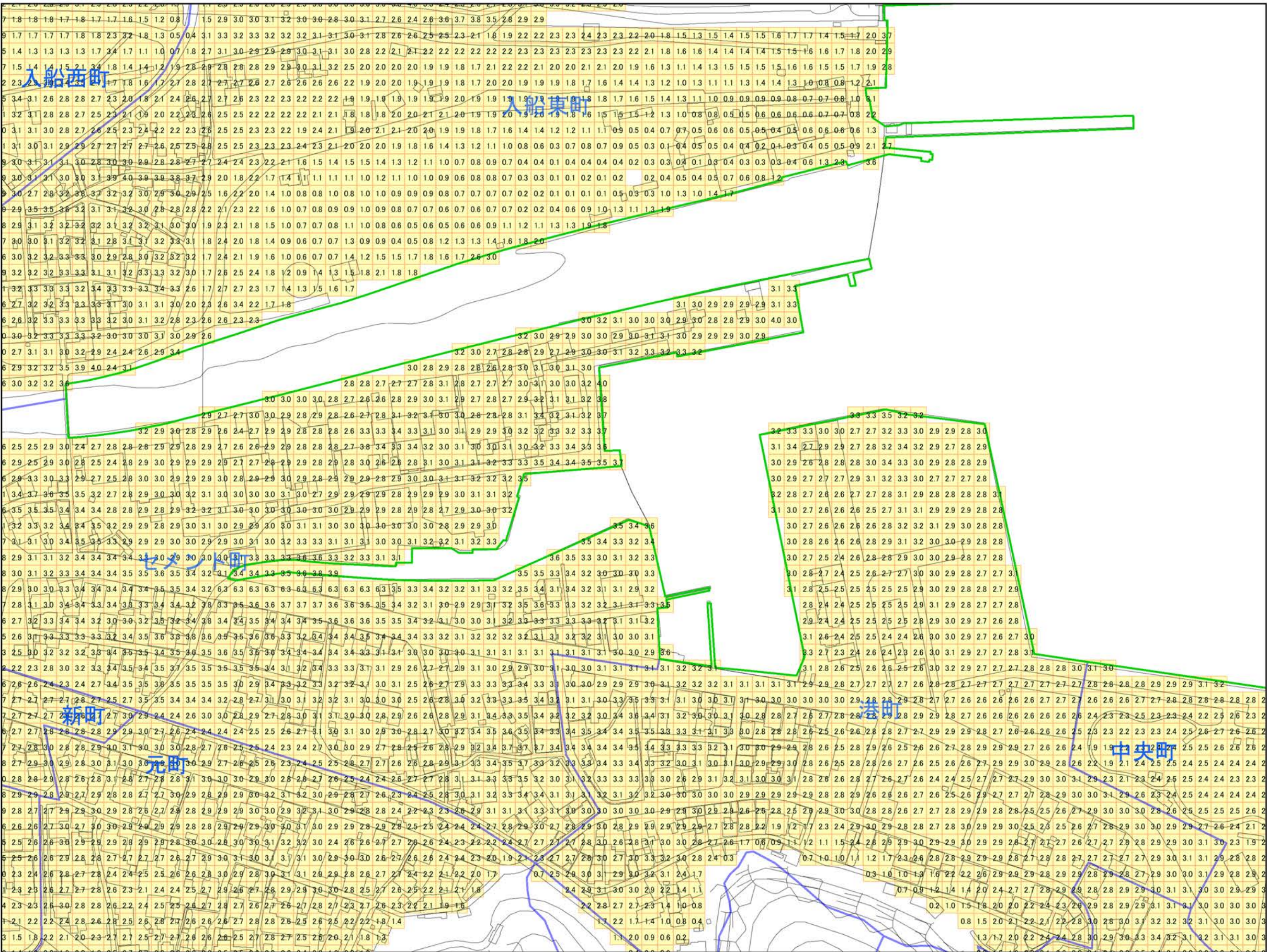
津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
市町村界	
町丁目界	

縮尺 1:2,500



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(61)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

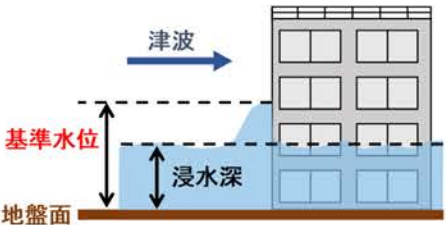
市町村界

町丁目界



留意事項

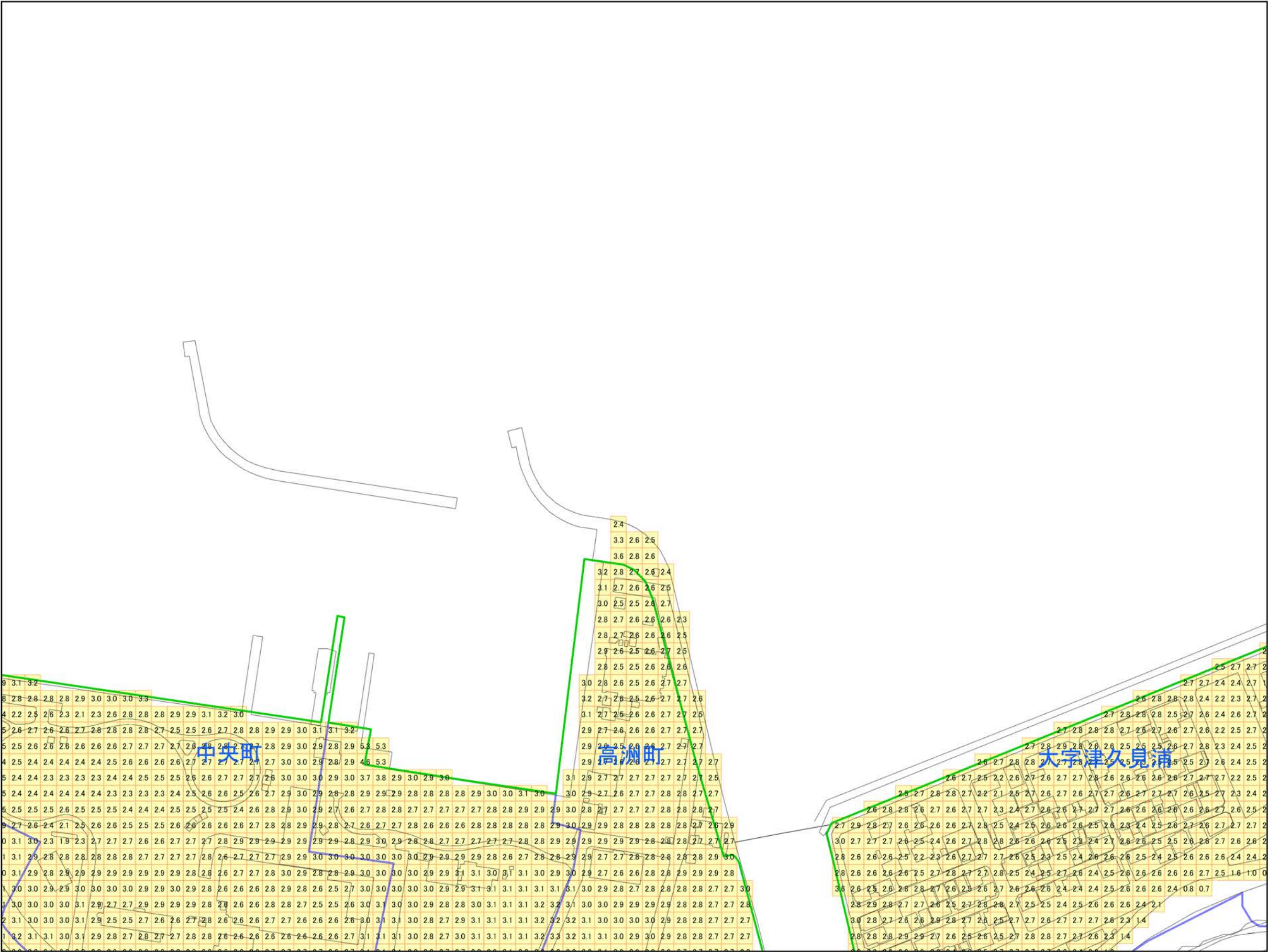
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

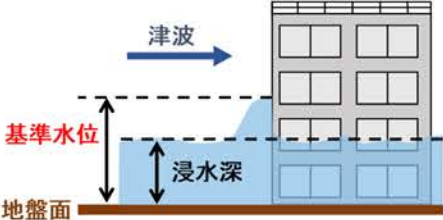
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(62)



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

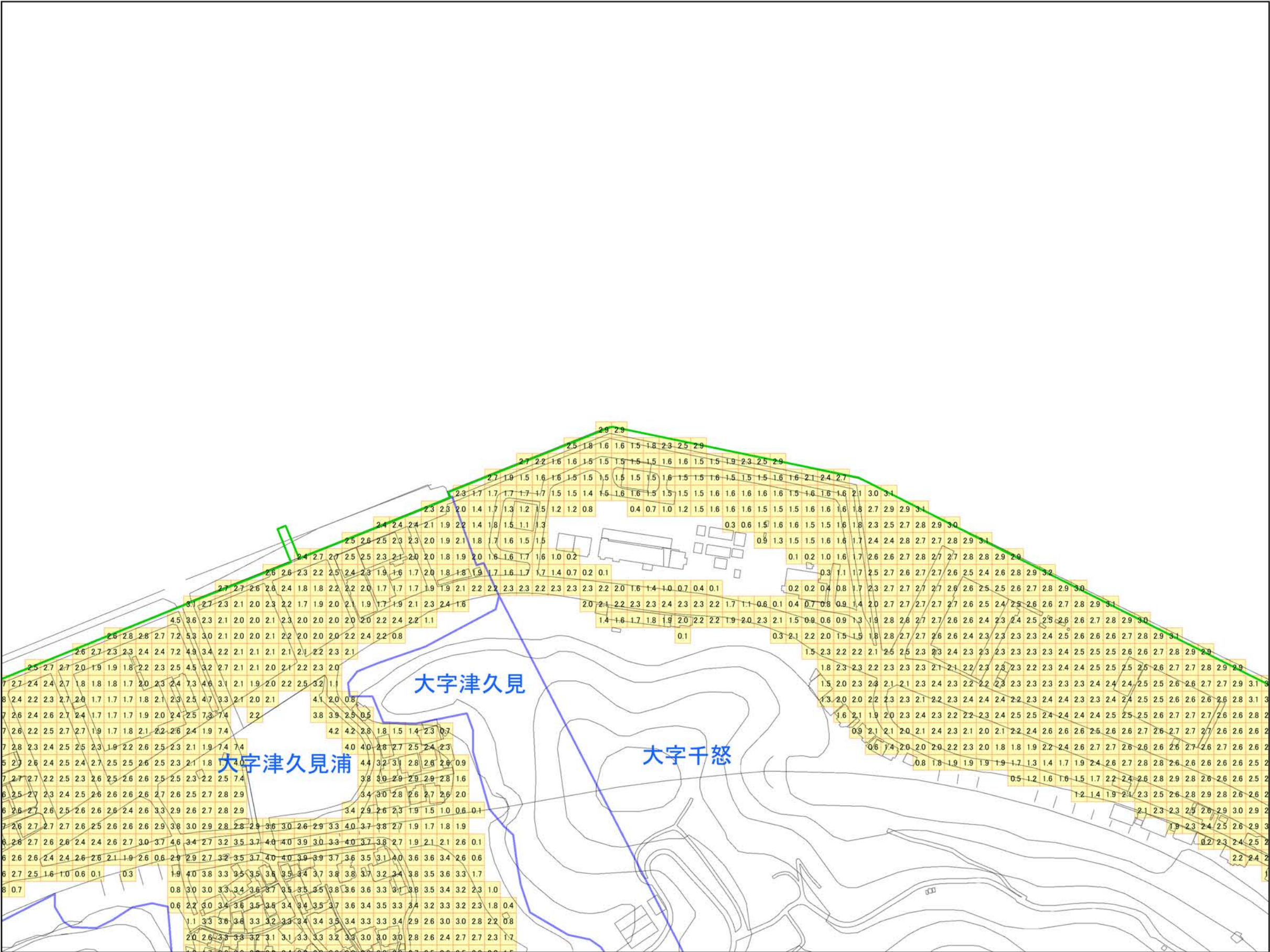


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(63)

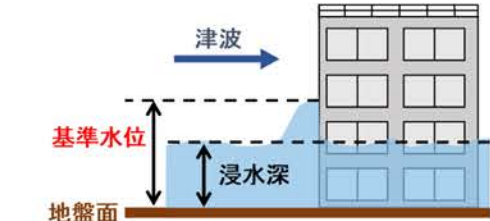
津波災害警戒区域 区域図



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

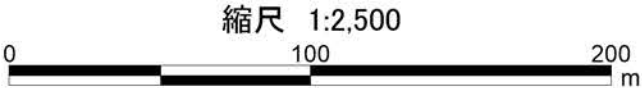


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

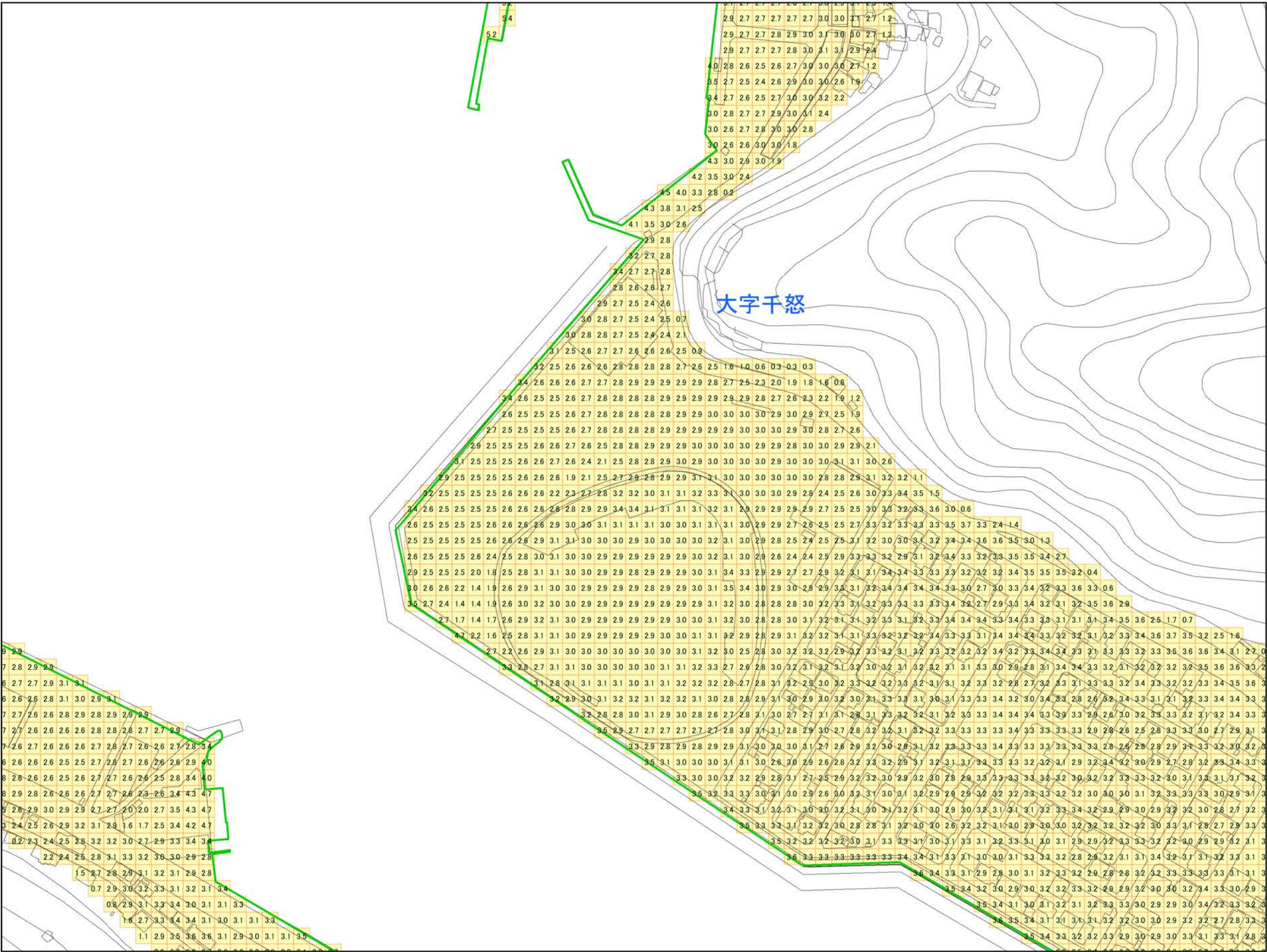
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))
—	市町村界
—	町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(64)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

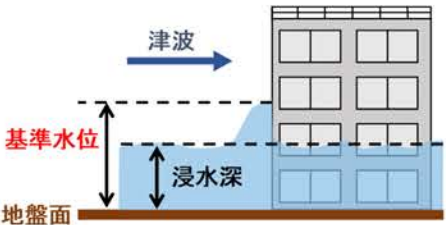
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

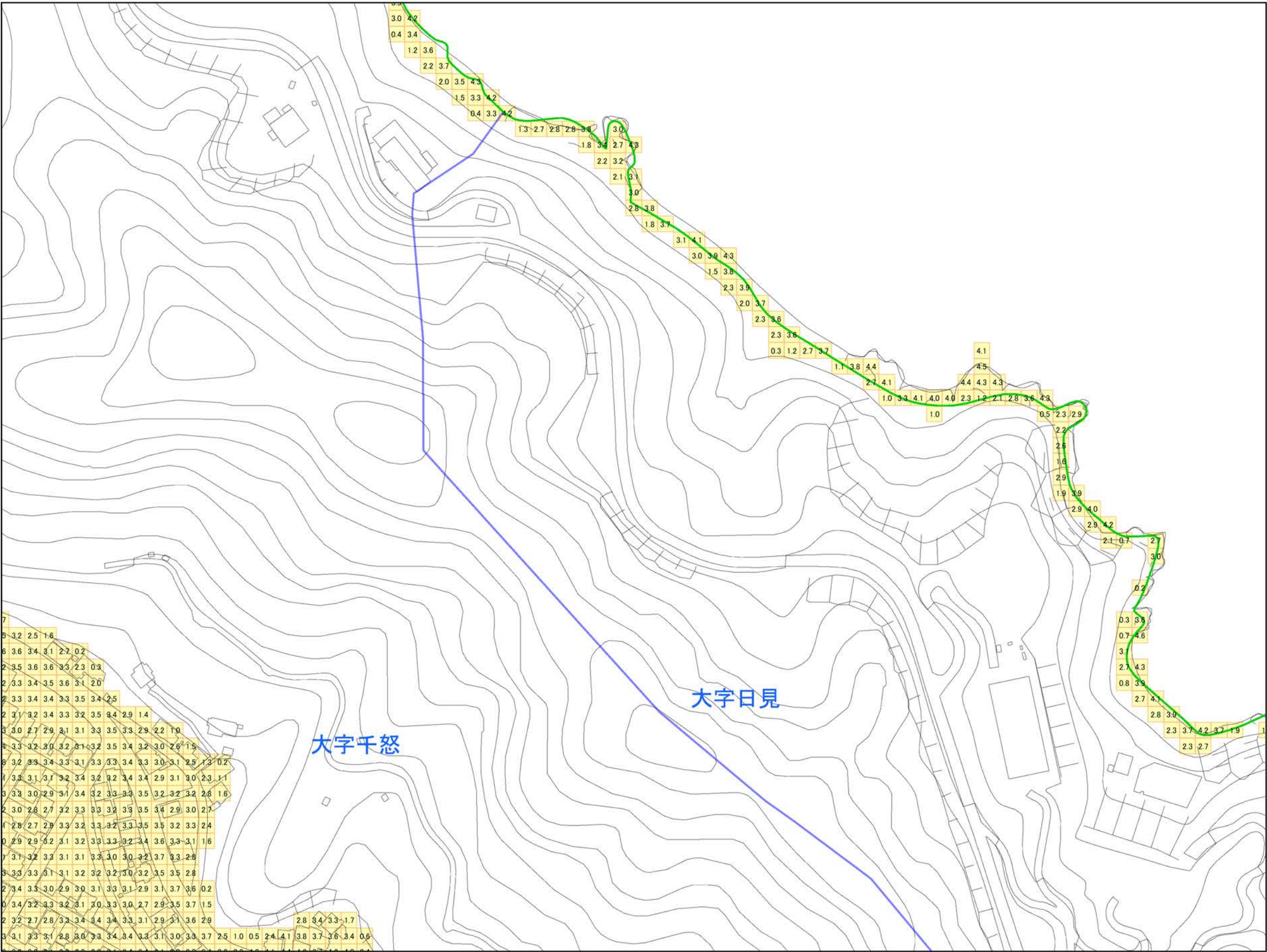
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(65)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0100200m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(66)

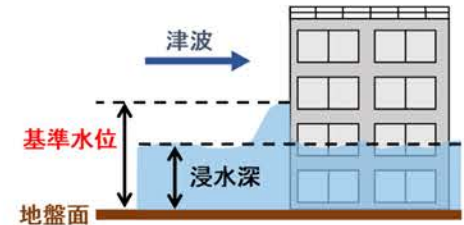
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

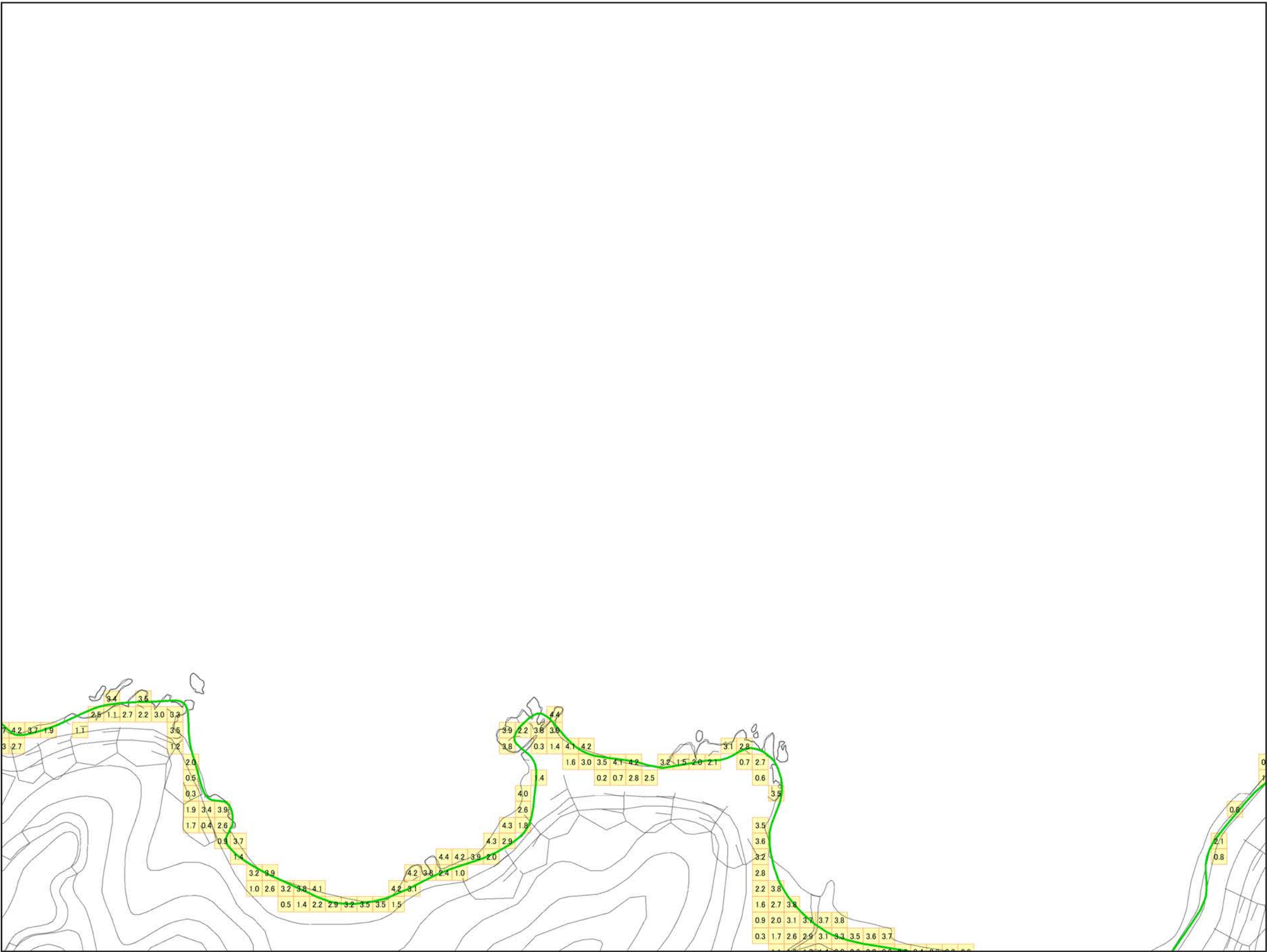


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

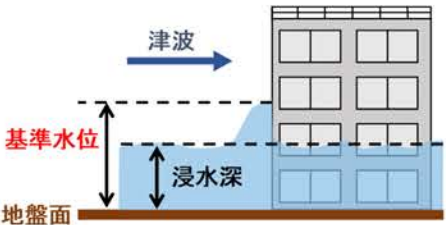
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

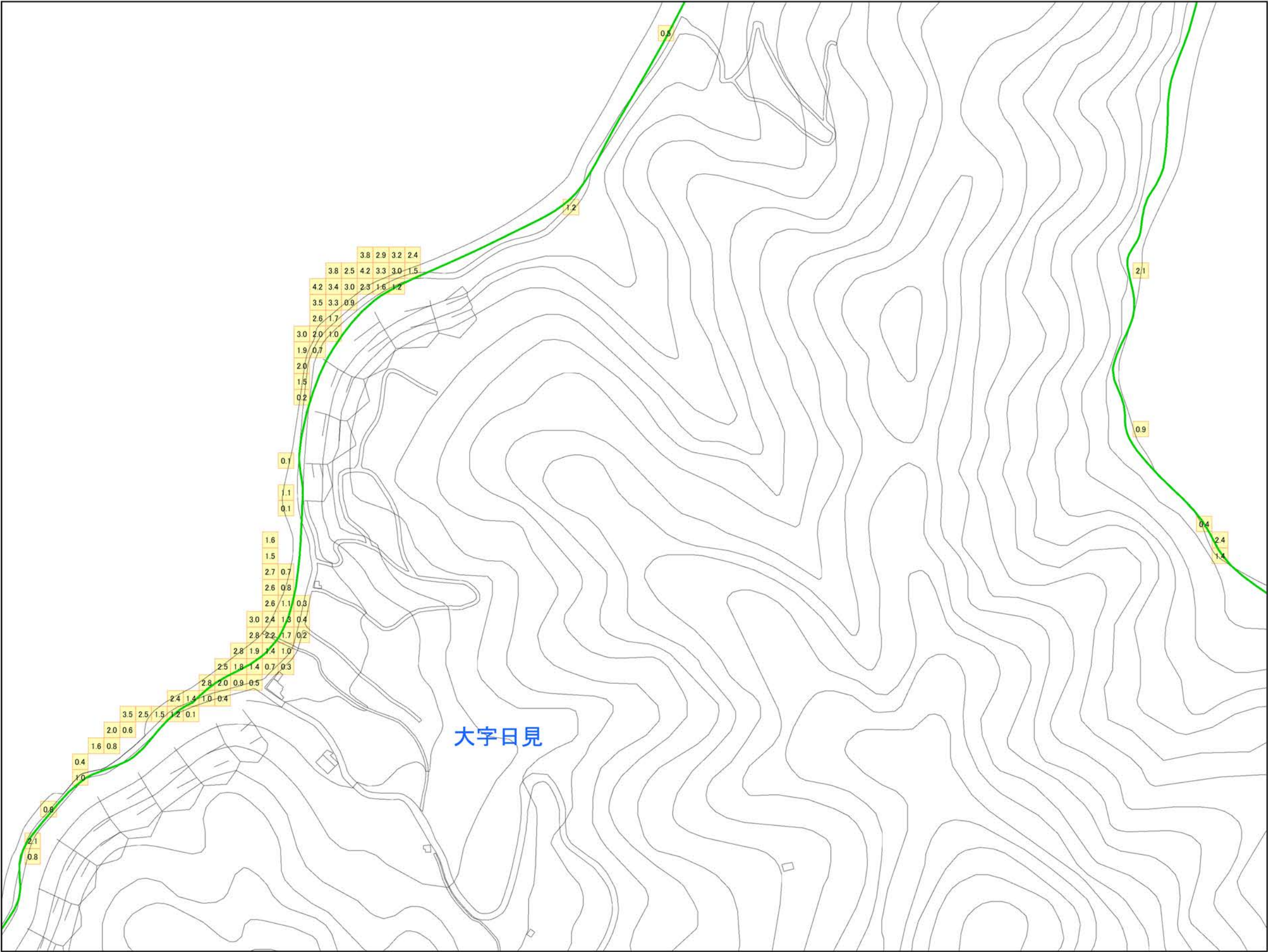
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(67)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

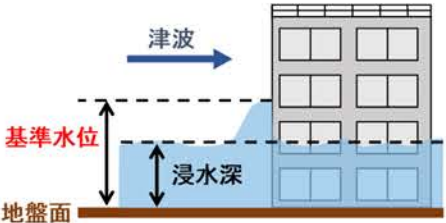
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(68)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(69)

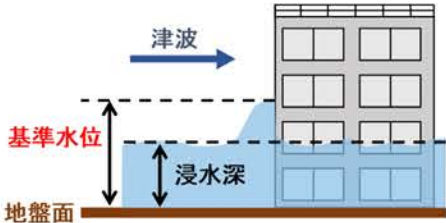
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

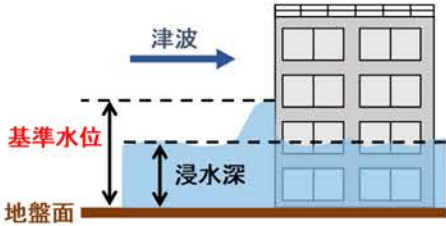
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

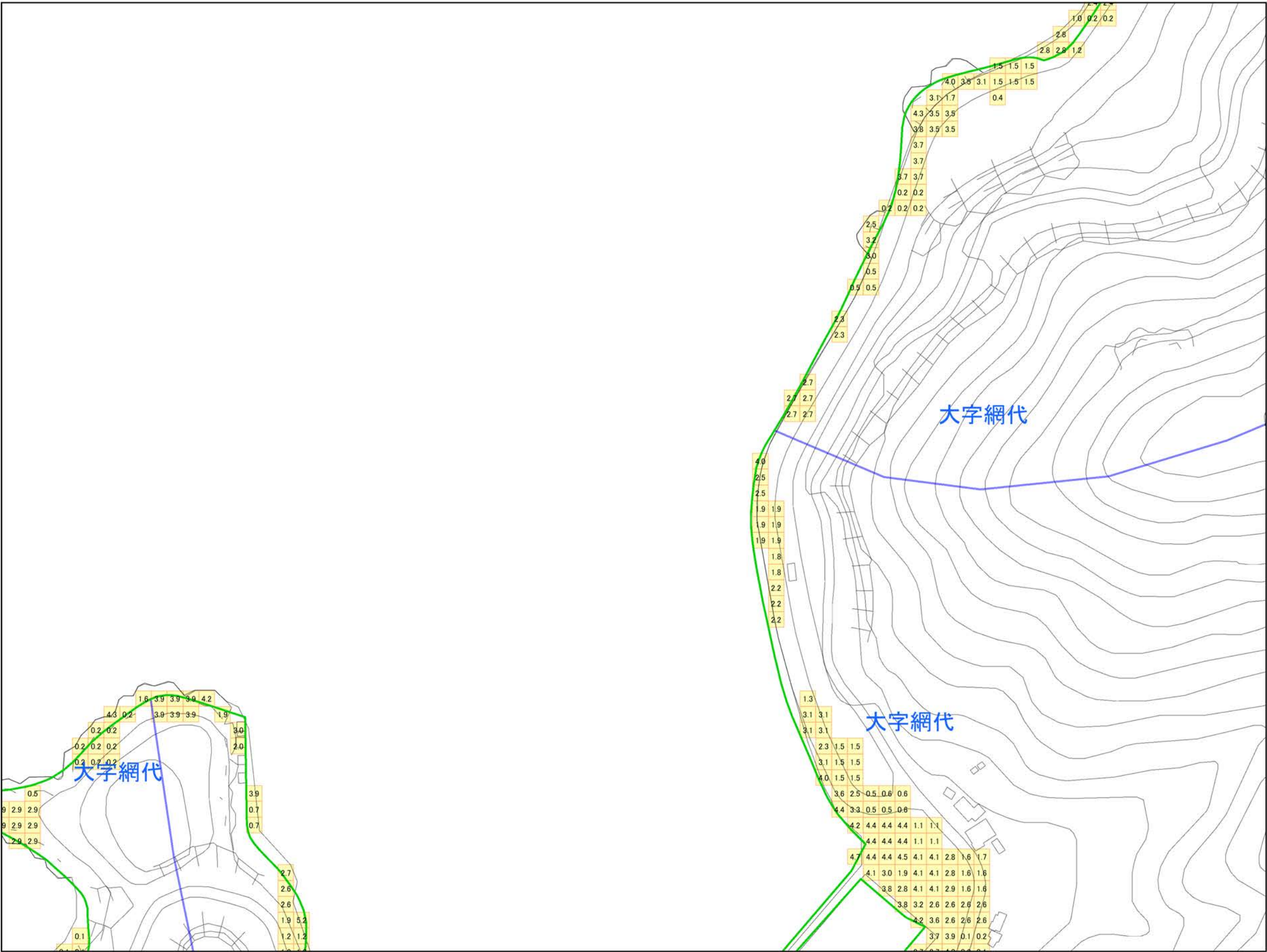
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
	市町村界
	町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(70)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

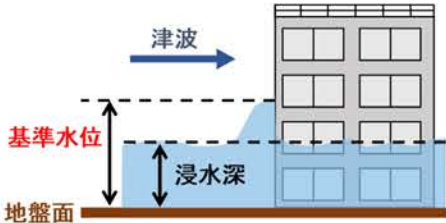
市町村界

町丁目界

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

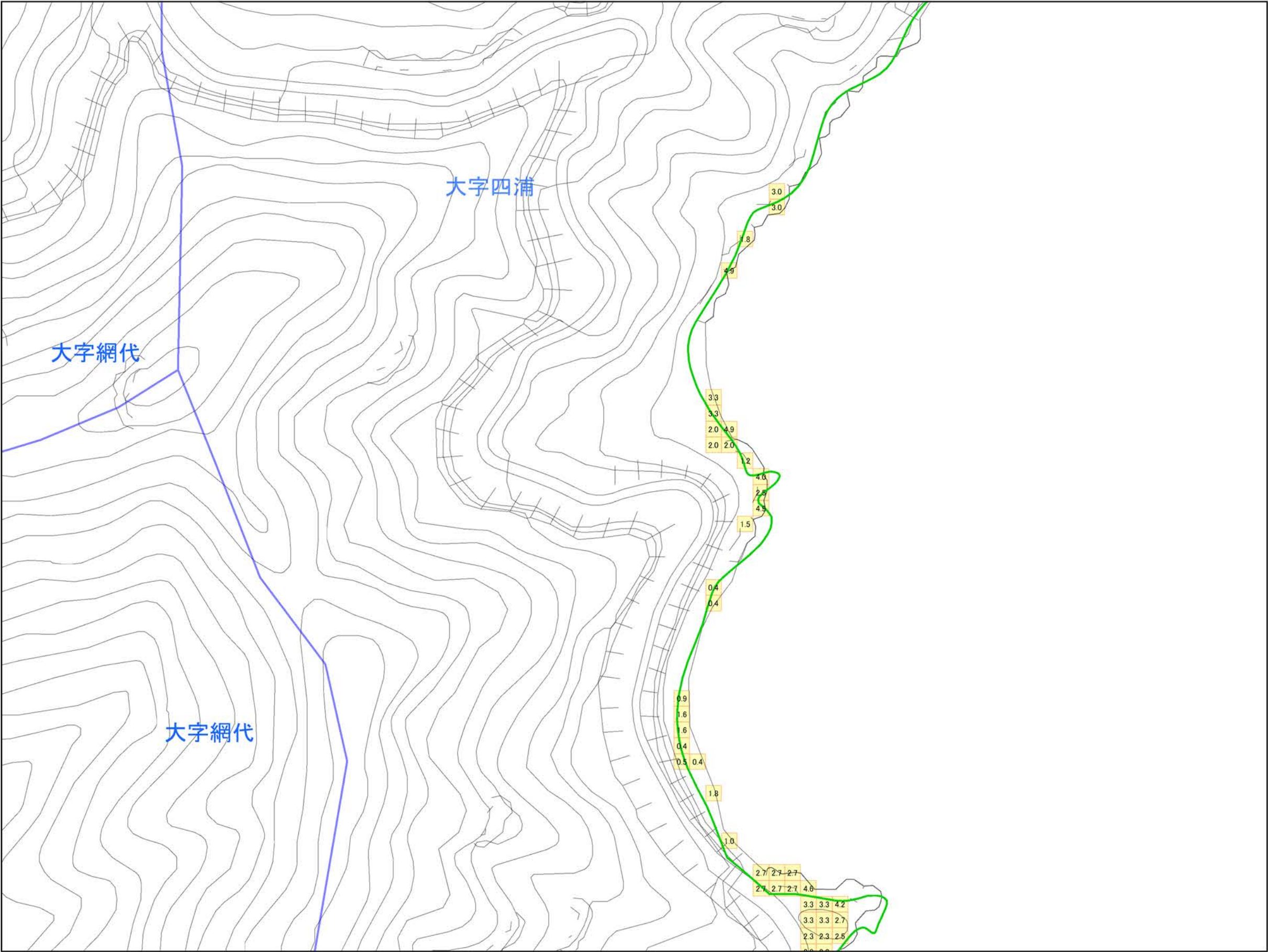
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(71)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

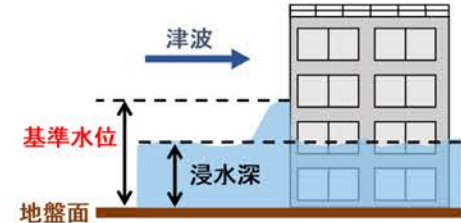


津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(72)

留意事項

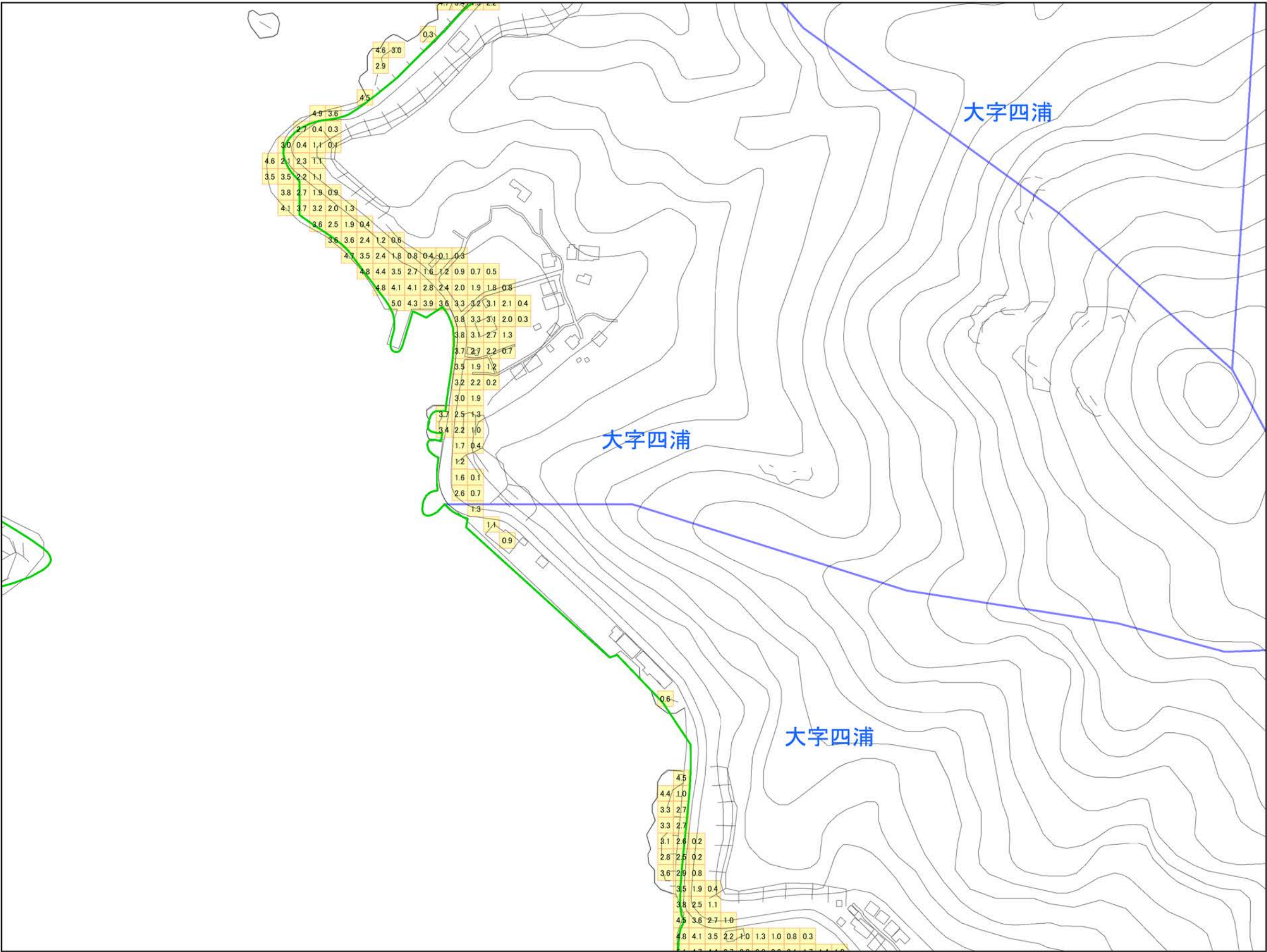
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0

100

200

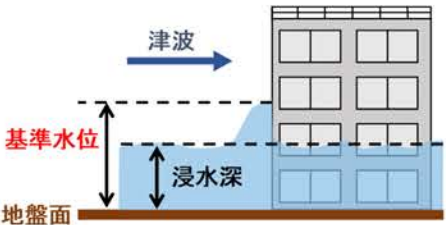
m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

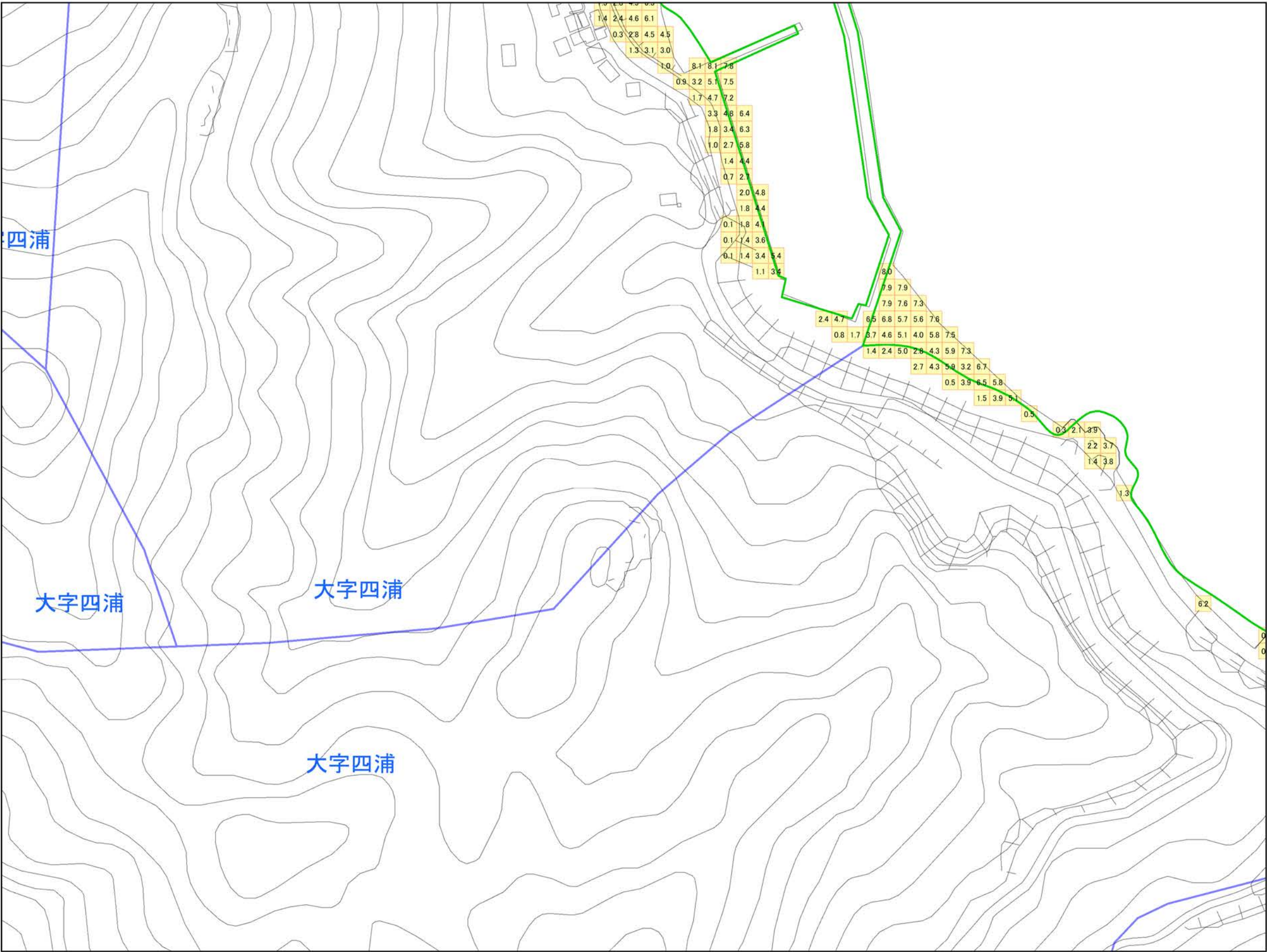
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(73)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

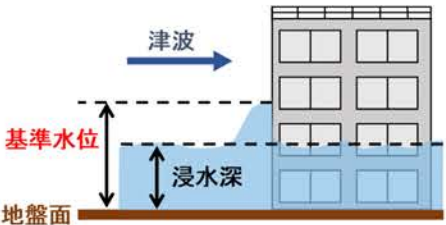
0 100 200 m



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(74)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名 (図面番号)	区域図(75)

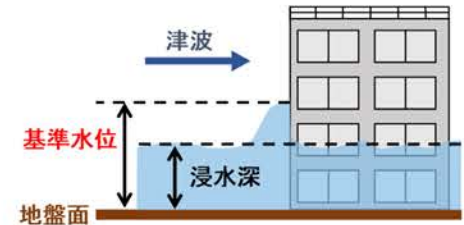
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

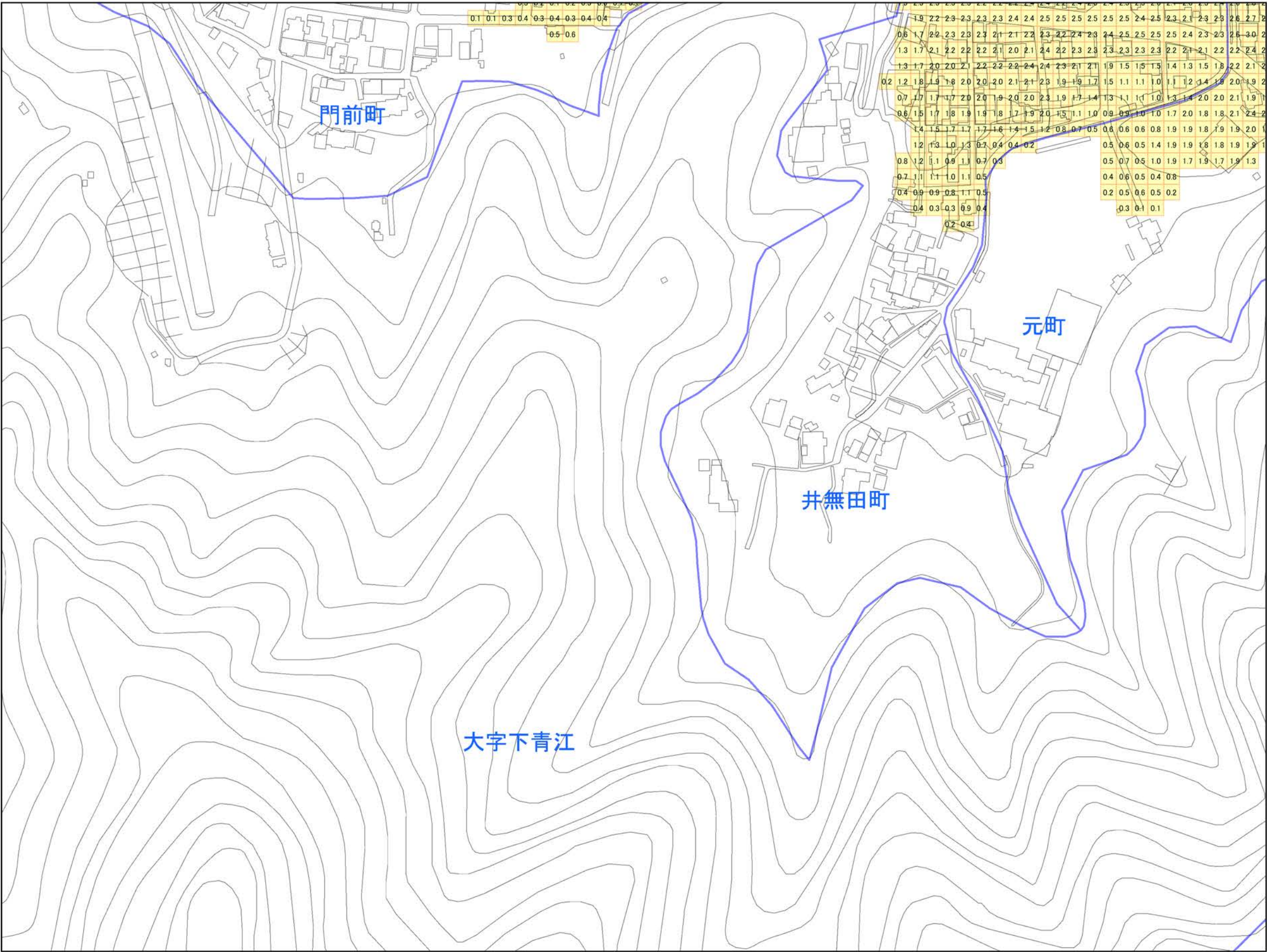


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

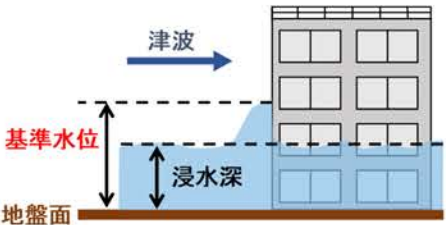
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

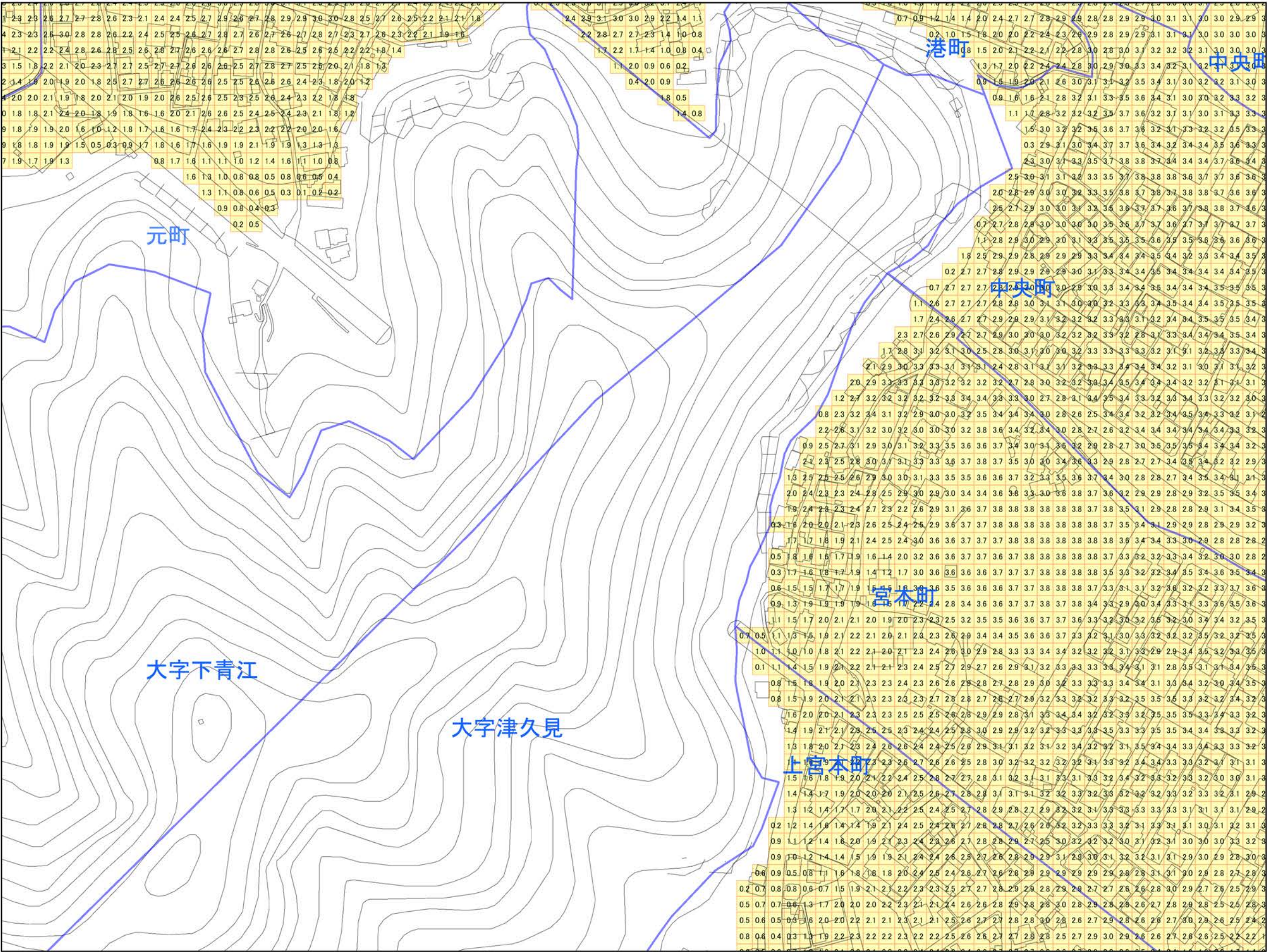
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

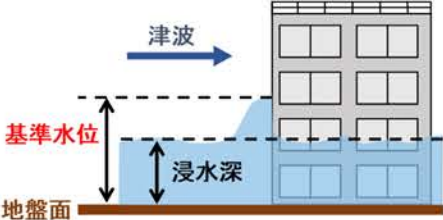
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(76)



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

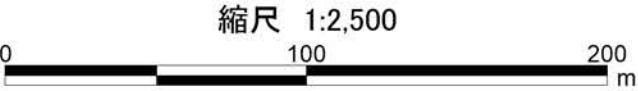


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザ測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

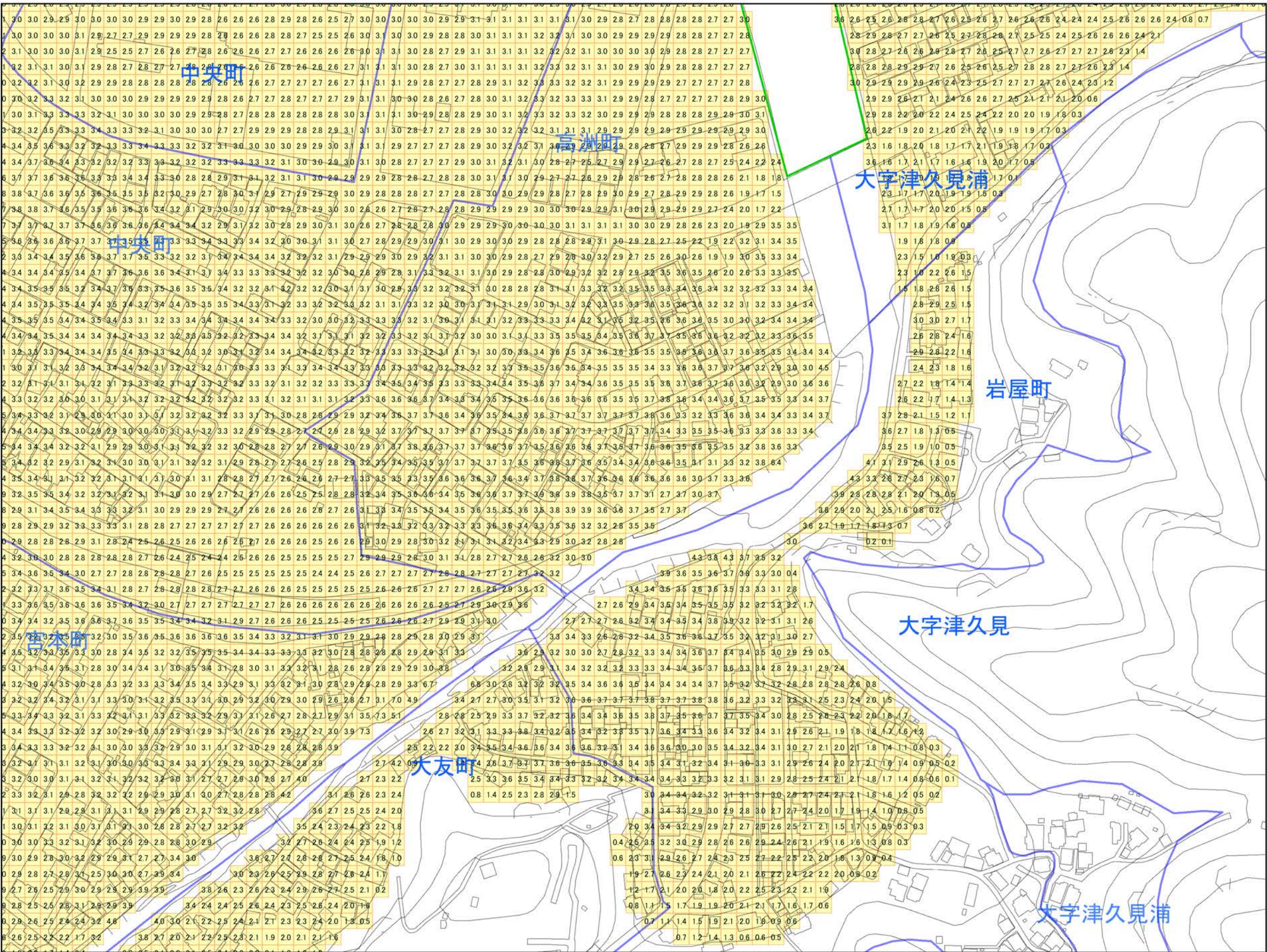
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
	市町村界
	町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(77)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

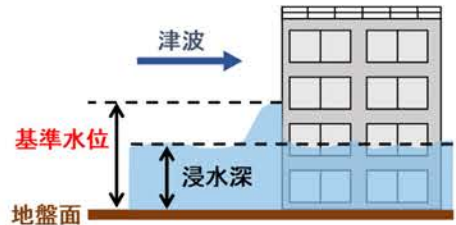
0 100 200 m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(78)

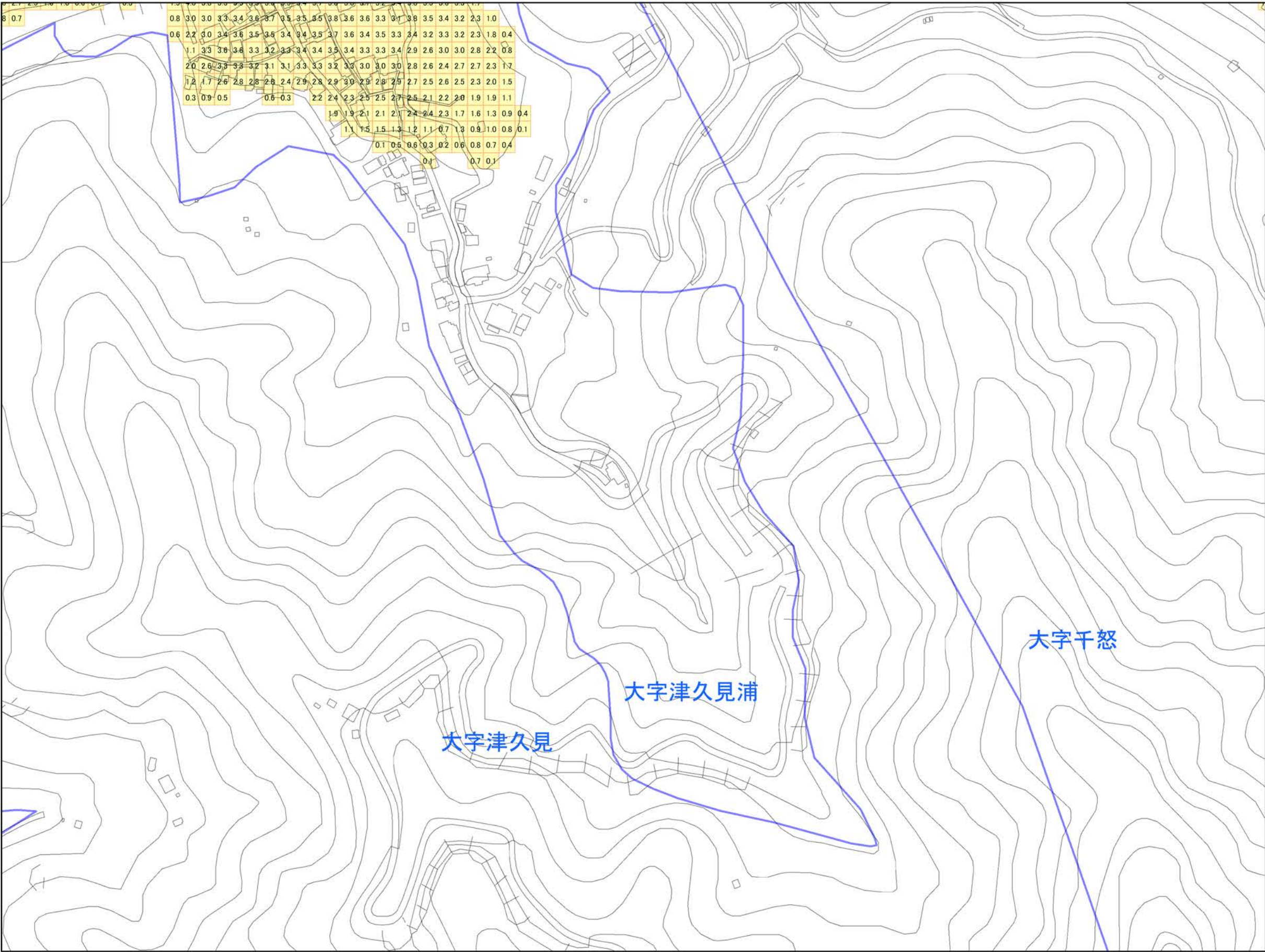
留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0

100

200

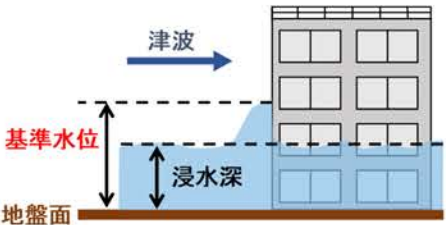
m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

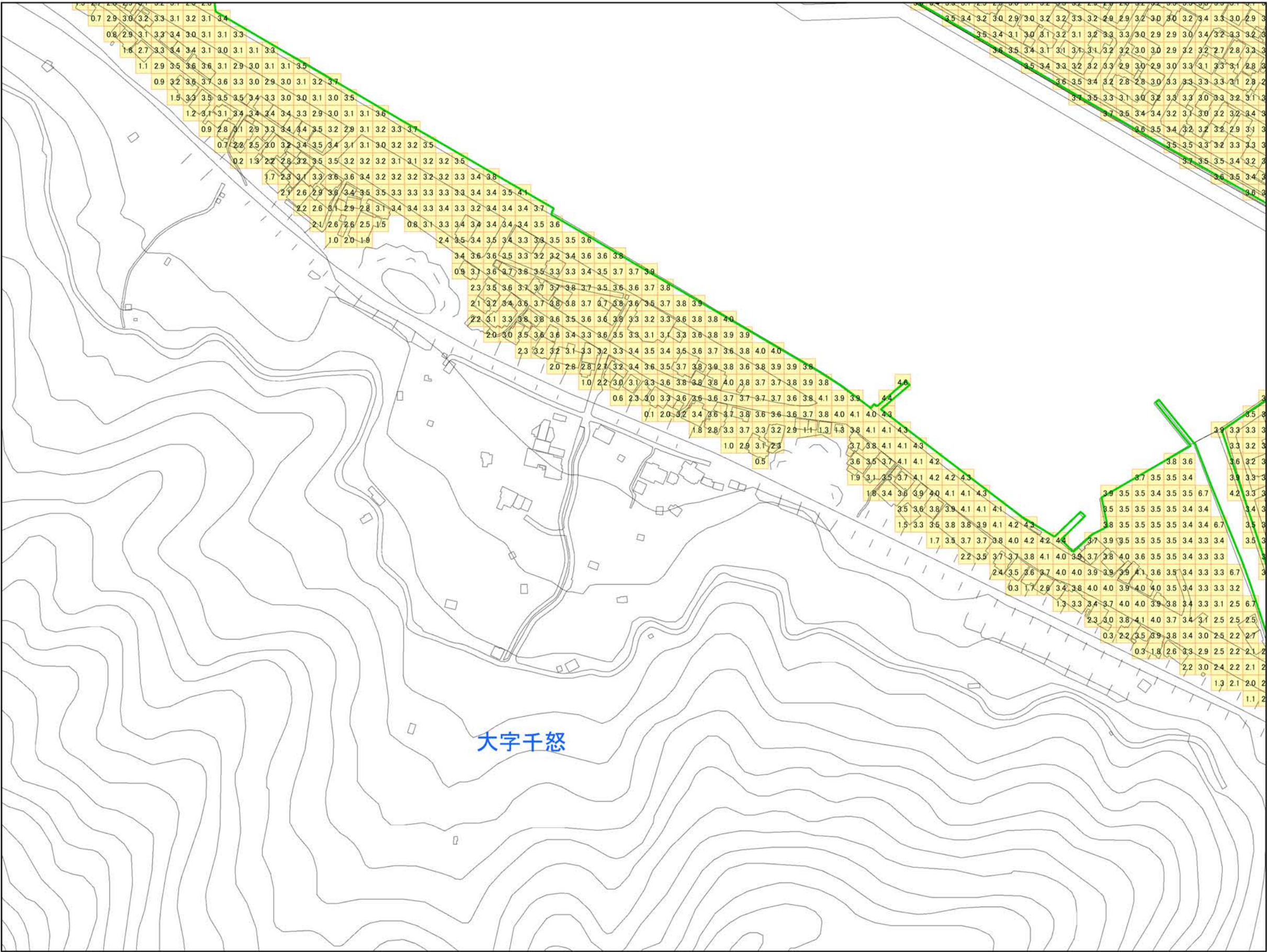
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(79)



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

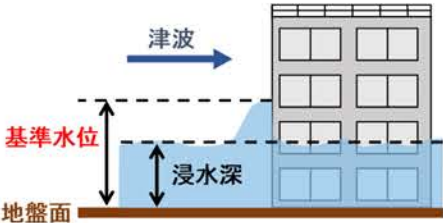


津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(80)

留意事項

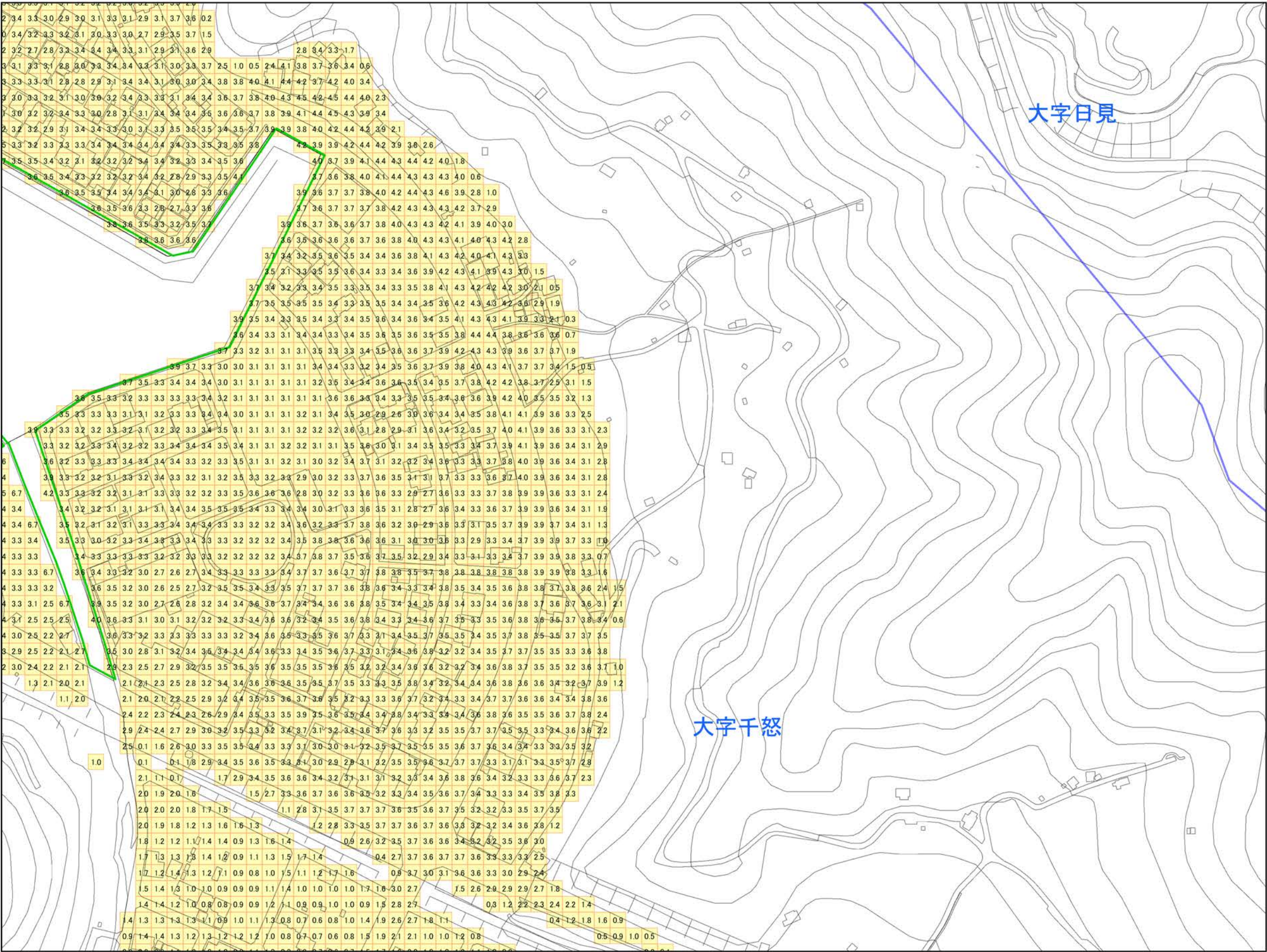
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

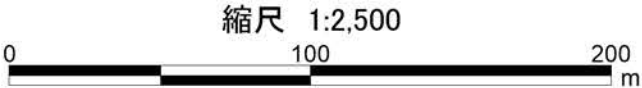


津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界



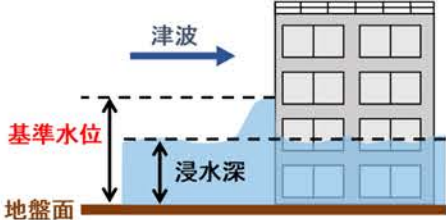
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



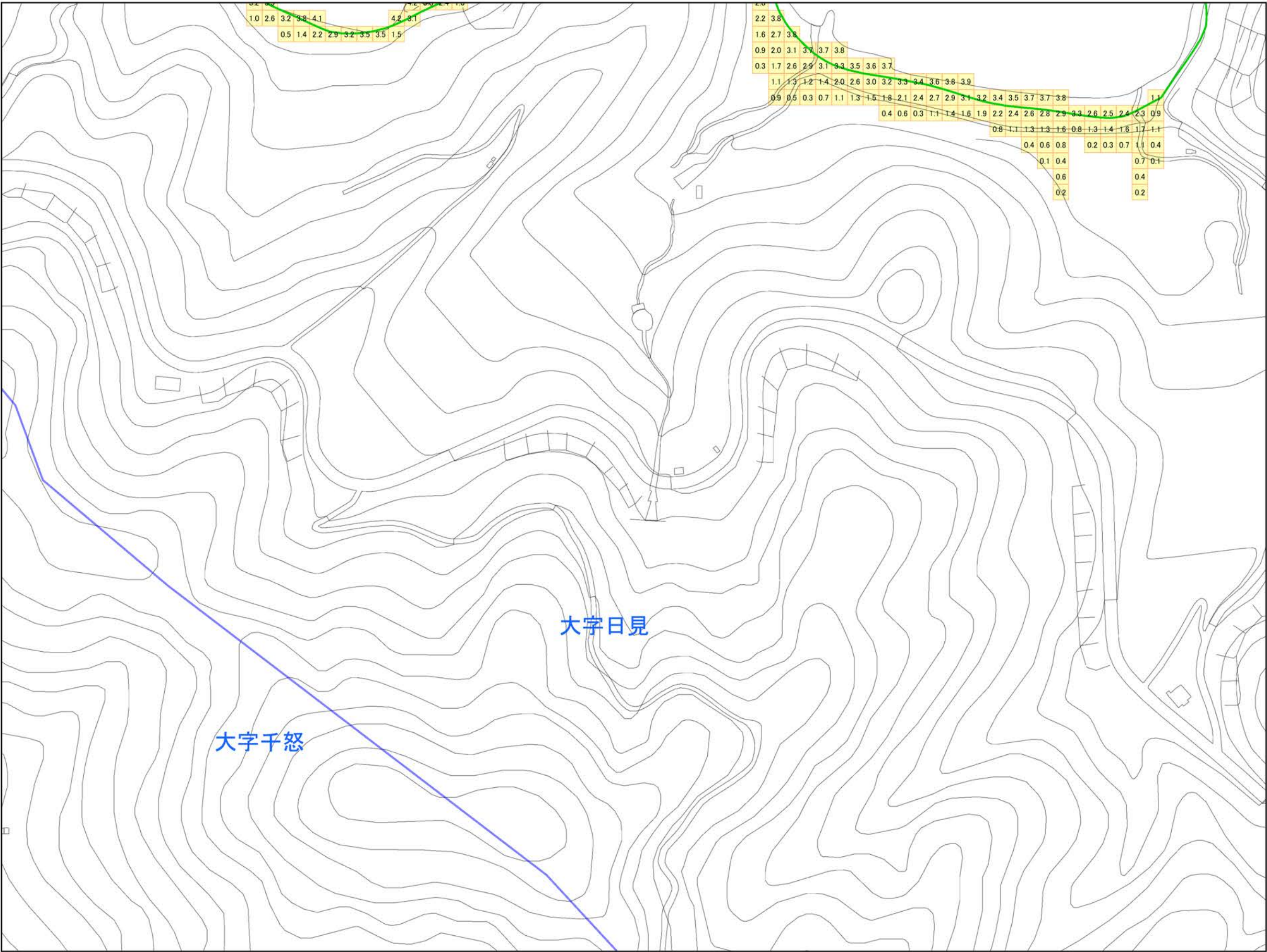
【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザ測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(81)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0100200m

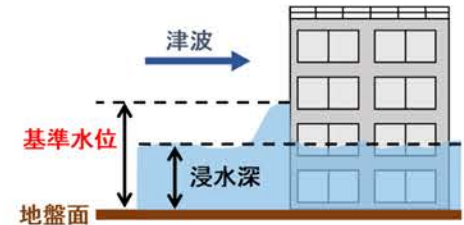
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(82)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

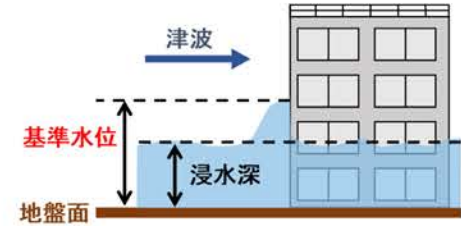
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(83)

留意事項

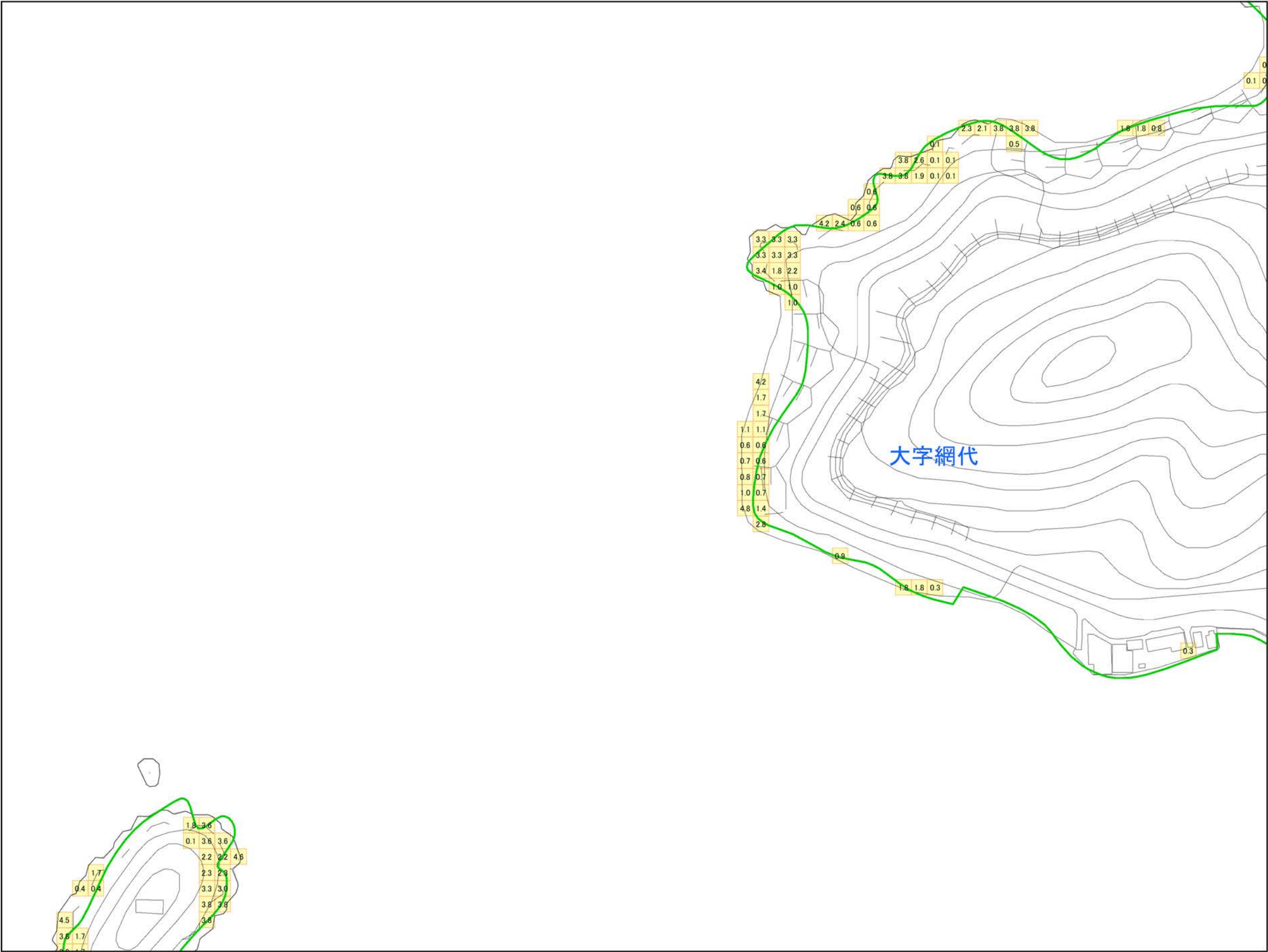
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(84)

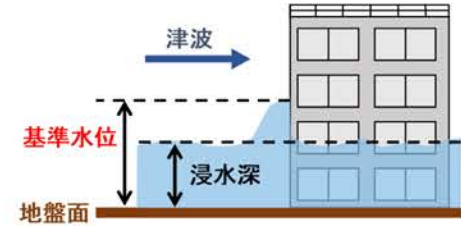
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

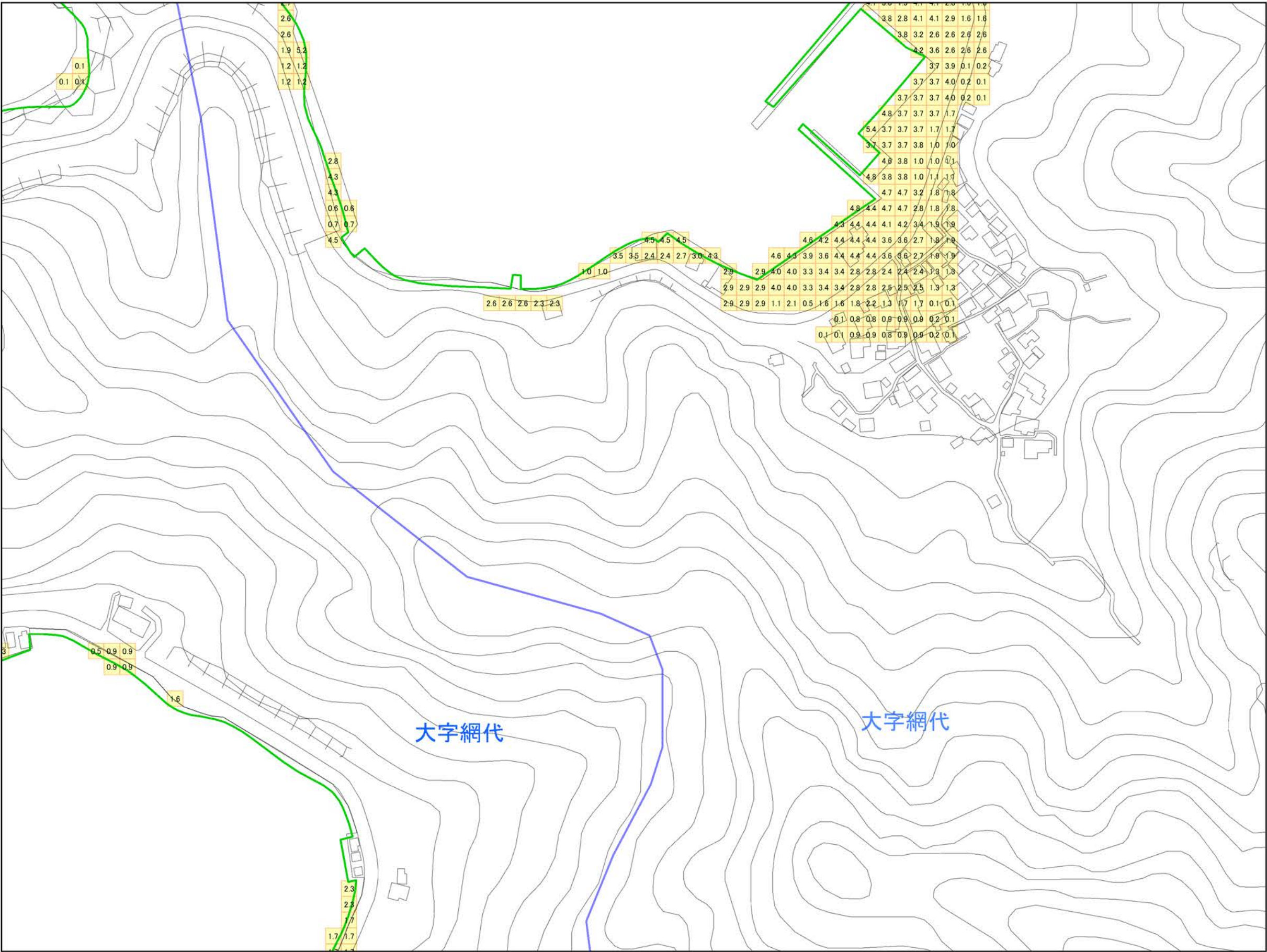


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0

100

200

m

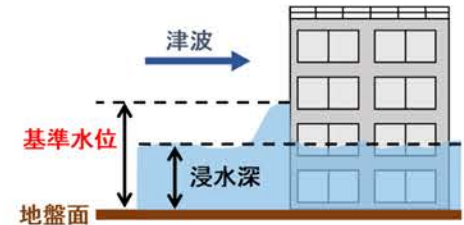
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(85)

留意事項

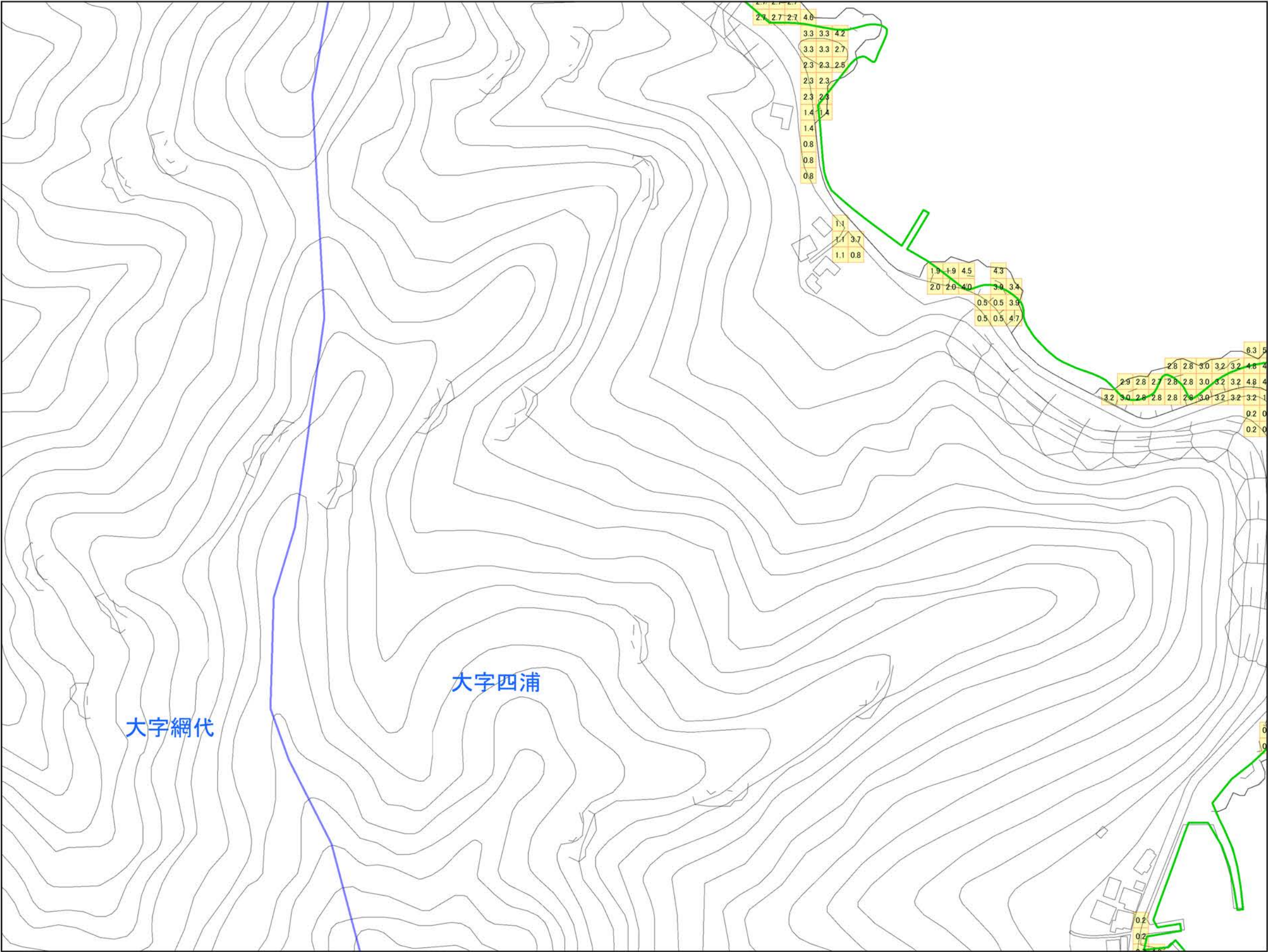
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

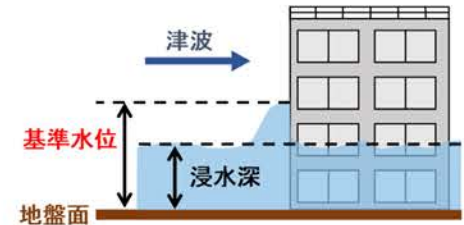
0 100 200 m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(86)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

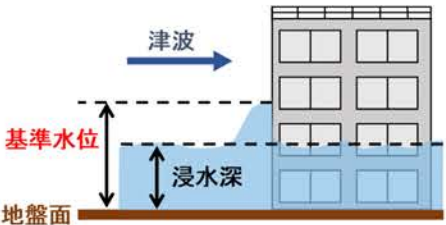
0.0	基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))
	市町村界
	町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

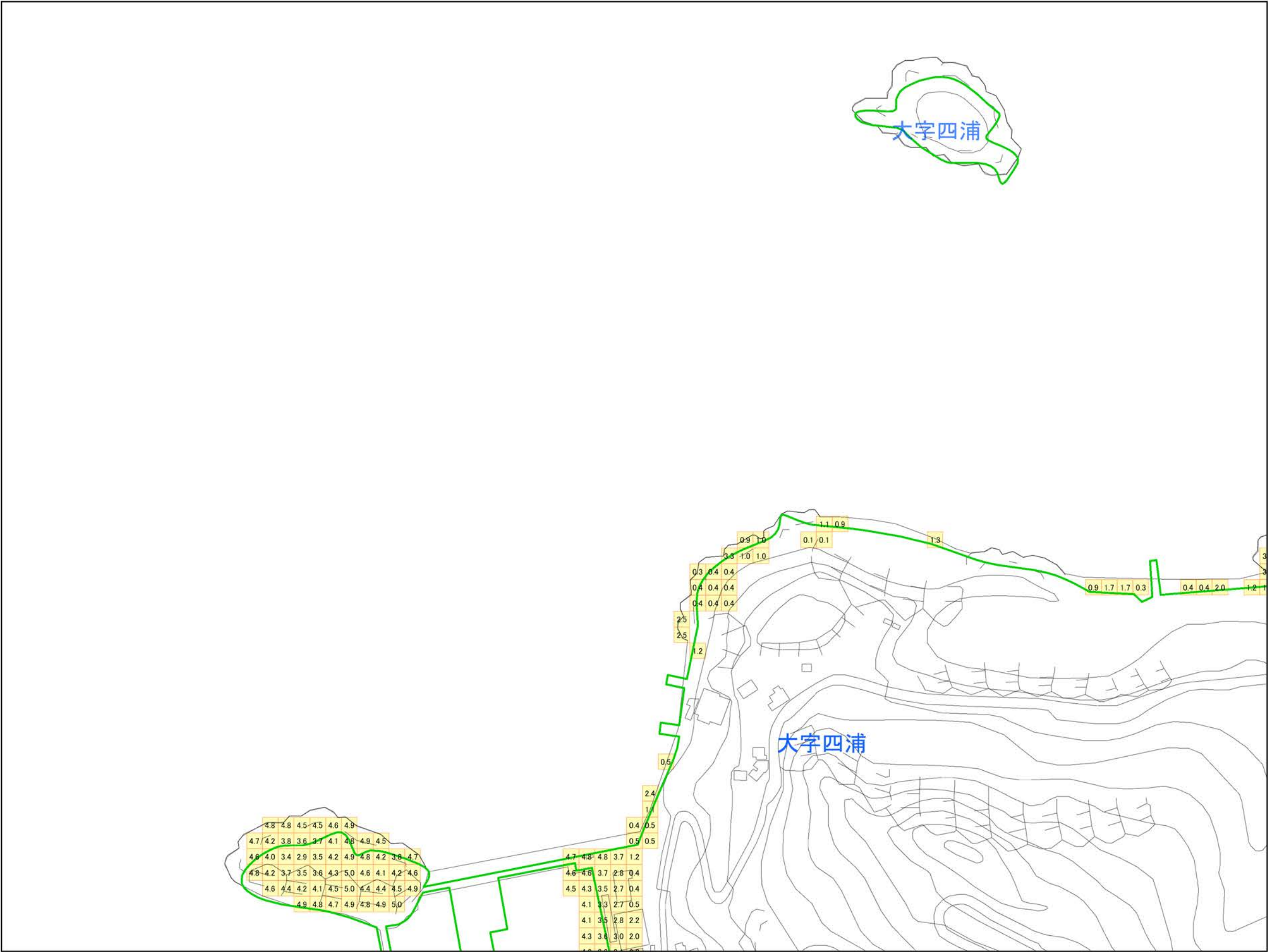
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水위에津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(87)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

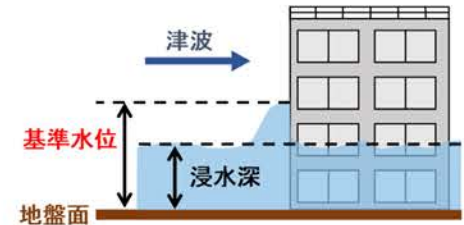
0 100 200 m

N

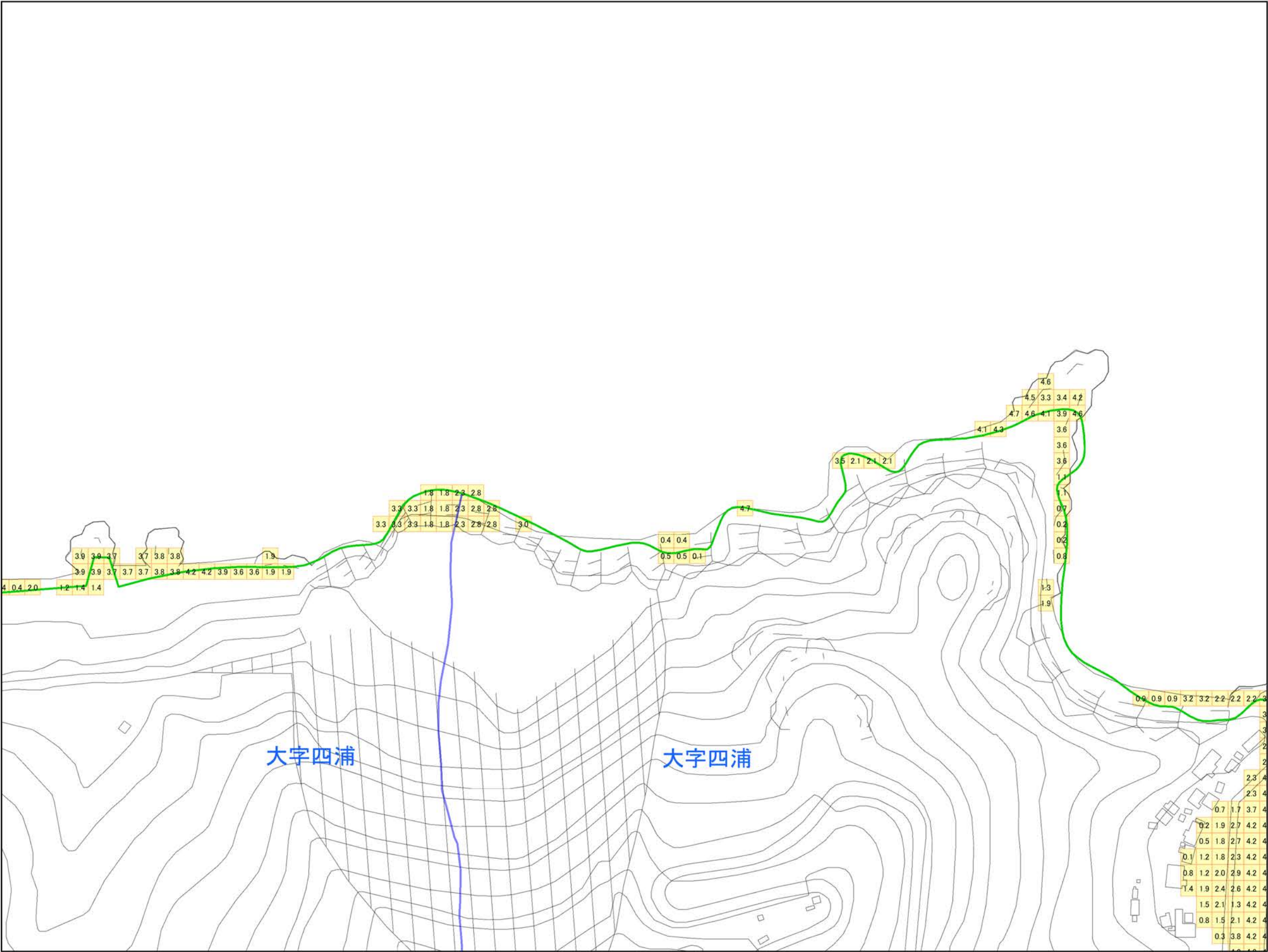
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(88)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



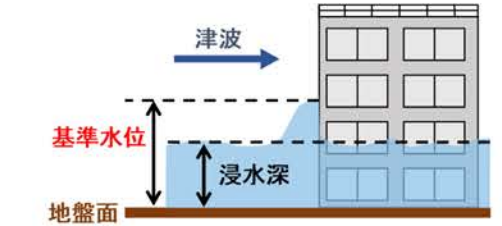
- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

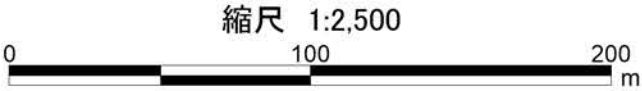


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

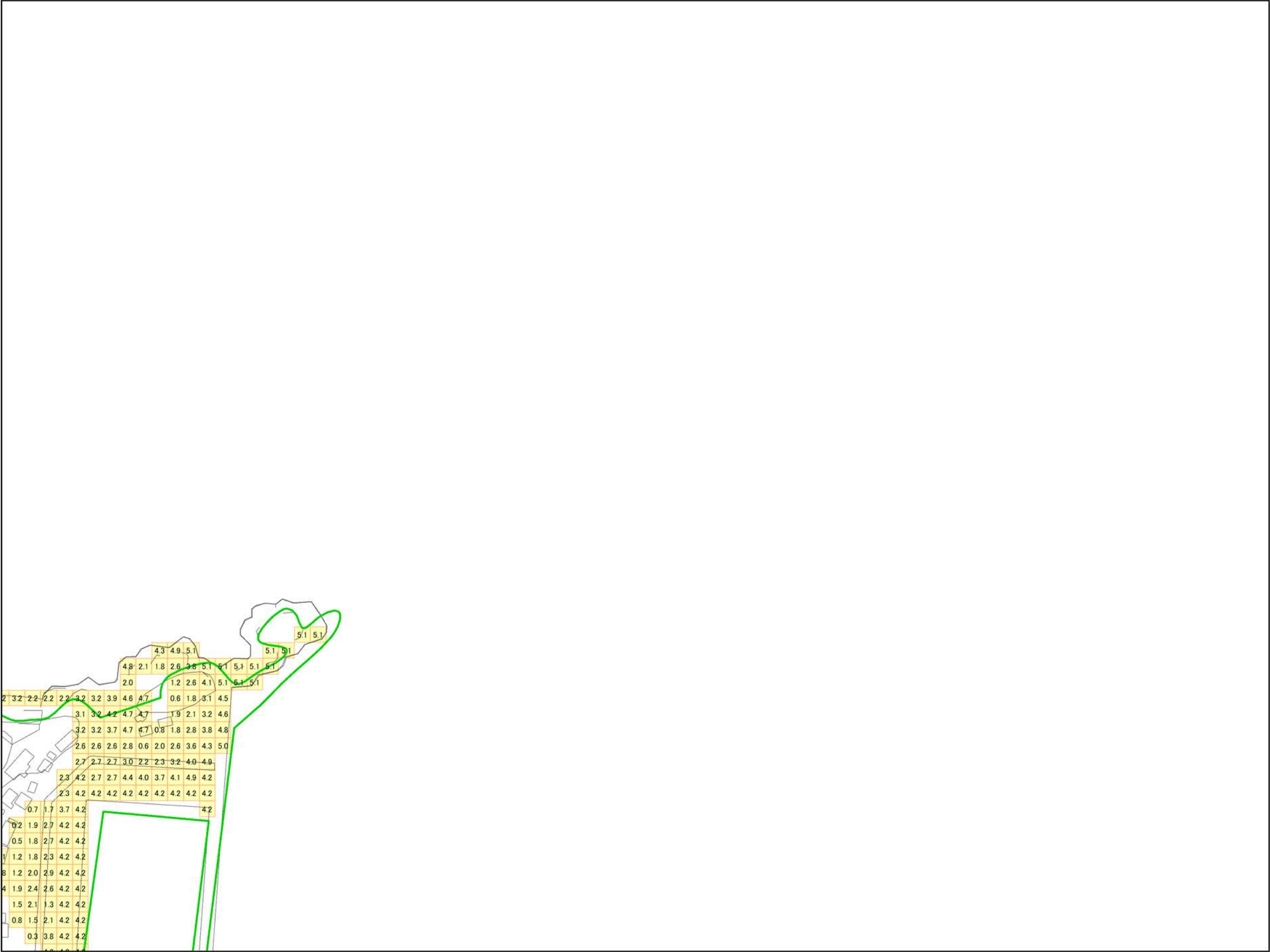
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))
市町村界	
町丁目界	



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(89)

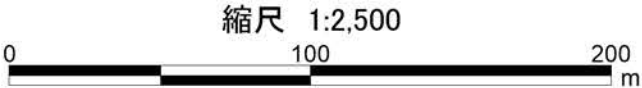


津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

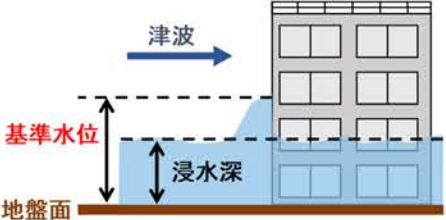
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

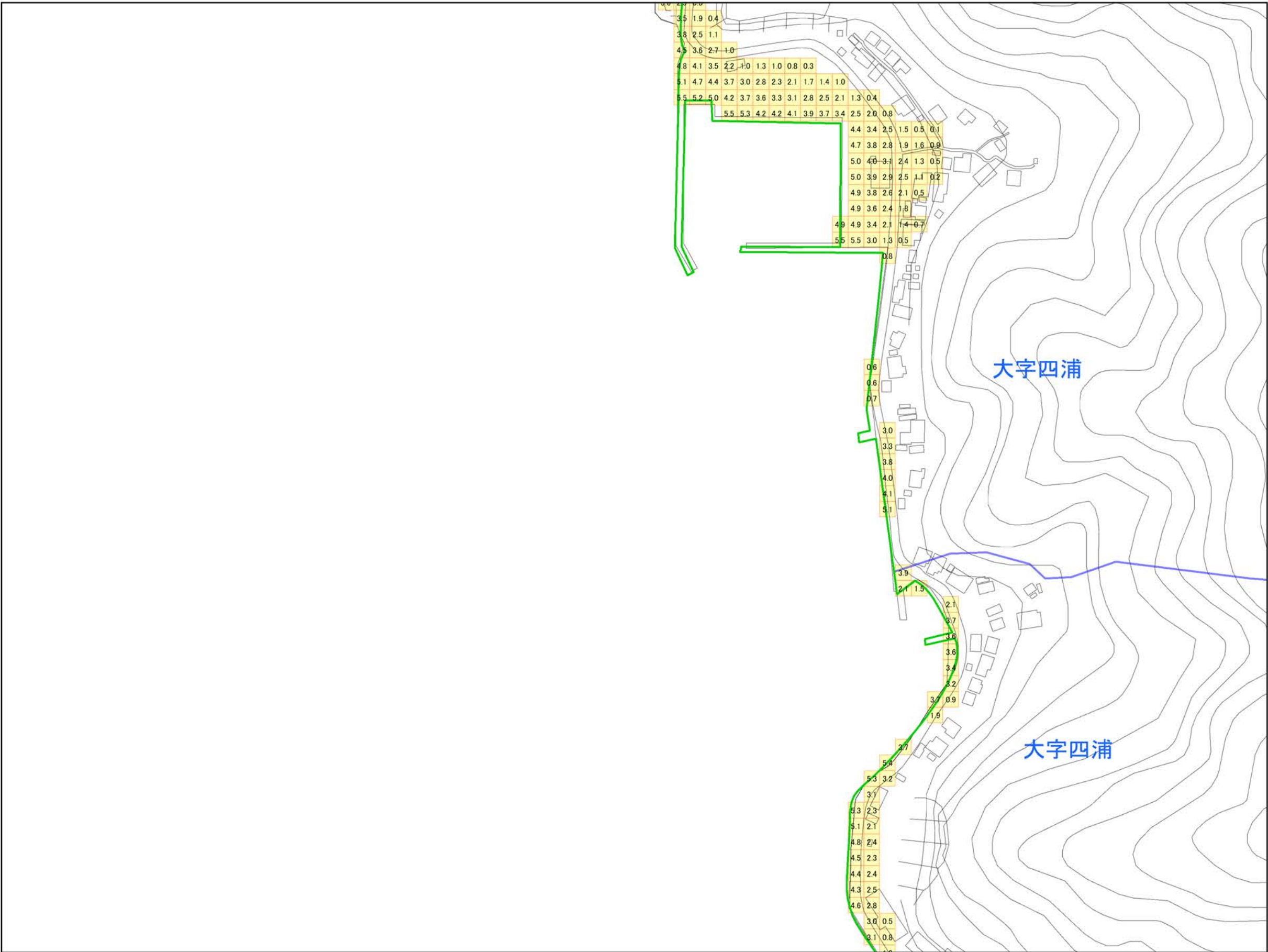
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(90)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

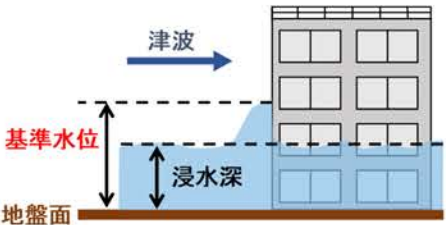
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(91)



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(92)

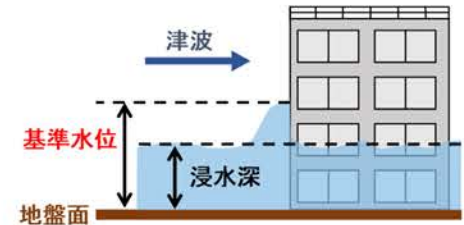
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

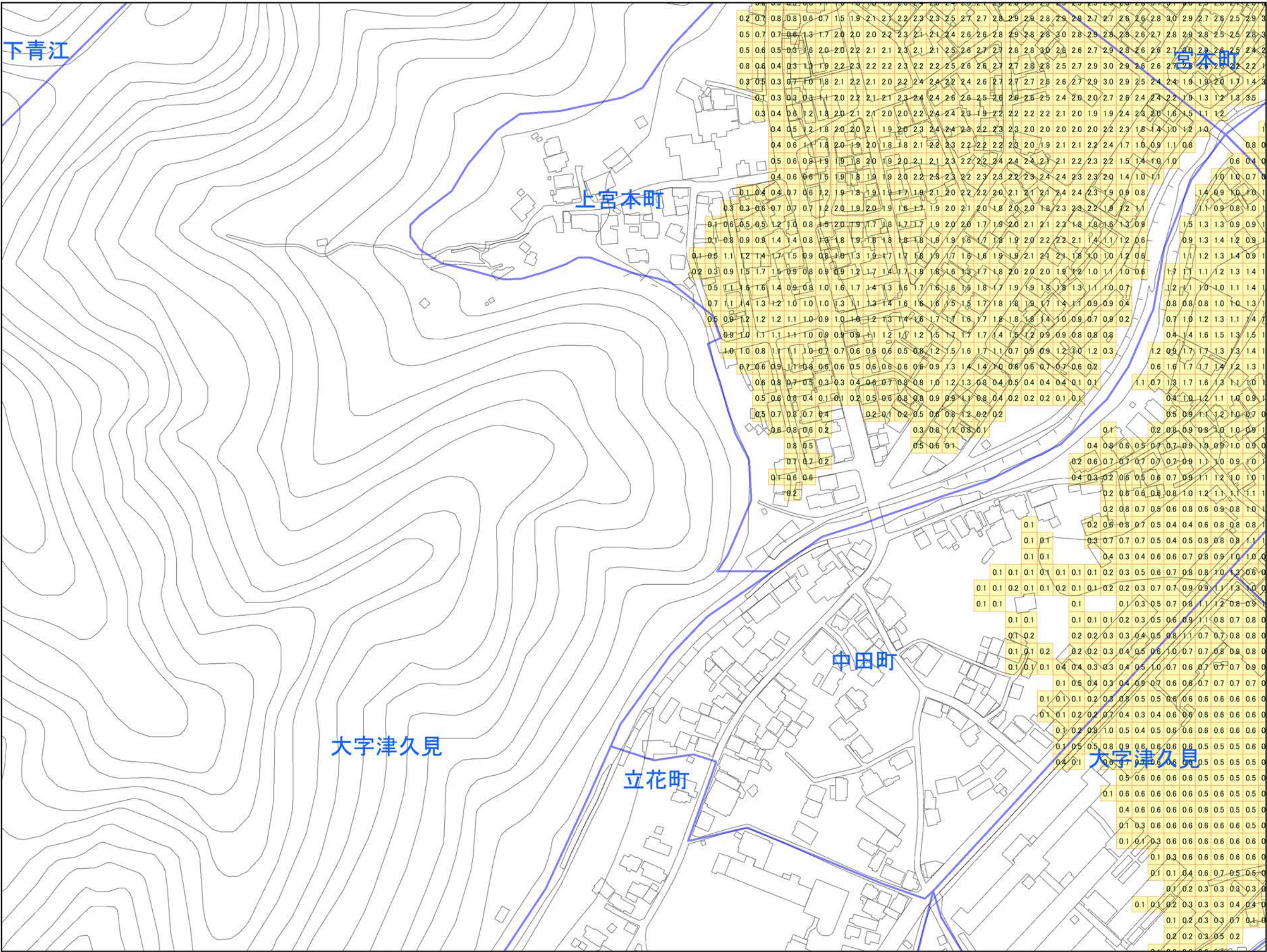


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

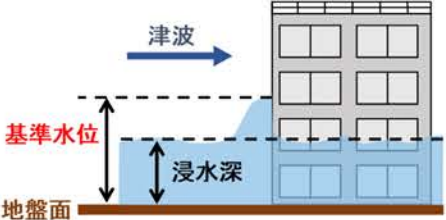
0 100 200 m

N

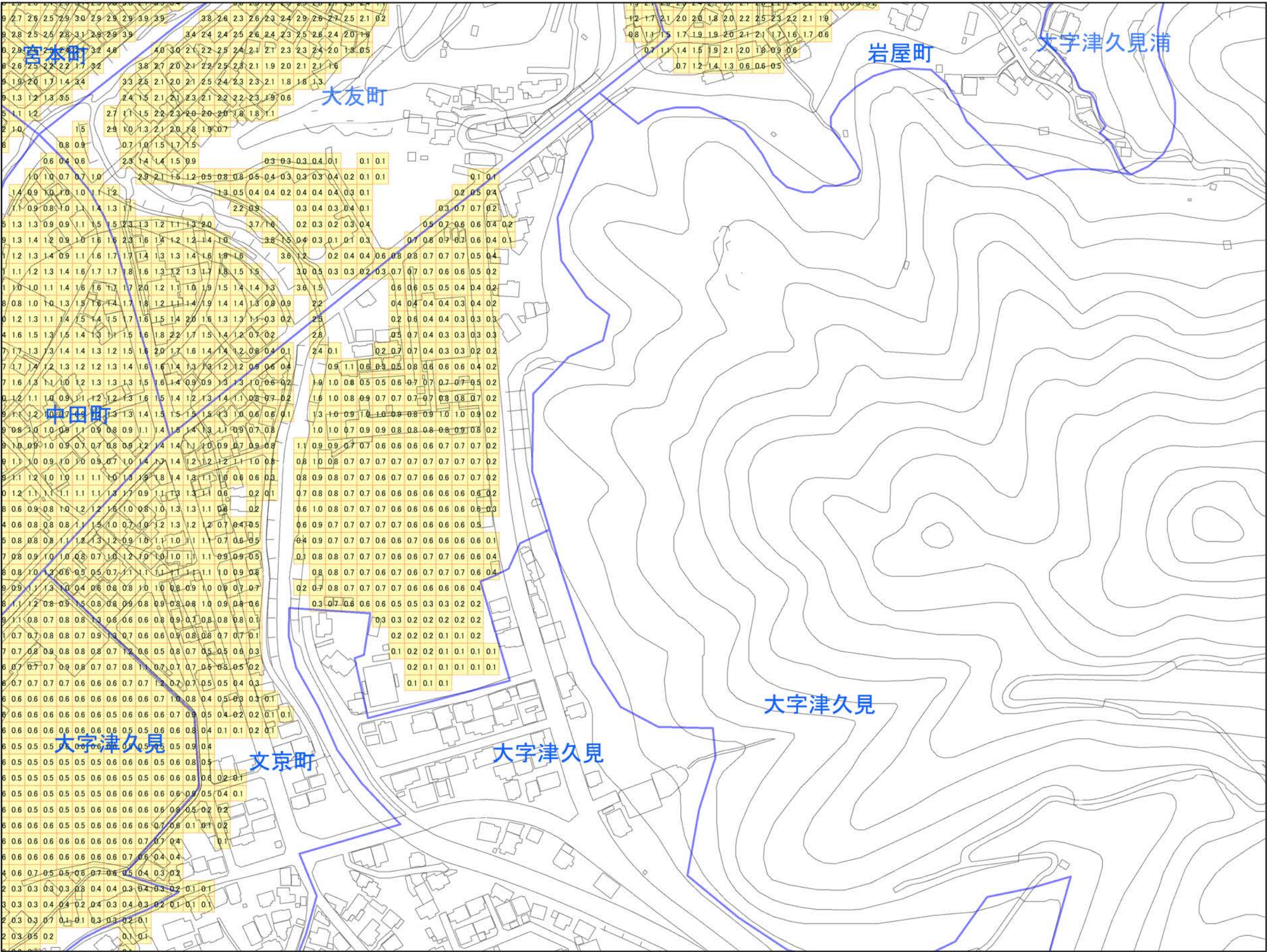
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(93)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

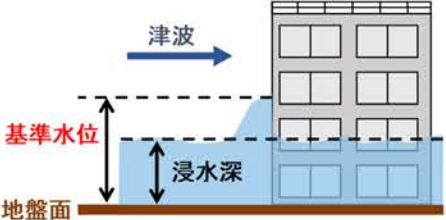
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

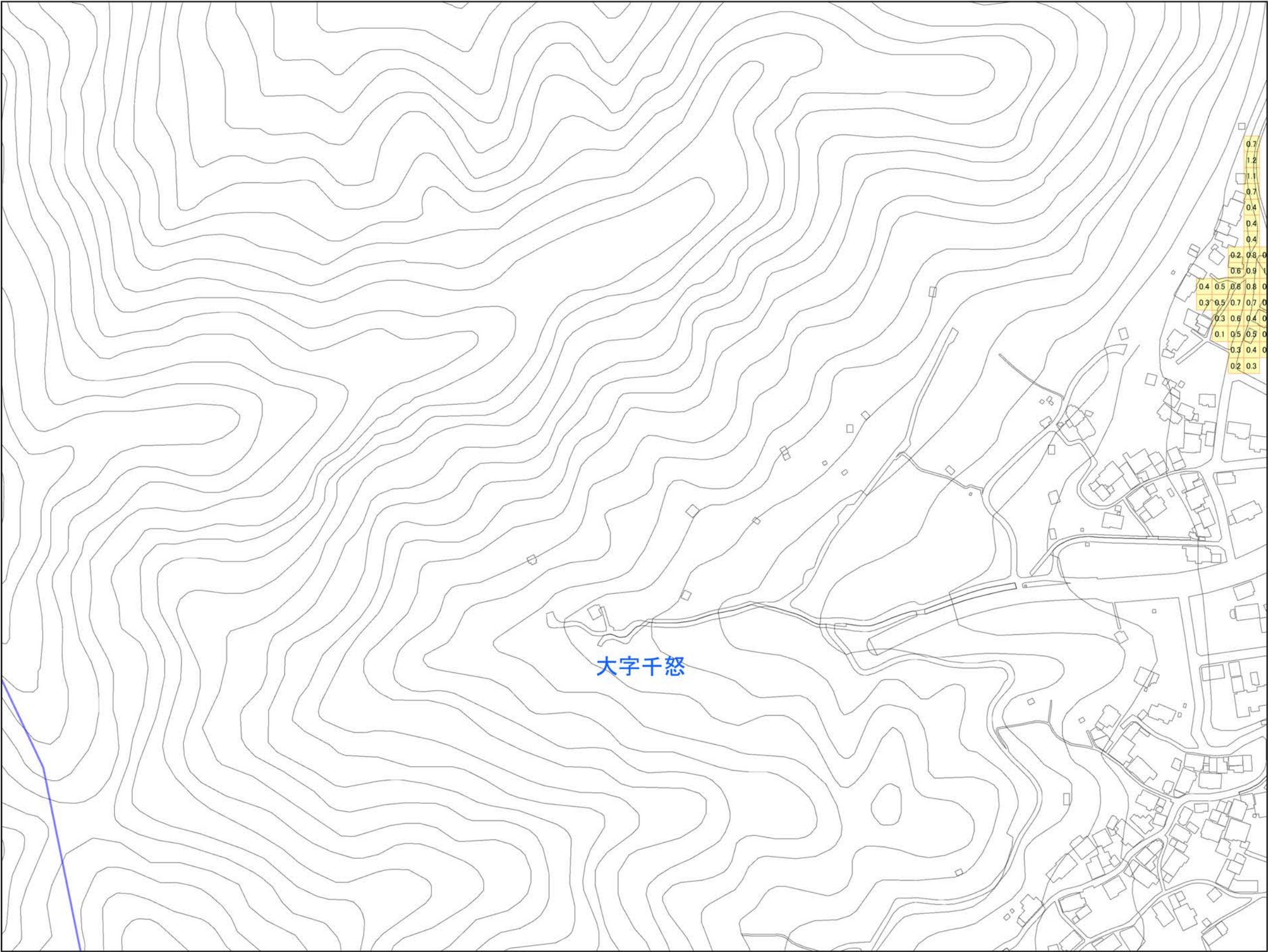
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

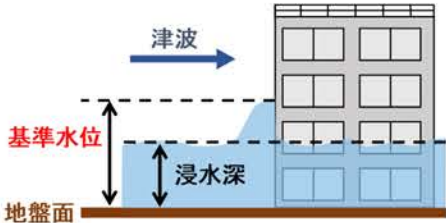
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(94)



留意事項

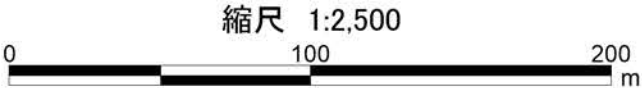
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



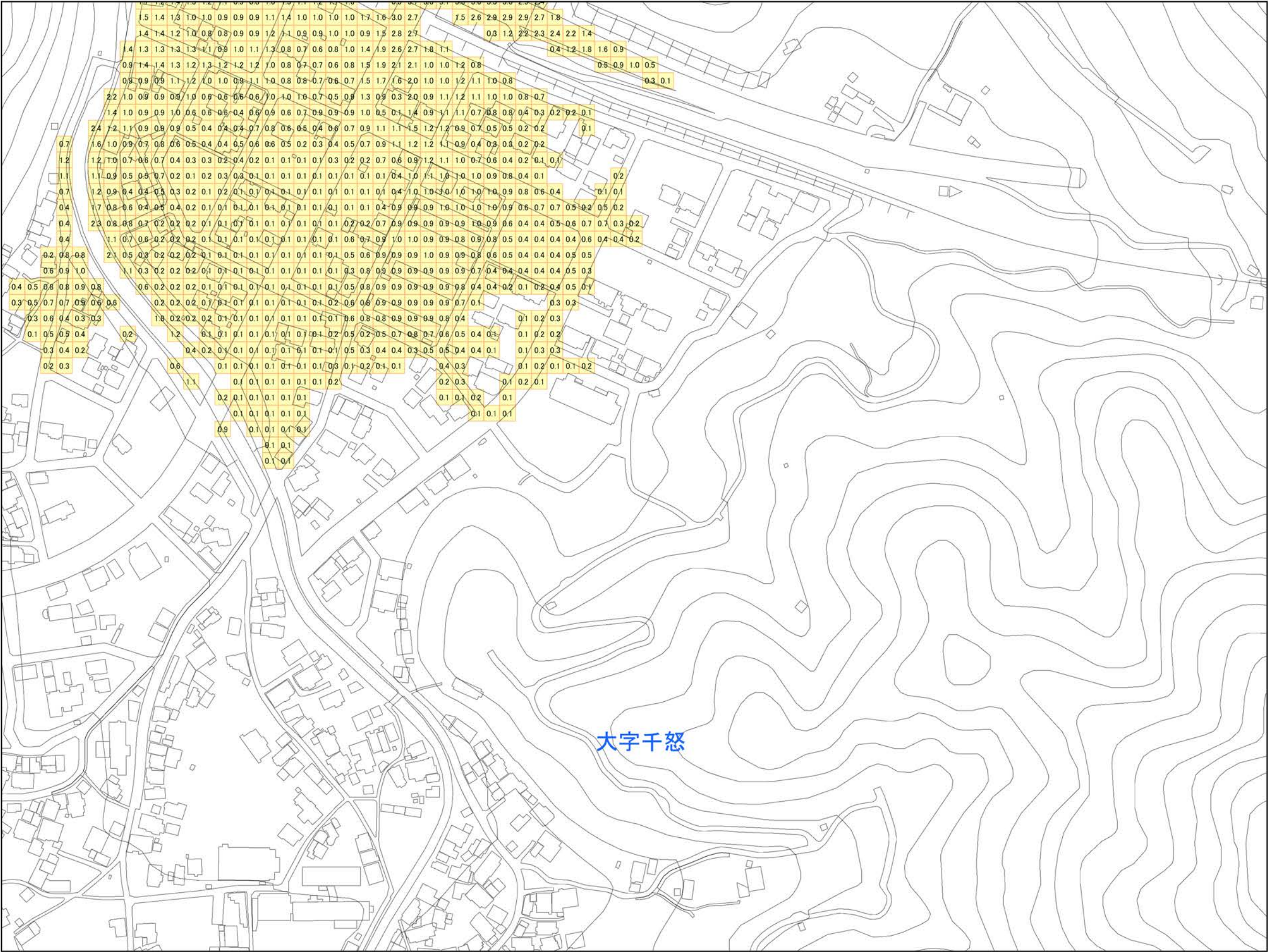
- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))
■	市町村界
■	町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名 (図面番号)	区域図(95)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

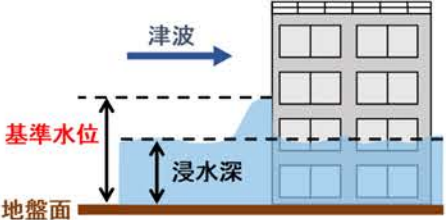
縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

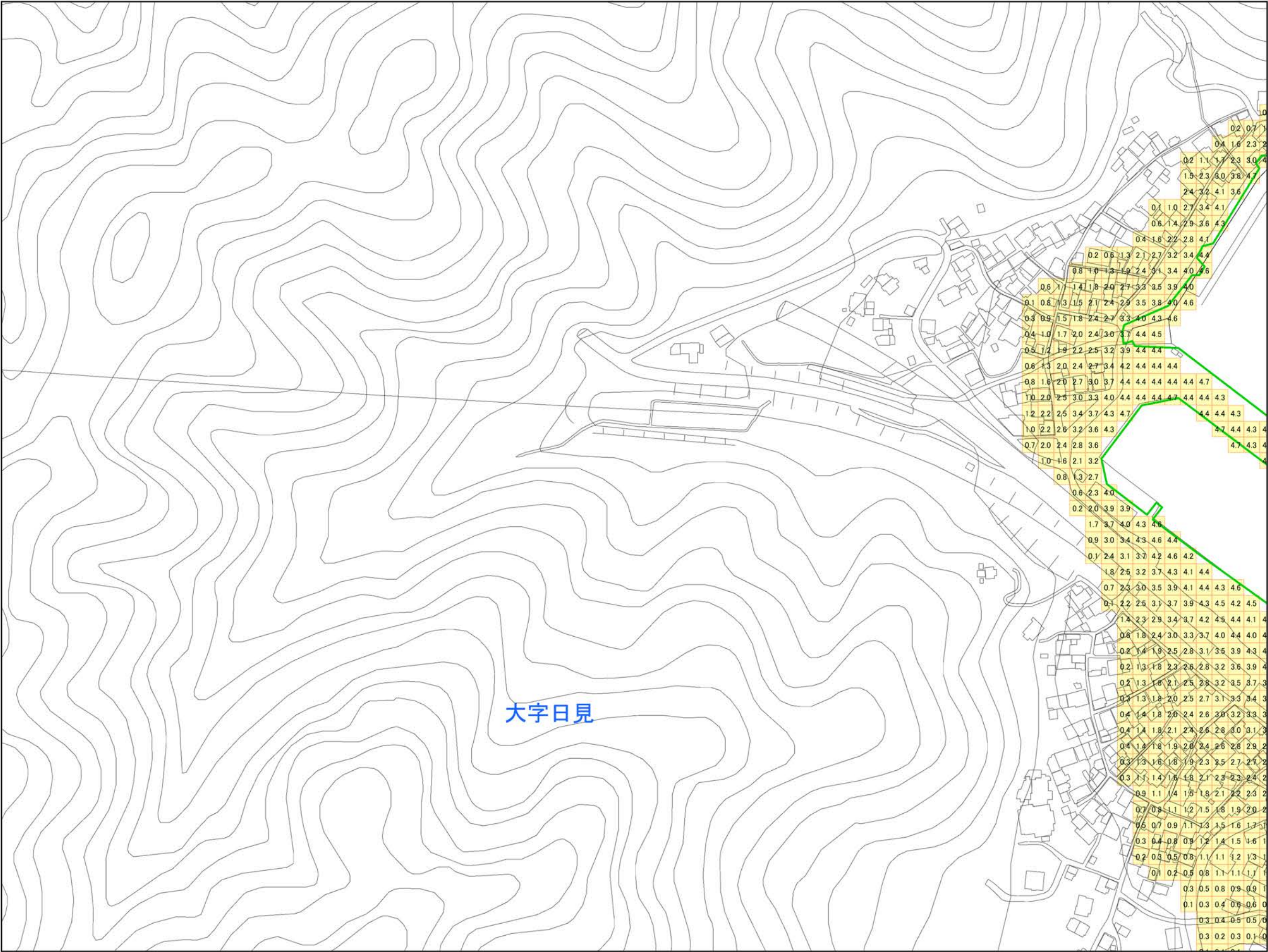
留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(96)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(97)

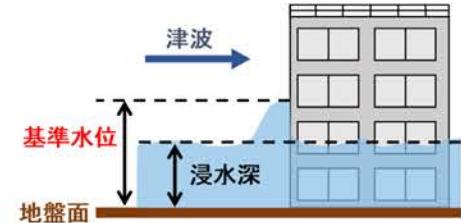
留意事項

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
- この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

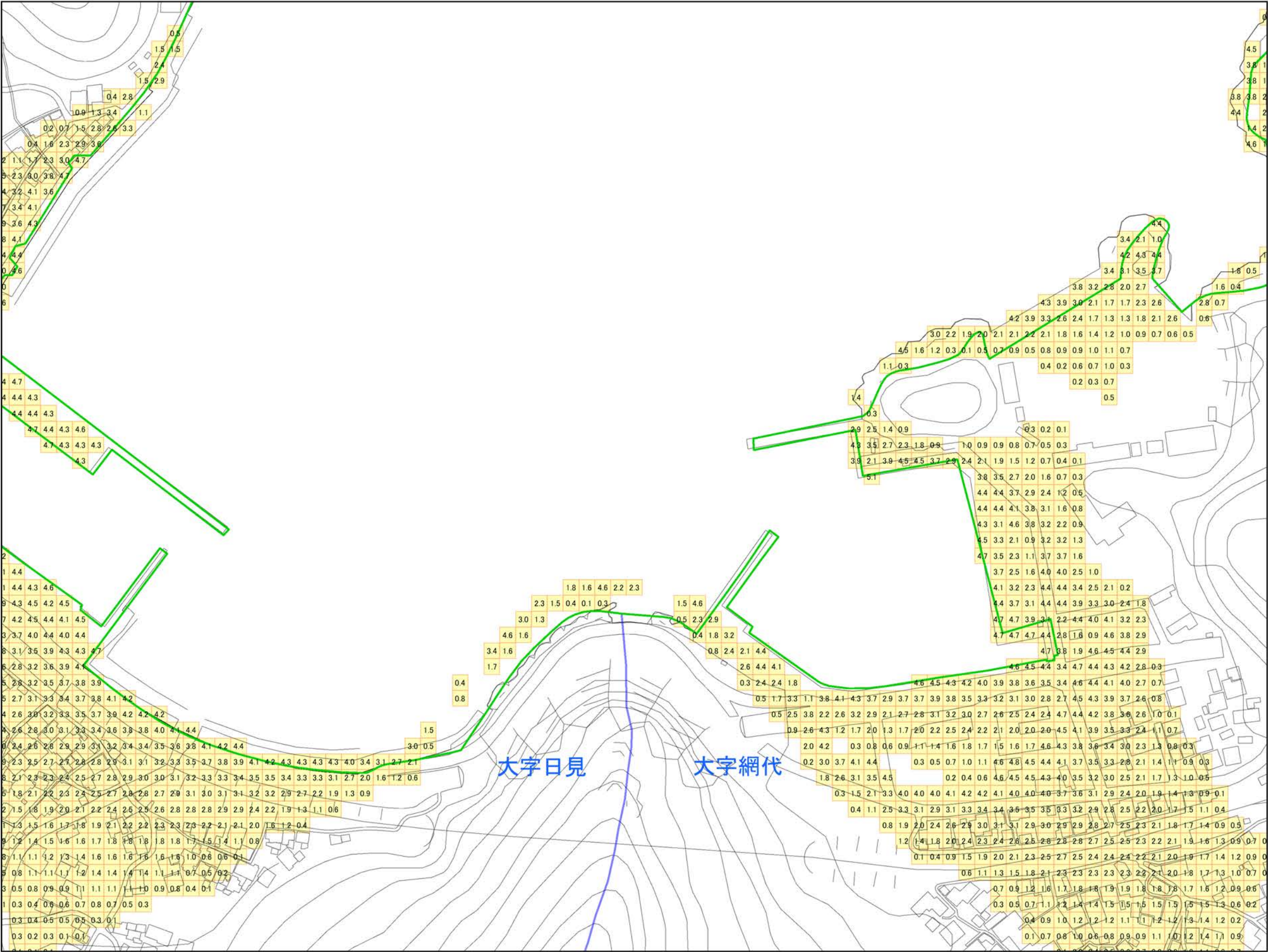


【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

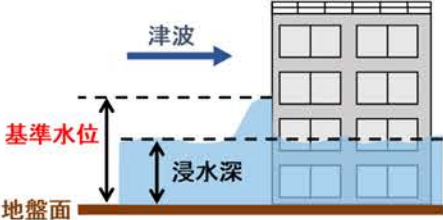
0 100 200 m



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

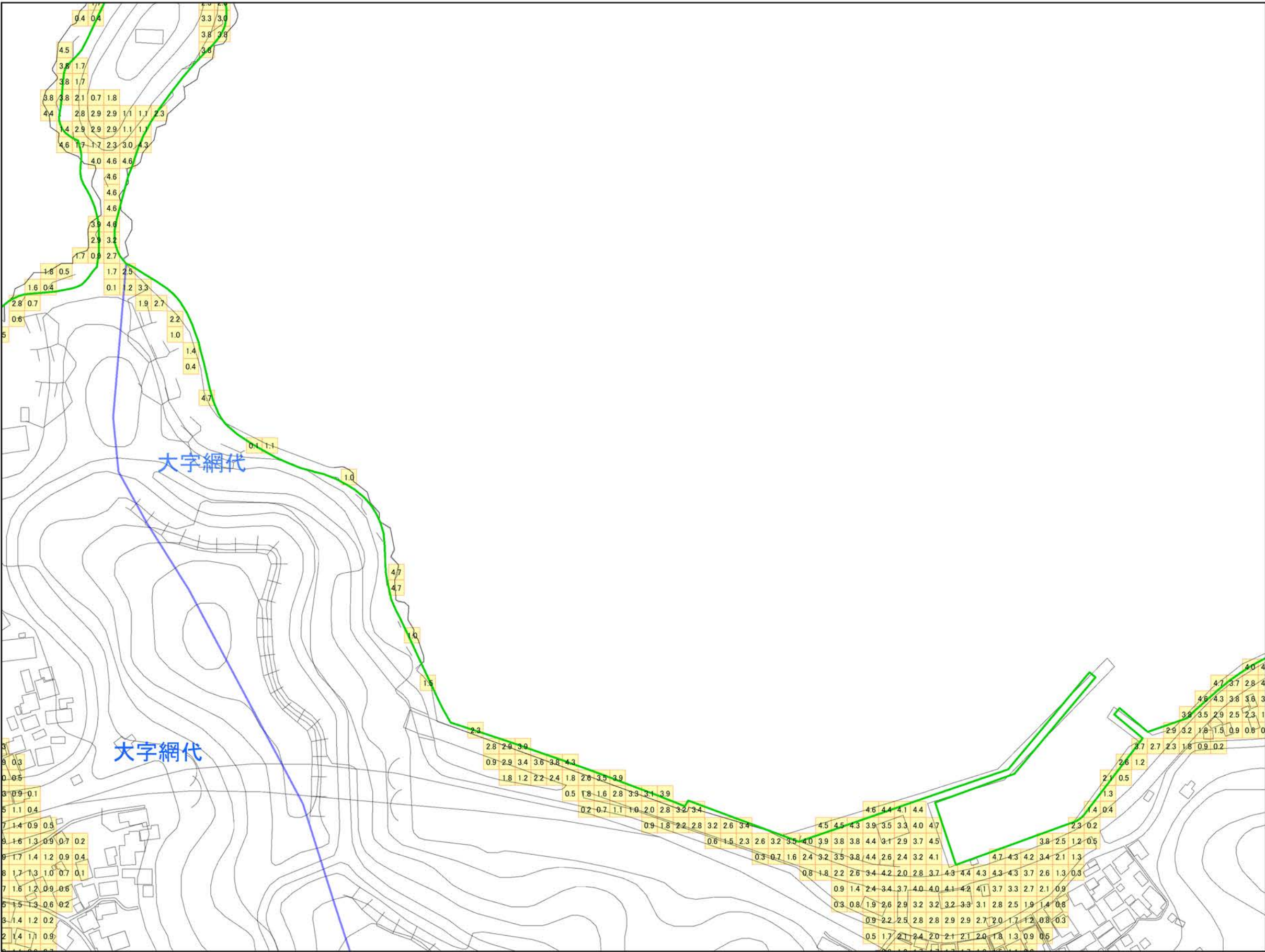
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(98)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

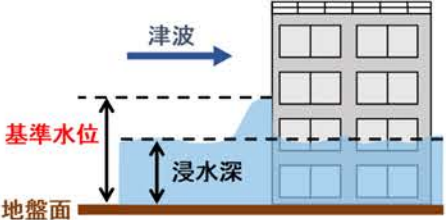
縮尺 1:2,500

0 100 200 m

N

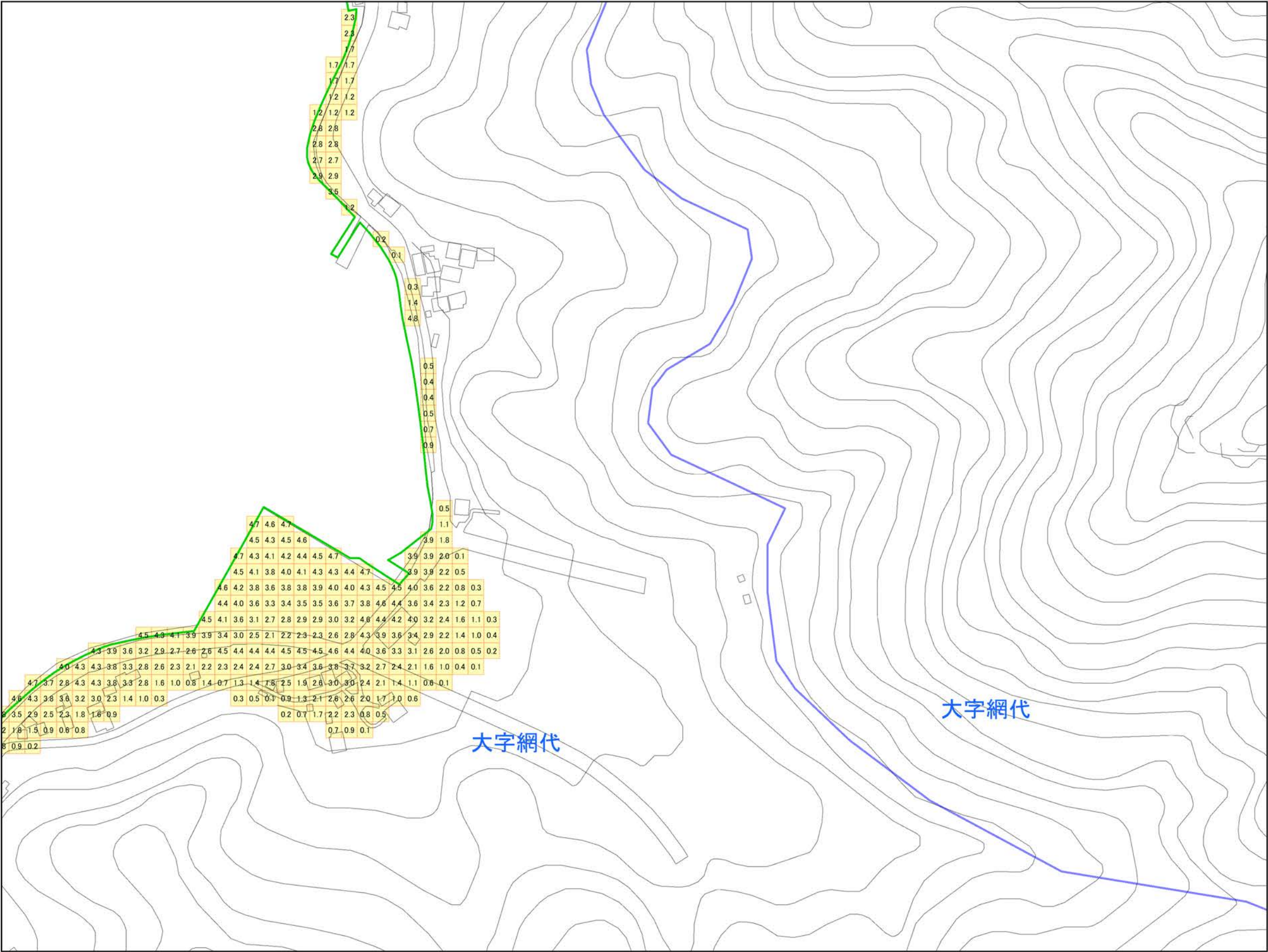
留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(99)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

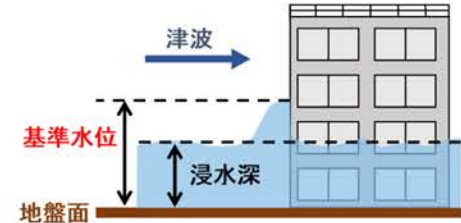
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(100)

留意事項

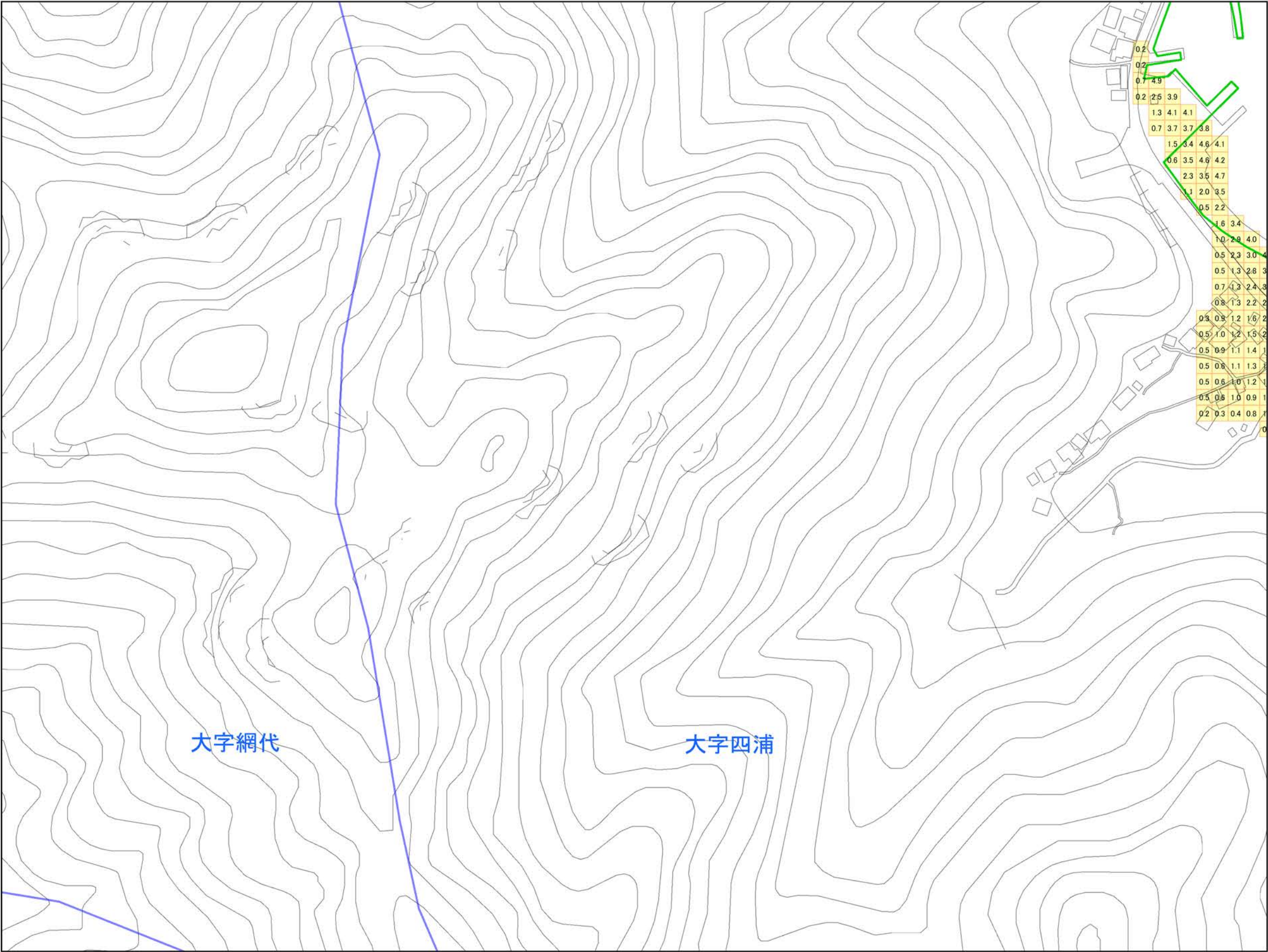
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

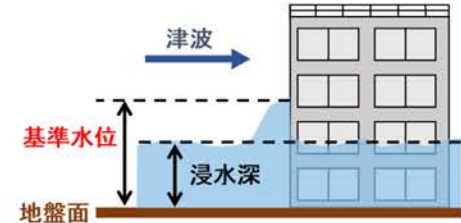
0100200m

N

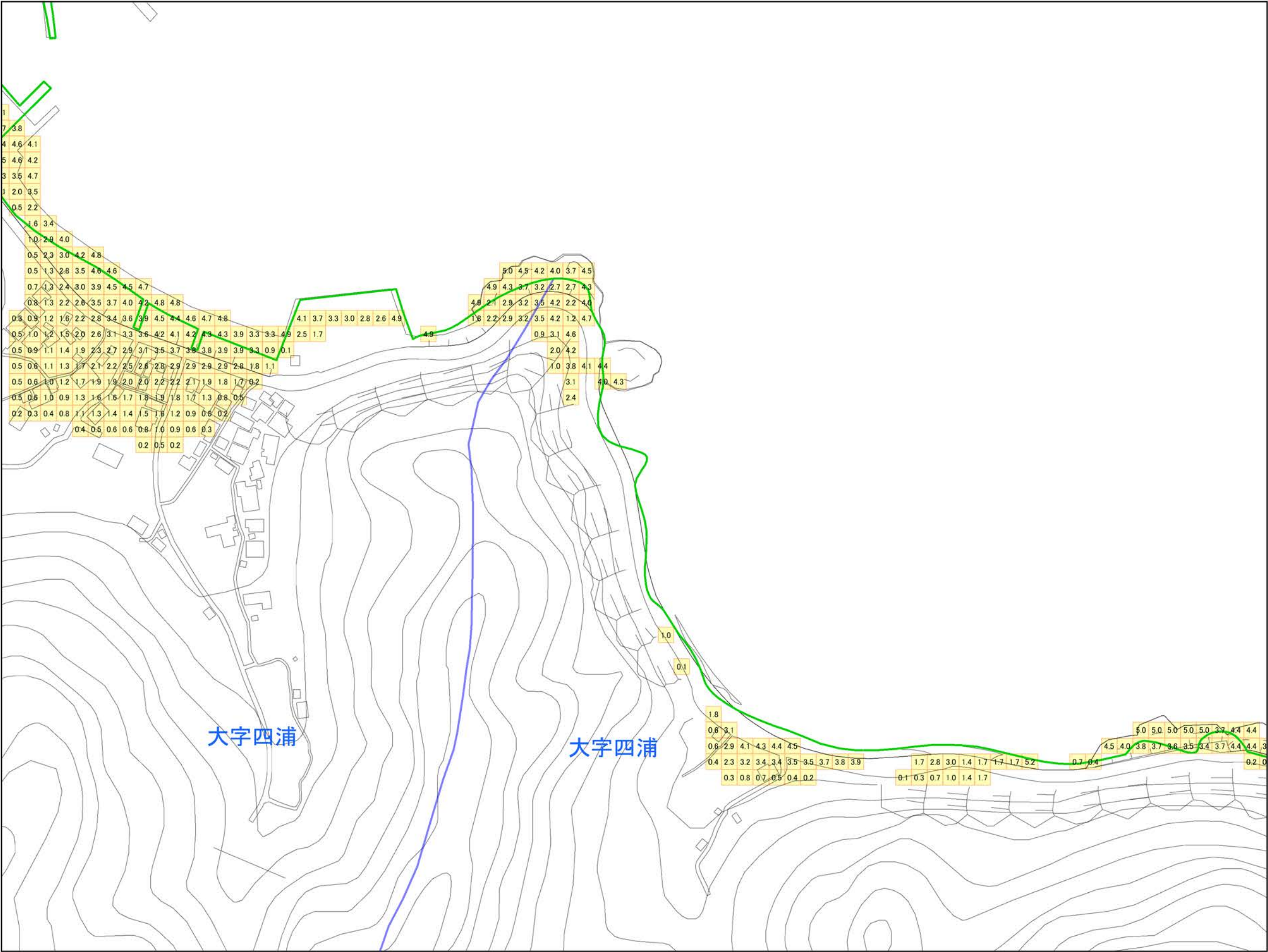
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(101)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

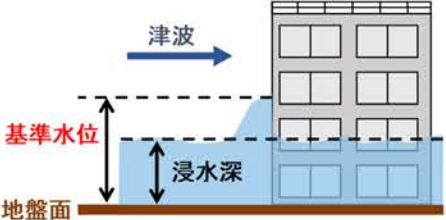
0100200 m



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

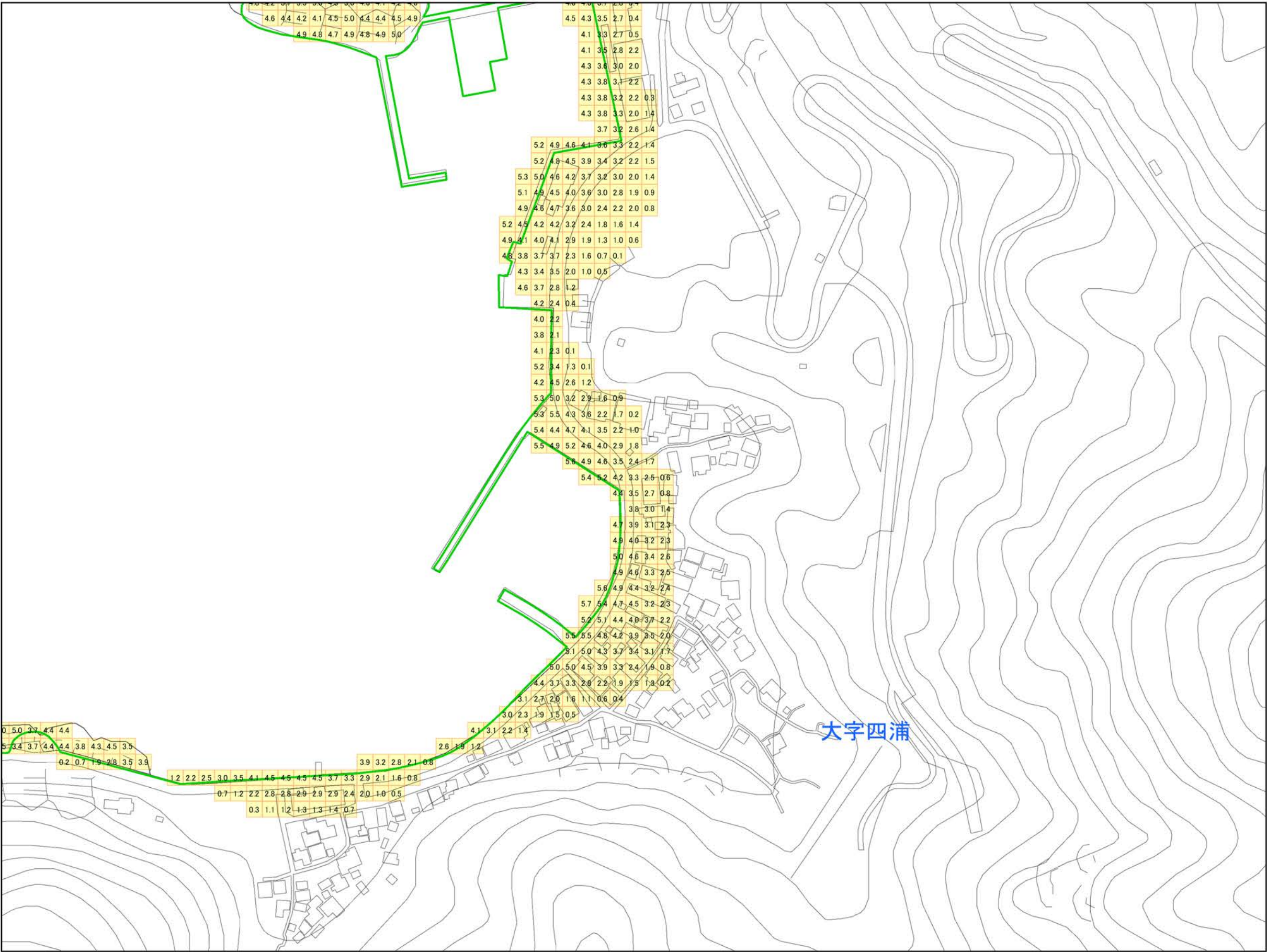
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(102)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0100200m

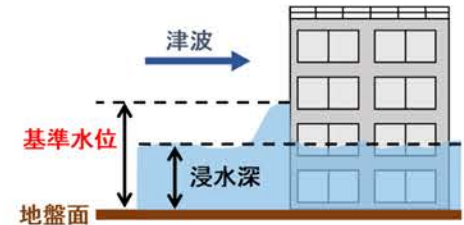
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(103)

留意事項

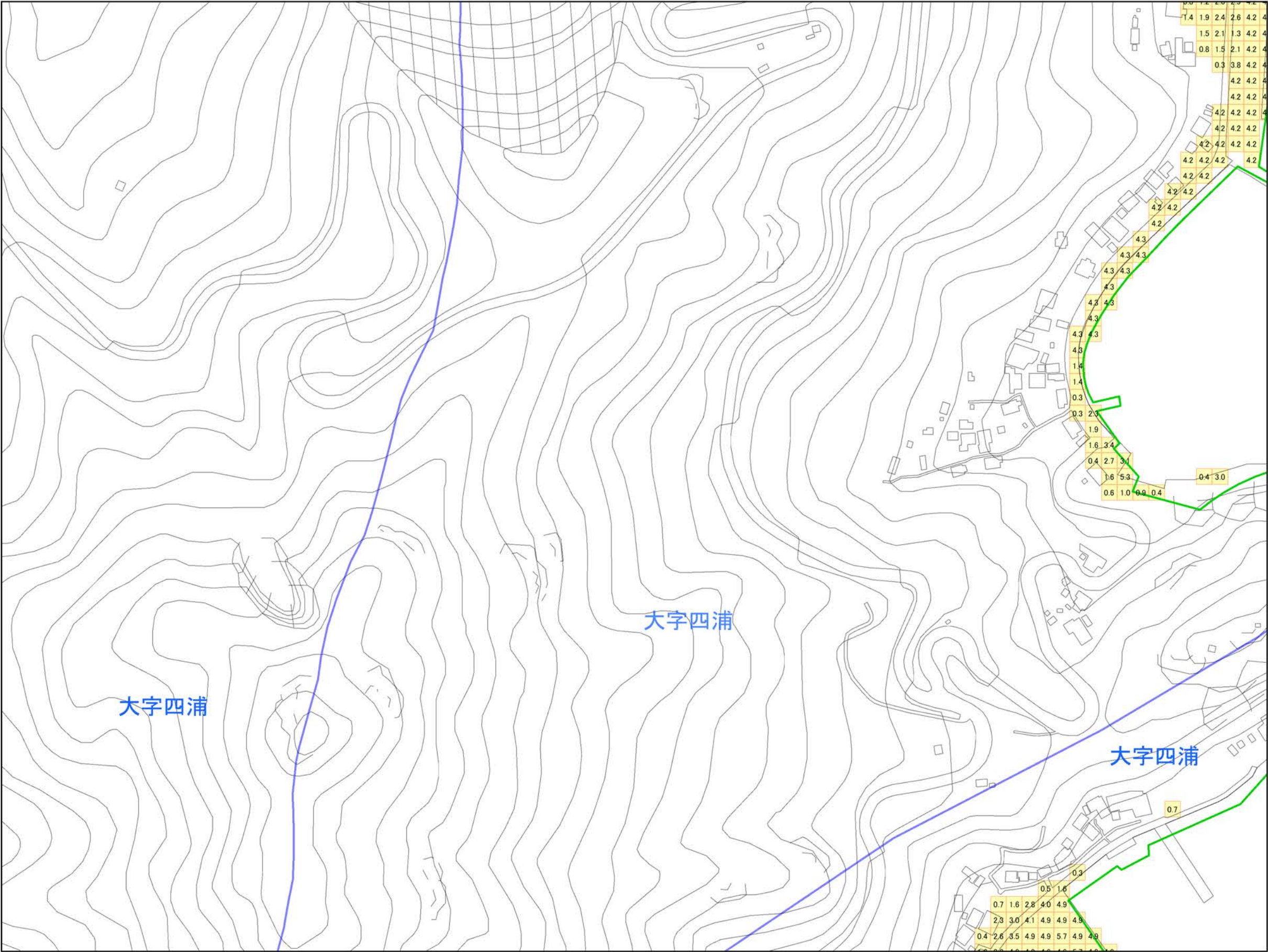
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

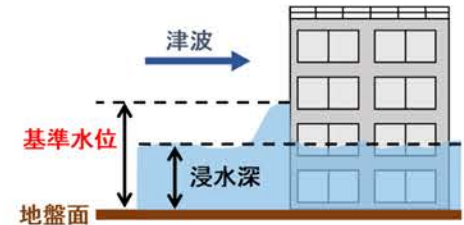
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(104)

留意事項

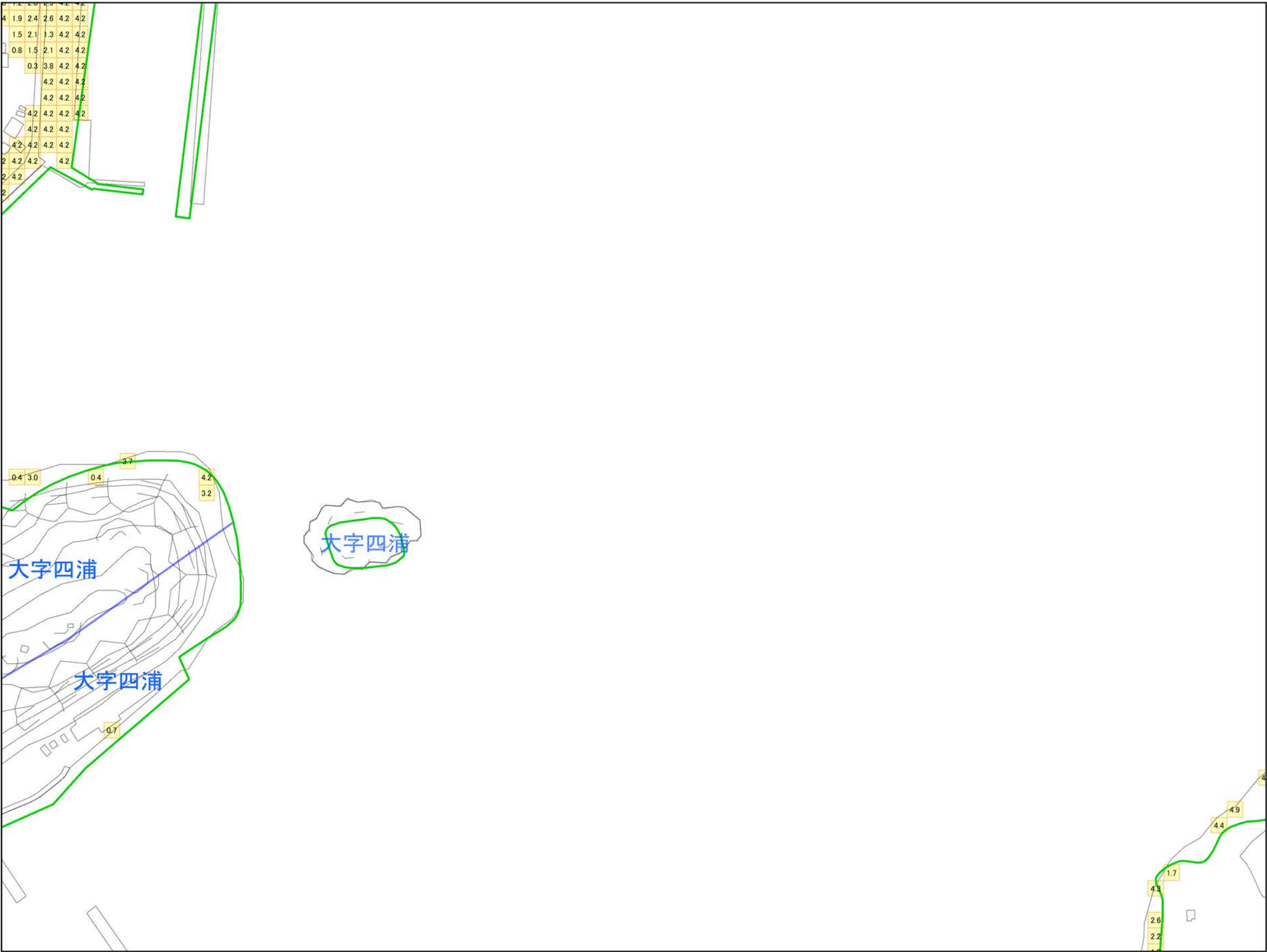
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

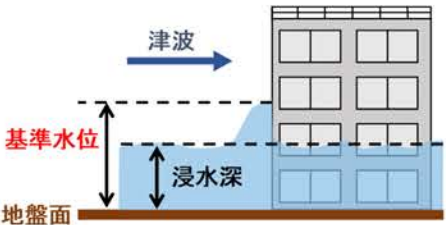
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

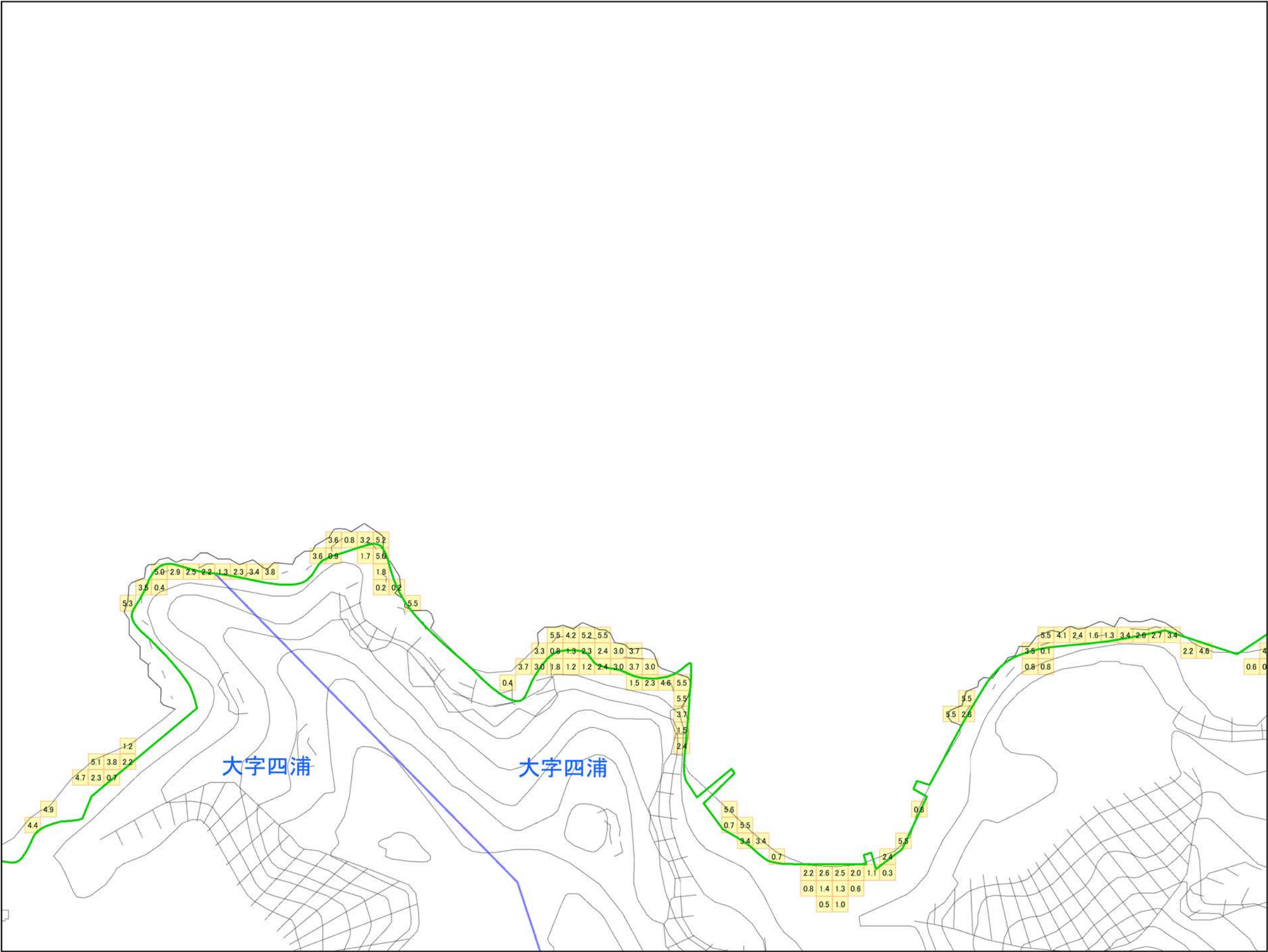
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 （基準水位）	基準水位 （単位：メートル）
市町村名	津久見市
図面名（図面番号）	区域図(105)



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

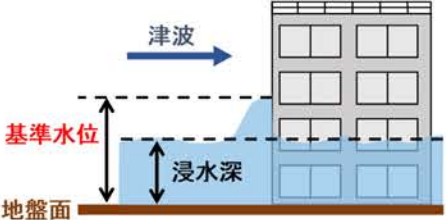


津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(106)

留意事項

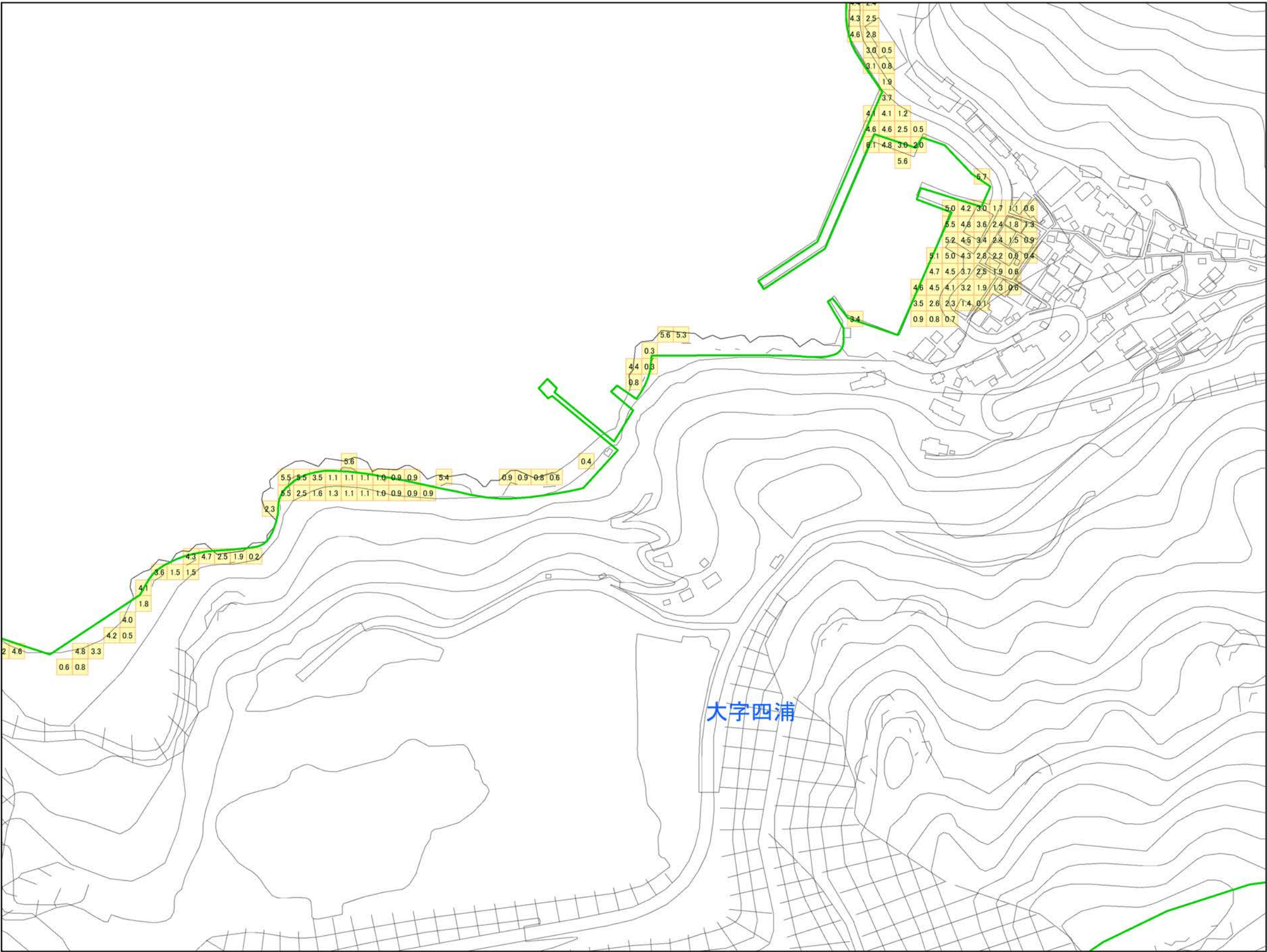
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0

100

200

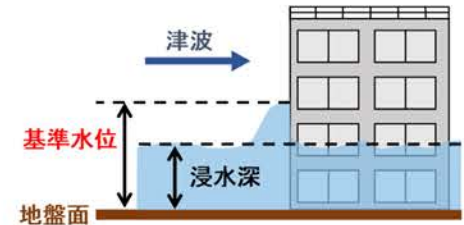
m

N

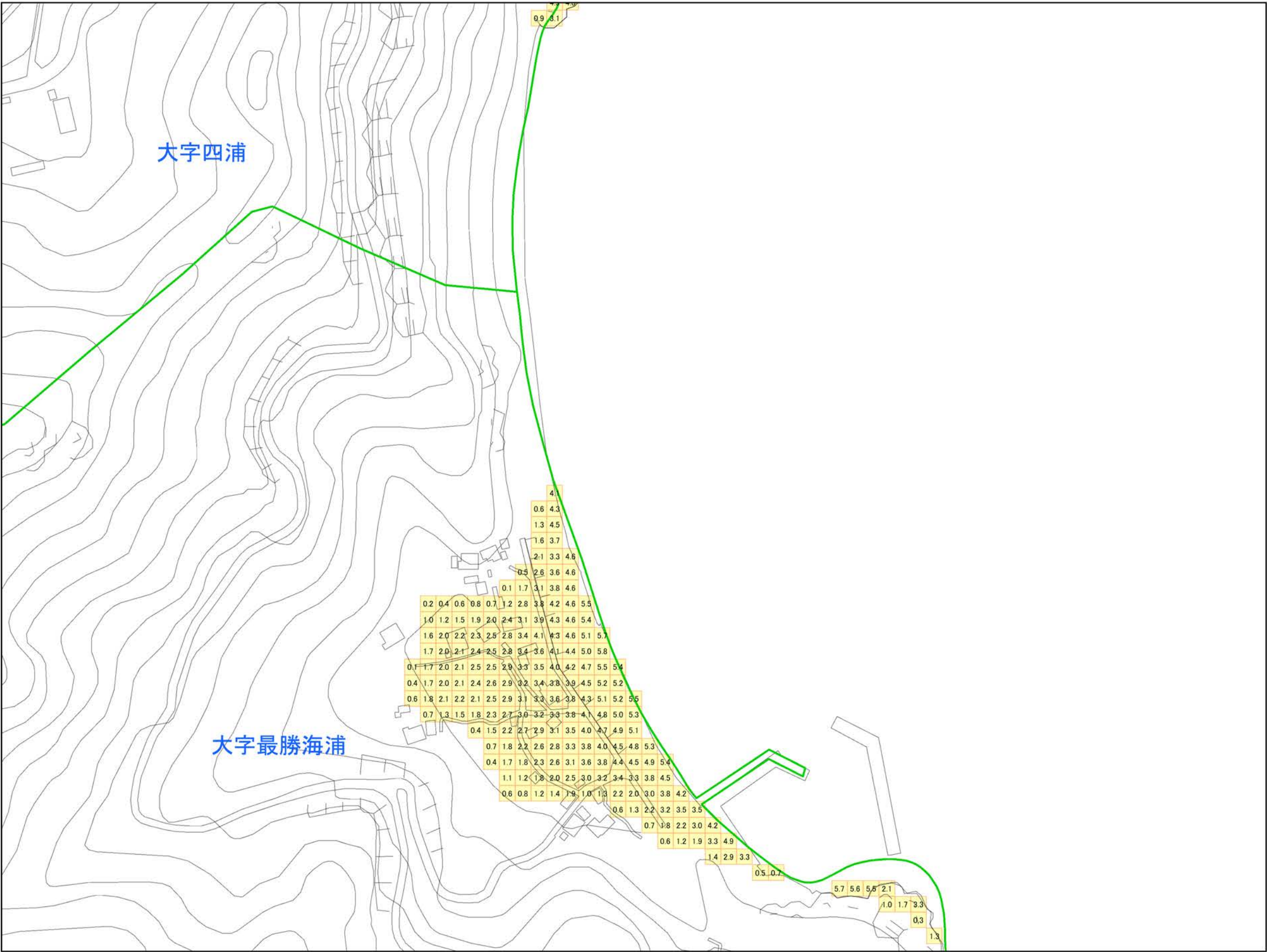
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(107)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0100200

m

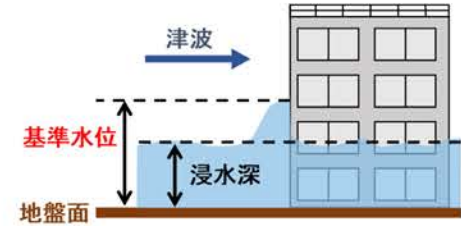
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(108)

留意事項

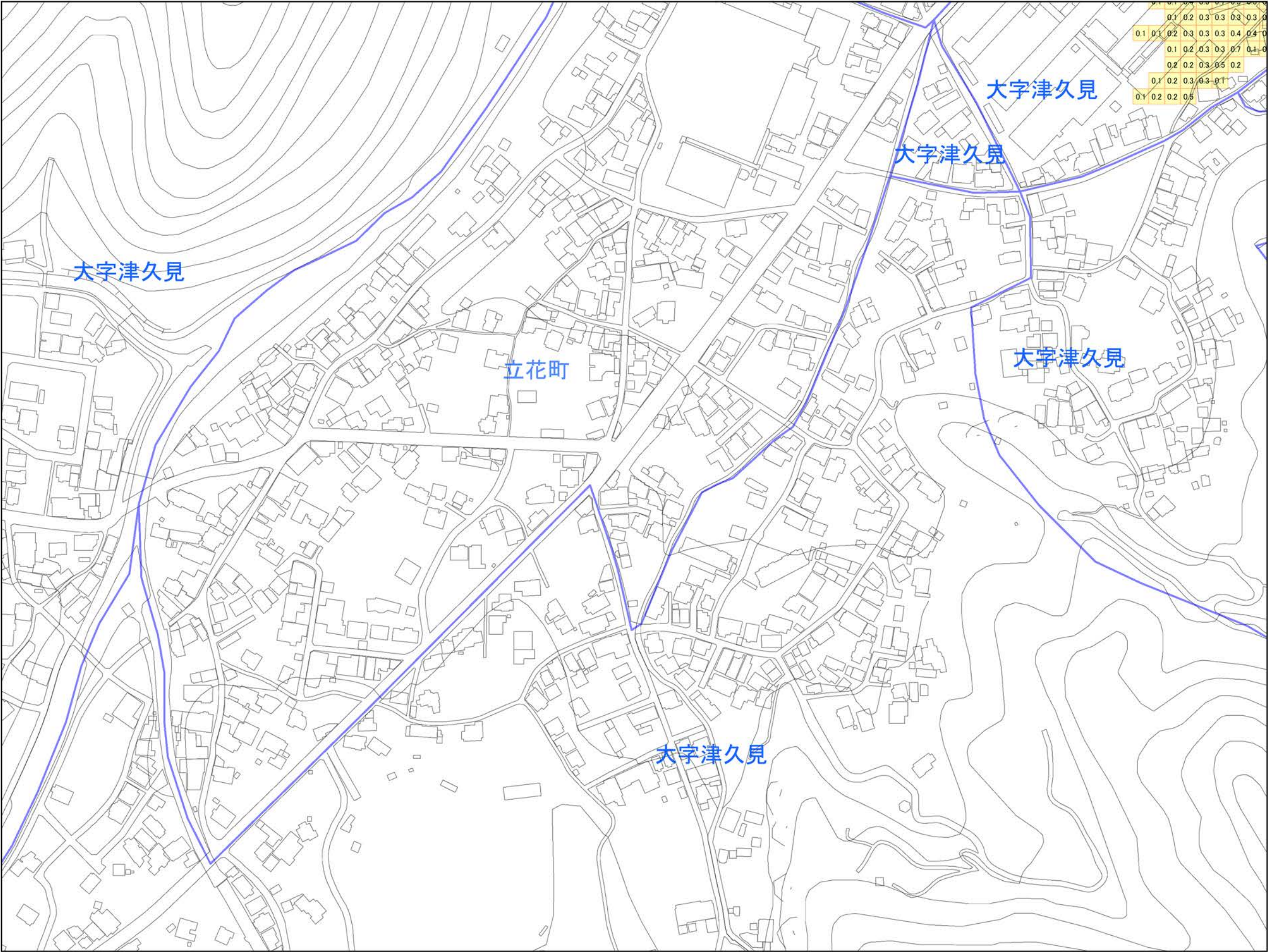
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

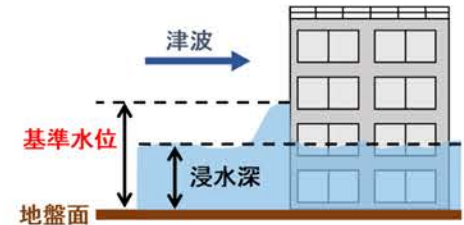
町丁目界



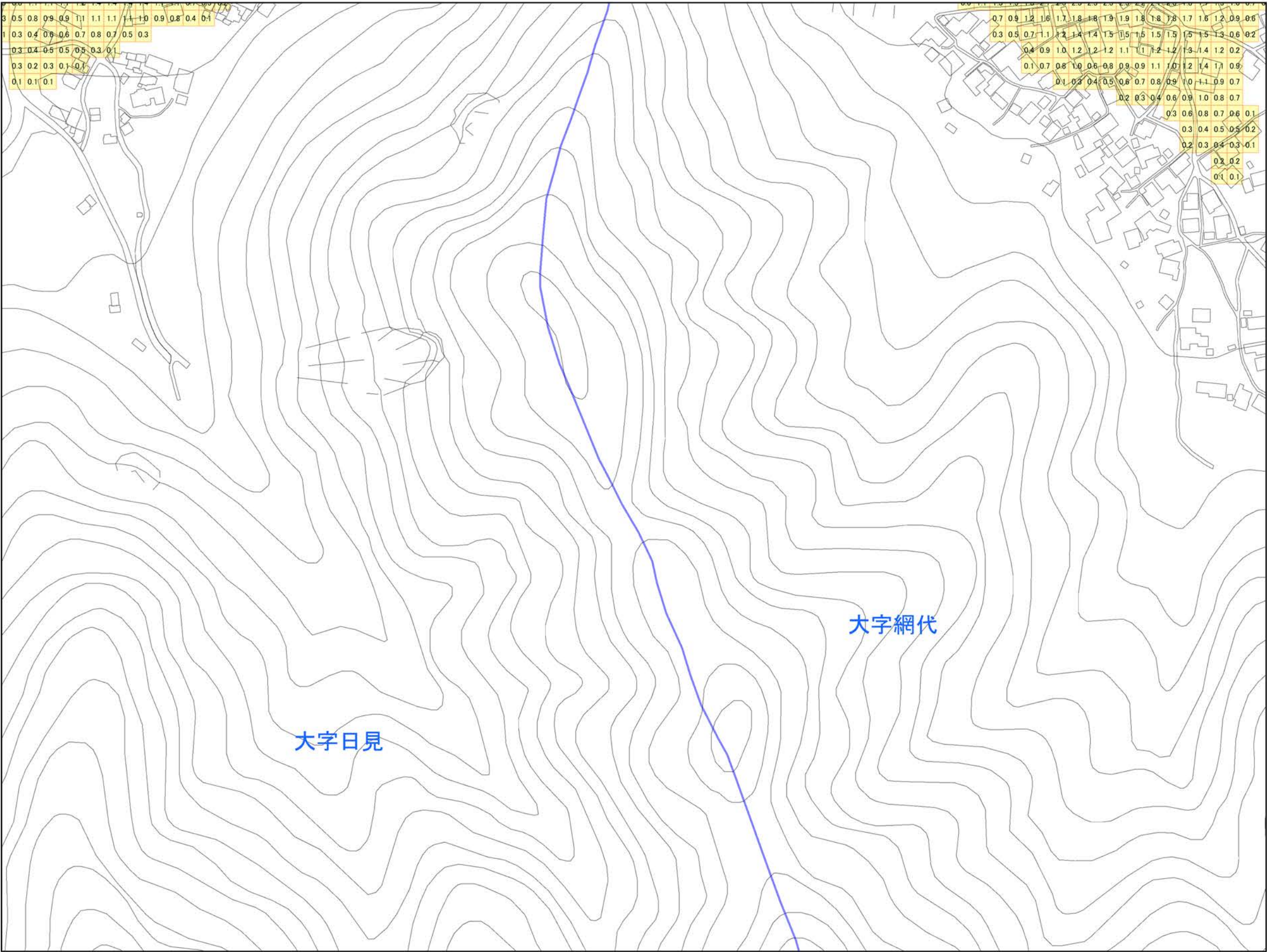
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(109)

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0

基準水位 (数字は地盤面からの高さ (m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

0

100

200

m

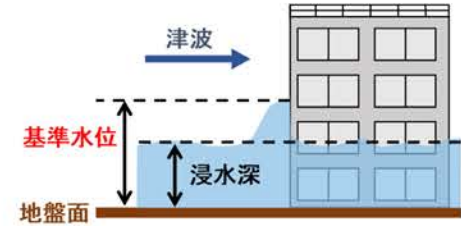
N

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(110)

留意事項

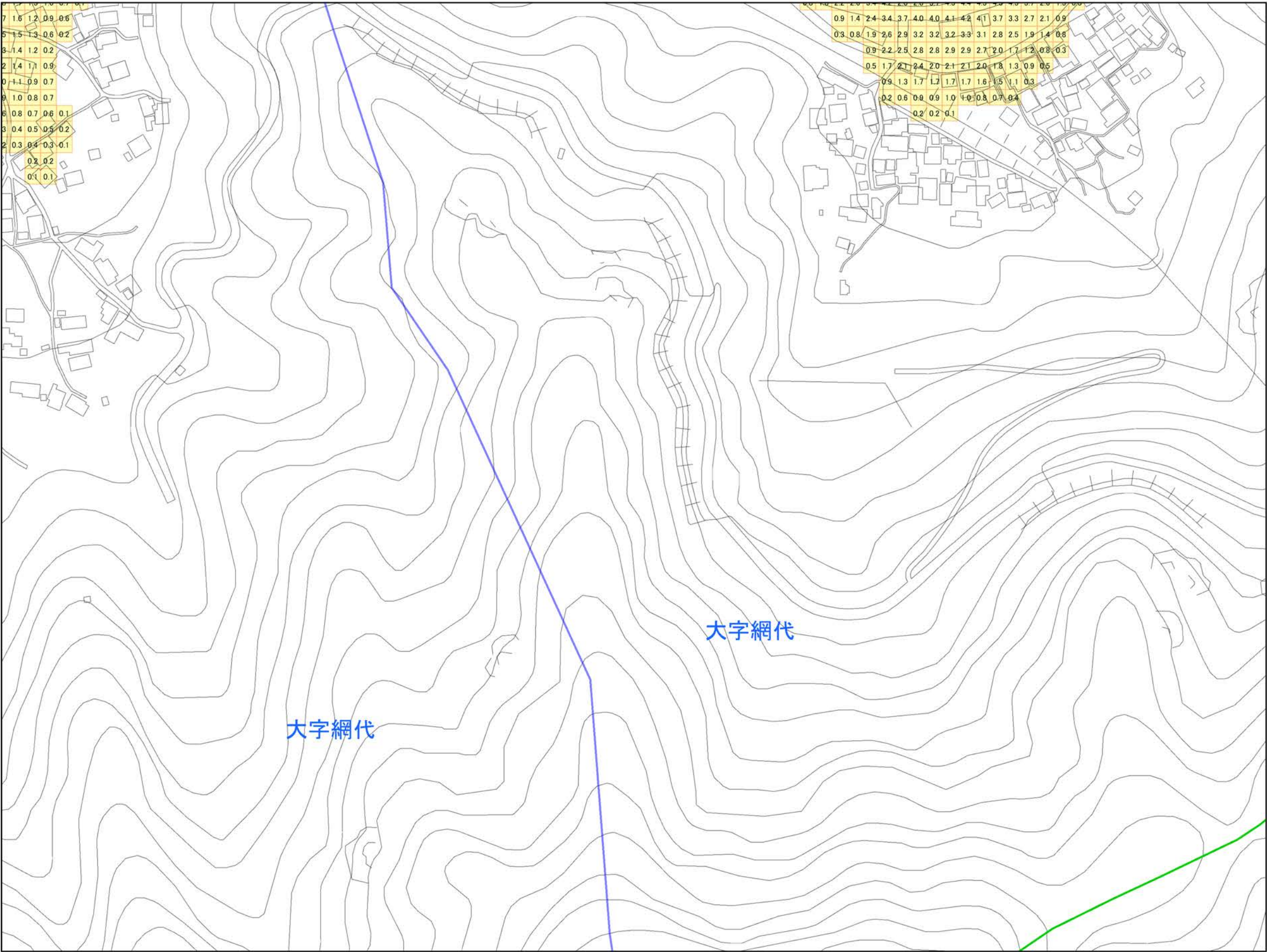
- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

町丁目界

縮尺 1:2,500

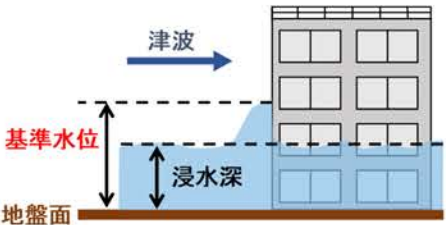
0 100 200 m

N

留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

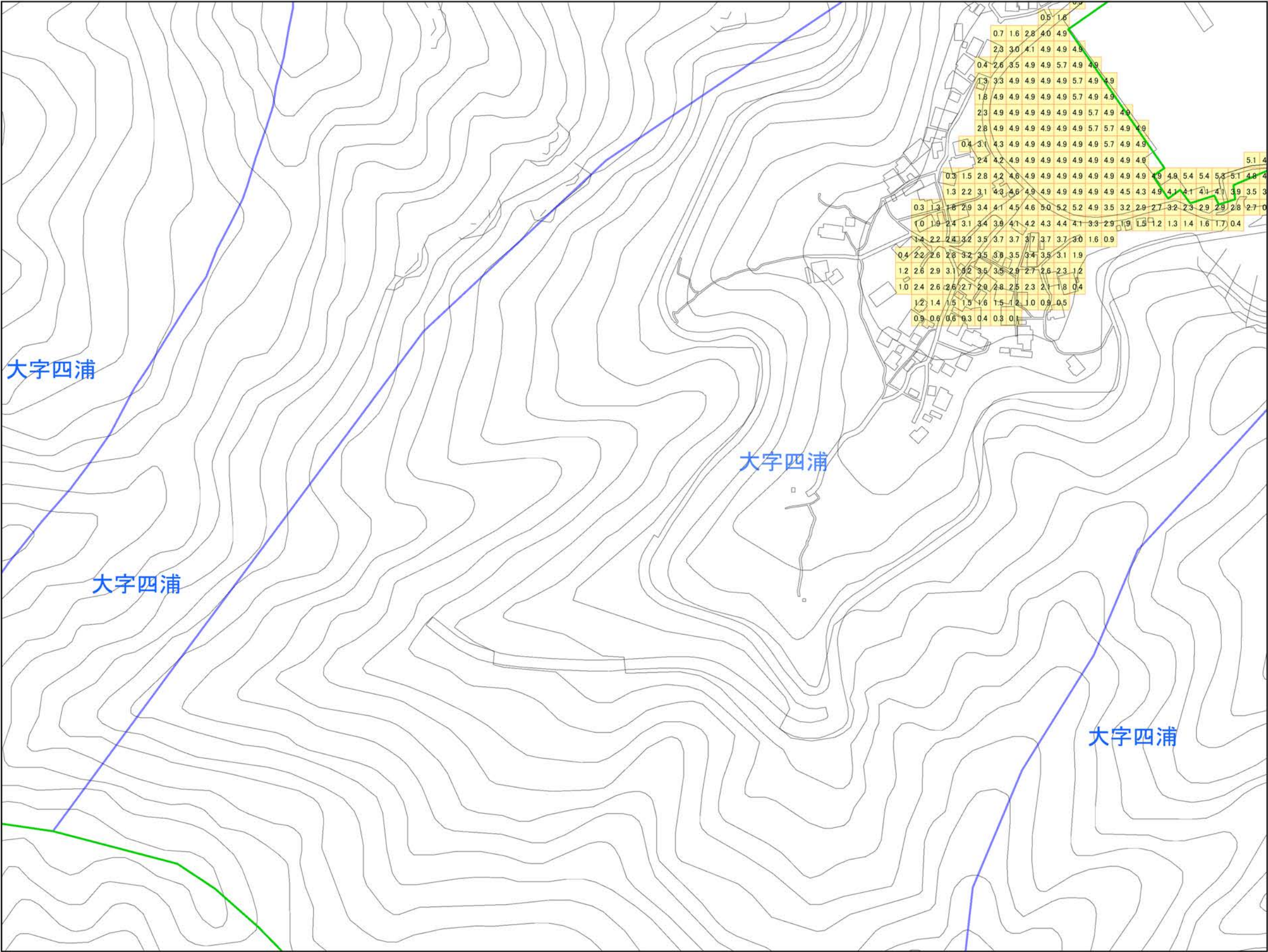
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(111)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位 (数字は地盤面からの高さ(m))

市町村界

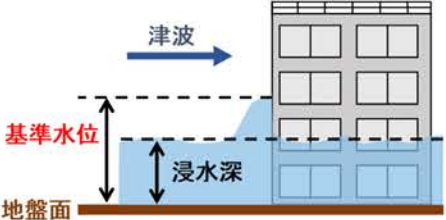
町丁目界



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

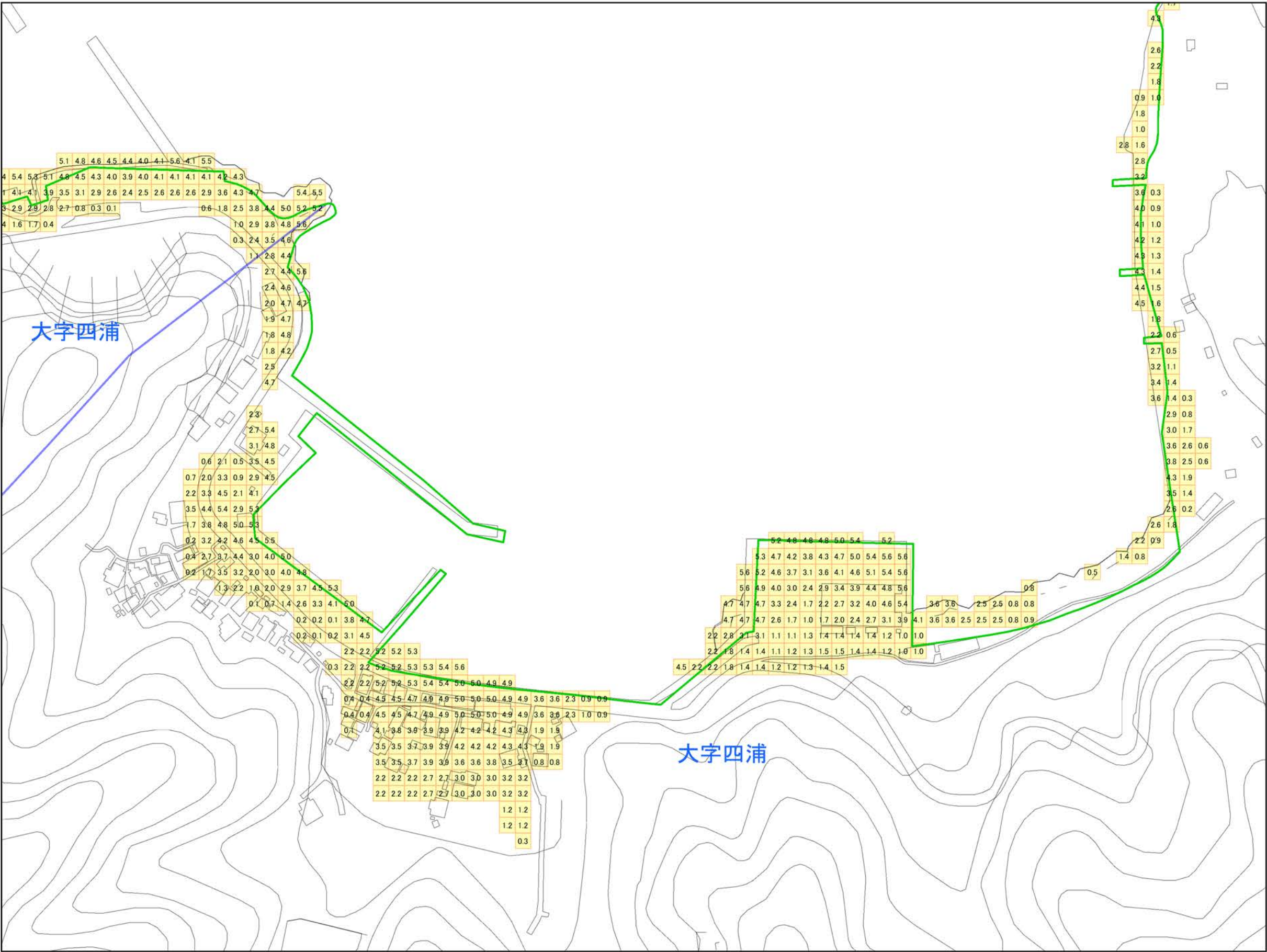
- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。



- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

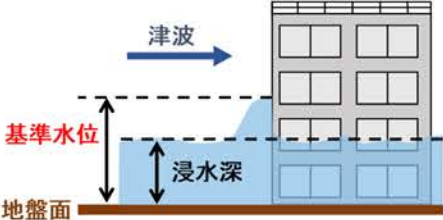
津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(112)



留意事項

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
 - この津波災害警戒区域は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

- 【基準水位】
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の有効な高さ等の基準となるものです。
 - この基準水位は、津波浸水想定の水位に津波が建築物等に衝突した際のせり上がり（水位上昇）分を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

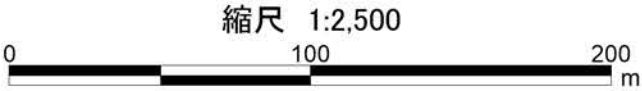


- 【地形（標高）データ】
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年時点における国土地理院、国土交通省の航空レーザー測量結果を用いて作成しているため、その後の開発行為による地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和4年度時点の数値地図（国土基本情報）をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
■	市町村界
■	町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
市町村名	津久見市
図面名(図面番号)	区域図(113)